

にも、新義真言の僧衆と、もに、召されたる也。

僧正江戶より再び駿府に來りて、南都興福寺の喜多院、高野山の寶龜院、大樂院、洛東智積院の玄宥、吉田神龍院の梵舜及び金地院崇傳等と、もに、法話をなし、やがて淺草觀音院忠尊を伴ひて、三月二十八日上洛す。三月が程を山に送りて、復び仙波に赴くため、山を下り、駿城に登りたるは、七月十一日の事なりしが、また所望に應じて、在府の台徒を集へ、十六日まで論席をぞ催しける。

家康がいかに僧正の智行を尙び、いかに台教に執心なりしかは、十八年二月より八月に至る半ケ年の間に、論議を命じたる度數を見ても知るに足らん。

◎駿府記云。二月十八日、天台座主、正覺院僧正、藥樹院、五智院、禪行坊、禪定院、多武峰竹林坊、武州川越仙波南光坊僧正、仙波中院、淺草安養院、觀音院、江戸神田立法寺、上野千妙寺僧正、其外三十人、事利豎横之論議、相入之手立、何れも面々胸中盡すと云々。  
◎又云。廿三日、自叡山天台宗五六輩依參府、今日、三首病人論議在之、一字不説之論議、論議終而賜饗云々。

◎又云。廿八日、叡山正覺院僧正、千波南光坊僧正、上野國くろれの千妙寺僧正賜饗、三人僧正三方膳、御施物銀十枚、被物二領宛、中老僧衆銀五枚、被物二領宛賜之、若輩僧青銅二百疋、被物一領宛賜之云々。

◎又云。三月四日、天台論議、講師藥樹院、五智院、覺林坊、召三人、四十人爲合手問答、ほうしんを離て成佛歟、即身成佛歟之論議、論議終而賜饗云々。

◎又云。六月廿一日、天台論議。

◎又云。七月六日、南光坊僧正從叡山下著云々。

◎又云。十七日、論議。

◎又云。廿三日、論議。

◎台徳院實紀云。五月十九日、駿城にては、三井の僧徒日光院等めして、天台論議聞し召さる(國師日記)

◎又云。六月九日、三井の僧等駿城に登り拜謁す、明後日論議聞し召さるべしと仰出さる(同上)

◎又云。十一月、駿城にて天台論議聞し召す、竹林坊重順、五智院倭海、玄陽院等なり。講師は金乘院つかうまつる(同上)

◎又云。廿四日、駿府にて天台論議聞し召さる、三井寺僧喜見坊、眞淨院、法泉院、圓光坊、竹林坊重順、五智院倭海、瀧の龜井坊、明星坊等召しのほり、法藏院講師たり(同上)



◎又云。七月十七日、駿城にては天台論議開し召さる、講師は日增院珍祐、精義は南光坊天海僧正つかうまつる(同上)

八月十一日、僧正辭見の爲に登城したりけるに、即座の論議を望まれしかば、法の如く催したり、家康深く其勞を痛らひて、手づから藥湯を進めたりき。  
徳台  
院實紀、本光國師日記、駿府記、慶長年録、天台座主記、大日本史料、徳川三百年史、當代記、慶長  
日記、道春年譜、東源記、講泰記、戰國時代本願寺、金澤別院記、信長記、讀史餘論、史學雜誌、野史

### 第三編 人師

#### 第一章 一句問答

八月十五日巳刻(午前十時)家康俄に駕を命じて、増上寺觀智國師存應源譽を其宿坊報土寺に訪ねたり。供奉は、本多上野介正純、安藤帶刀直次、成瀬隼人正正成、松平右衛門正綱、村越茂助直吉外百餘輩承る。報土寺にては、門の内外を清掃して、廓山、吞龍、了的等の高足を始め、禮を竭し、恭を盡して、謹んで輿を迎へ奉る。やがて國師を引見して、法問を聽聞ありけるが、問題は、一念彌陀佛、即滅無量罪にして、一代の明匠觀智國師の、特に意を用ひて講演したる事なれば、如來因位の誓願虚からず、正覺を取り給ひて、四十八願悉く成就す、人一たび彌陀如來を念ずれば、即ち無量の罪業も消滅して、八萬四千の光明に攝取せらるゝの理、深く心肝に徹せずといふことなし。  
法問午時に至りて果てぬ。乃ち饗膳を國師等に與へて、報土寺を出るや、駕



は駿城に還さずして、安倍川小路なる山門探題、南光坊天海僧正が寓所へぞ向ひける。此處にても亦、僧正の該博達識なる法談に耳を傾けたりけるが、家康は更に閑室に入りて茶を命じ、僧正にも接伴せしめて、猶清話の盡くるを覺えず仲秋の夕陽空く山陰に没して、明月の東天に昇るに驚き、急ぎ駕を促して、黄昏の路を歸城したりけり。

僧正も續いて登城し、不時の御成の謝辭を言上して、身の暇を申し乞ひぬ。其折、江戸の新城も大方工を竣るべければ、この冬には緩々彼の府に赴き、鷹狩して仙波をも視んと思ふ也。何事も再會の時を期すべしと、一時の別離を慰められたり。

翌る十六日、僧正は駿府を辭して仙波に歸山せり。駿府よりの消息は、頻々として寧日なく、目のあたり睹るが如く報じ來すなり。九月二日の事とぞ聞えし。觀智國師駿城に登りて、佛法密談の事あり。此時、國師容を正して申しけるは、佛法は、元來釋迦如來の一法に候へども、末世に至りて八宗十宗に相別

れ、其宗旨毎にそれ々の教へ方、勸め方をも生じたる義にて御座候。然れども、元來釋尊の一法なればとて、諸宗を信仰し、彼よ是よと踏み迷ひ候ふては、一心の歸する所なく、所謂雜學雜門など、申して、孰れの宗旨にても、好しからの事として相斥け申し候。況てや、念佛宗門は、他力の信を基とすれば、雜行雜修を魔障の如く嫌ふ事にて候ふとなりき。家康之を聞きて、いかにも左様これあるべき義と存ぜらる。萬の道の學問も、諸の藝術を勸むるも、一筋に思ひ入つて修行致さぬに於ては、成就致し難き道理也。併し後世の願ひやうには、大身と小身と二様の相違ある事と存ぜらる。其仔細は、我が一分を助からん爲ばかりに、後世を願ふものは、孰れにても其身を思ひ入りたる宗旨に、一向専念に頼み入り、他宗他門は顧みずとも、埒開くべき事勿論也。去ながら、既に天下國家を保つべき身となつては、我れ獨成佛する分別のみ致しては、大身の義に背くべきに由り、願はくは天下人民をして、悉く皆佛道を成ぜしめんと、大願を立てずては叶はざる義也。天下萬民、皆淨土の一門に歸



するならば知らず、其信ずる宗門、八宗十宗に別れて、一様ならず。然らんには、諸宗ともに如在なく建て置くやう心懸け、諸の衆生をして、剩さず漏らず導かしむるやう、意を用ふべきこそ、天下國家を保つ者の、大誓願と申すべけれ。我れ今諸宗の教義を聴くも、畢竟此の誓願に外ならじと論したりしかば、國師も返す辭なく、天下の御主の廣談、さこそ候はめと申して、御前を退きたるが、家康は太だ擇ばざる色を表はしたりとぞ。是天台宗御崇敬の爲なりと言ひ傳へたり。

八月二十六日附を以て、關東天台宗の法度書を制し、將軍秀忠の判物を据る、之を喜多院に交付し來れり。

關東天台宗法度

- 一、不受本山之儀、濫住持停止事。
- 一、不遂戒牒、非其器用輩、何敢可附所化乎、可有斟酌、雖然、從往古於爲法談所、可隨時宜事。

諸末寺不可背本寺之命事

- 一、不經本寺々衆議而、從山門直不可請證文事。
  - 一、於一寺被追放、他寺又不能敍用、若山門押而於有許容者、關東又不可承引叡山之下知事。
  - 一、所化之面々、令一列、或好公事、或企連署之條、其咎甚以不輕、尤可有制禁事。
- 附 所化法談所經廻、不可闕一季之時節事。
- 一、一山之學頭、別當并衆徒、有任雅意、於本寺速可裁許事。
- 右條々任今年二月廿八日先判之旨、彌可相守此趣者也。

慶長十八年八月廿六日

喜多院

御判

尊海僧正中興以來、關東天台教院の本山たりし星野山は、是に於て再び其本山たる實を明かにしたるなり。但北院を改めて喜多院となしたるは、中院を境



内の外に移して、大殿建立の設計を企て、慈悲堂、方丈、庫裏の構營成りたる、八月頃の事なるべきか。是より喜多院は星野山の總稱となりて、無量壽寺の名は、本尊佛と、もに、世に著れざるに至れり。

九月二十七日、家康江戸に到りて西城に入る。この報を領して速かに仙波を出て、西城に登りて安著を賀しぬ。實に十月三日なりしが、秀忠も亦座に在りて、交々法問を聽かんことを望まれたり。僧正豫めかくあらんを知り、常陸笠間の月山寺、上野春日岡の總宗寺元海、下野那須の法輪寺辨海、并に眞光寺西蓮寺等に、參府を命じたりしかば、觀音院、安養院、立法寺等を加へて、直に論席を開く事とせり。時に家康命あり、吾れ常に法筵の側に臨みて、醍醐の極味を嘗め、身心悅懌して老の將に至らんとするを知らず。去ながら端坐すること久しきに彌りて、意外の疲勞を覺えぬ。更に好方便はなきものにやとなり。僧正承はつて命を領し、退いて衆に告るやう、今日より大檀越の前に於てする問難答折は、須く一挨一拶に限るべしと。斯くして論席に參するに、

語簡にして意明、言々玉を碎き、句々金を拾ふ、昭々歴々、道根の芽を抽づること、却つて日に新なるを覺えぬ。聽く人、洗練の妙句に酔うて、義理徹底の奇に駭き、天台の一句問答と稱えて、後代の龜鑑とぞなりぬる。是日、淨土の誓願寺、并に廓山等も聽衆の内に在りたり。猶九日、十九日の二席を勤めて、僧正は仙波に還りけり。

◎駿府記云、十月六、三日南光坊僧正、於新城論議、題、現世安穩、後世善所、兩御所御聽聞、淨土宗廓山、江戸誓願寺聽衆、云々

◎同上、九日於新城南光坊僧正論議、其外十三人、兩御所御聽聞、持戒、毀戒、威儀具足、及不具足、正見、邪見、利根、鈍根、等兩、法兩、煩惱不斷成佛、五逆罪滅、不滅歎、精義南光坊僧正、講師那須法輪寺云々。

◎同上、十九日、巳刻幕府新城渡御、南光坊論議御聽聞、題、以我功德力、如來加持力、法界力、三具足、爲即身成佛云々。

是月二十九日、家康敗獵して川越城に到りしが、乃て喜多院に詣て、新築の諸堂を一覽し、またもや論議を所望したり。其間、巳刻(午前十時)より申刻(午後







山延曆寺と相并びて、天台の二山と稱えられし満願寺も、三十六院二十五坊漸く廢退し、僅に古法を相續して艱難に堪へたる櫻本房の宗尋法印、遊城房の昌永法印、淨土院の昌策法印、禪智房の昌能法印、藤本房の良安法眼、光樹房の宗佐法眼、法門房の昌益法橋、教城房の昌學法橋、少納言昌重律師の九僧、慈氏出世の曉に遇へるが如く、一同に山を下りて鉢石に出迎へたり。當時光明院は廢絶して年已に久しく、纔に其跡を留むるのみなりしかば、衆徒の請ずるまに、坐禪院を宿坊となし、爰に第五十三世の監守として、入院の儀式を執り行ひ、淨土院の亮俊法印を擧げて、舊例に依つて檢校職となし、一山の法務學務を管掌せしめたり。

時を同うして將軍家より朱印を下し、足尾郷六百石の他に、今市、久賀、草久の三郷を、寺領供養料として寄せられしにぞ、一山の衆徒等、日光山中興の勝業、今將に成らんとするを驩び、手を額にして互に相慶しつゝ、監守上人其器を得たることを稱えたりき。

入院の式を畢るや、僧正は先づ此由緒ある靈山を一巡すべく、坐禪院を立ち出でたり。東道には教城房の昌學法橋之に當り、天平神護二年三月(弘法大師碑文に神護景雲元年四月上旬とあり)勝道上人、初て山に入り、創建したりし東山の麓、四本龍寺の遺蹟より起りて、山上の中禪寺、其麓の立木の觀音、寺ヶ崎の慈覺大師藥師堂、上野島の開山上人の碑のあたりまで、老軀を扶けて詳細に巡覽せしむ。慈嶺銀漢を挿み、白峰碧落を衝くといひけん、往時の補陀洛山の靈光、依然として猶存し、東西は龍の臥せるが如くにして、彌望極りなく、南北は虎の踞れるが如くにして、棲息するに興あり、妙香を指して以て儔となし、輪鐵を引いて而して帶となす、衡俗の猶卑きを笑ひ、崑香の又劣れるを晒ふ、日出で、先く明かに、月來りて晚く入る、天眼を假らずして萬里目前にあり、何んぞ更に鵠に乗らんや、白雲は足下なり、千般の錦華機なくして常に織り、百種の靈物誰人の陶冶ぞ、查に乗るに因らずして、忽ちに雲漢に入り、妙藥を嘗めずして、神窟を見るを得たりとの文は、現に人を欺かず、山氛嶺氣



卿々として心に逼るを覺えぬ。僧正は杖を湖畔に立て、願望するに、四面の高  
 峯水中に倒影し、百種莊を雪地に敷き、金華枝に發く、池鏡私なく、萬色誰  
 か逃れん。山水相映じて、乍ち見て勝を絶ち、瞻佇未だ飽ざるに、風雪人を  
 趁ふの幽情、懷に禁せざるものあり。殊に千里の松柏水に臨んで綠蓋を傾け、  
 百圍の檜杉嚴に竦つて紺樓を構ふるの邊、五彩の花一株にして色を雜へ、六時  
 の鳥響を同うして嘴を異にす、白鶴汀に舞ひ、紺鳧水に戯れ、翼を振へば鈴  
 の如く、音を吐けば玉と響く、松の風は琴を懸け、坻の浪は鼓を調べ、五の音  
 は争つて天韻を奏て、八の徳は澹々として自ら貯ふ、霧の帳、雲の幕、星の燈、  
 電の炬、池中の圓月、空裡の恵日、孰れか佛種ならざらん。此靈山を開き、  
 此勝境を相て、此處に神宮寺を造營し、四年の間常住修道したる勝道上人の道  
 風を懷へば、轉た今昔の感に勝へざるものありけり。  
 抑勝道上人は如何なる人にて、如何にして靈山開闢の大業を完うしたりし  
 かを釋ぬるに、上人の祖は、遠く垂仁天皇に出づ、天皇第九の皇子池速別命の

王子、佐保穴太部となりて臣下に列し、其子孫出で、諸國に住す。勝道上人は  
 實に命第十九世の孫也。俗姓は若田氏、天平七年四月二十一日、下野國芳賀郡  
 高岡に生る、父は高藤介といひ、母は吉田氏なり。上人初め嚴朝と稱し、後勝  
 道と改む。法を持すること勇猛にして、錫を飛して國內を周遊し、偶都賀郡  
 二荒山の魑魅通ずること罕に、人蹊也絶えたるを相て、是れ必定異人の都する  
 所、靈物斯に在り、仁山に依つて智水を託するには、此れに過ぎたる勝境あら  
 じと、乃ち天平神護二年三月、志を決して山に登りしも、振古以來一人の登  
 攀したる者なき靈山なれば、雪深く巖峻く、雲霧雷鳴、なか／＼に上るべから  
 ず。山腹に住つて修禪すること三七日、遂に四本龍寺を創めて山居の身となれ  
 り。時に歳三十二なり。

斯くて十有六年を経て、天應元年四月上旬、復た山巔を究めんとしたるも、  
 上ること能はず。翌二年三月中旬(八月十九日延暦と改元す)、諸神祇の奉爲に、  
 經を寫し、佛を圖し、裳を裂いて足を裹み、命を棄て、道に殉へ、經像を緹負



して山麓に至り、經を讀み佛に禮すること一七日夜にして、堅く發願していはく、若し神明をして知ること有らしめなば、願くは我が心を察し給へ、我が圖寫する所の經、及び像等、當に山頂に至りて、神の爲に供養して以て神威を崇め、群生の福を饒ならしむべし。仰ぎ願くは善神威を加へ、毒龍霧を卷き、山魅前に導きて、我が願を助け果さしめられんことを。我若し山頂に到らざれば、亦菩提に到らざらんと。

是の如く願を發し訖つて、身は白雪の皚々たるに跨り、手は綠葉の瓏瑒たるを攀ぢて、一登一息、木を伐り、棘を芟り、棧を架し、巖を穿ち、信宿にして辛じて山頂に到りて見れば、豈圖らんや、乾坤剖判の創より、千古不涸の神水を湛えたる、二大湖海の展開せんとは。勝道上人は遂に湖畔に草庵を結んで禮懺供養し、三七日を以て四本龍寺に降りしが、延暦三年三月、再び山頂に登りて、新に一隻の舟を造り、湖中に掉して周覽し、更に神宮寺を創めて初願を果すことを得たり。

桓武天皇上人の道譽を聞し召され、勅して上野國講師とせらる。上人また都賀郡城山に華嚴寺を建て、彼此往來しつゝ、物を利し、道を弘めたるが、大同二年天下早魃に際し、國司上人に請ふて雨を祈らしむ。上人命を領して二荒山山上に登り、湖に臨んで祈禱を凝らし、に、甘雨滂霈として四州を潤し、百穀豐熟、萬民鼓腹するに至れり。此事天聽に達して、平城天皇下野國司橋利遠に勅して、寺院を修築せしめ、堂宇の輪奐、靈壇の莊嚴、初めて人の目を奪ふの美觀を添ふる事とぞなりぬる。

弘仁十一年九月、弘法大師登山して新に瀧尾を開きぬ。當時上人寂して後數年、門弟道珍、勝尊、仁朝、尊鎮、教晏、昌禪等遺法を守りて、山上山下を護持し居たり。大師再び山を開くに方り、道珍等は大師に歸して眞言を奉じ、教晏昌禪等は古法を守りて華嚴を修め、一山自から兩派に分る。弘仁の末、教晏偶、勅願の命を奉じて、觀念を凝らしけるに、其驗灼しかりしを以て、擢て僧都に擧げられ、勅して滿願寺の號を賜ひ、僧都を以て日光山座主に捕する



の宣旨を下さる。是れより日光山は座主の住山となりて、法光遠近に輝けり。  
 第三世を千如上人といふ。故勝道上人の遺弟也。千如第四世を同門の神善上人に傳ふ。神善も亦同門の昌禪講師を以て第五世に推す。第四代の座主是れ也。  
 昌禪の山に座する時、嘉祥元年慈覺大師圓仁、仁明天皇の勅を奉じて山に臨み、座主昌禪と相議り、比叡山に擬して東、中、西の三院を開き、衆徒を三十六坊に配置し、一山の總稱を、一乘實相院満願寺と改めたり。勝道上人の遺弟尊蓮、尊鎮、弘法大師の門弟等、皆帝詔を奉じて圓仁に歸し、茲に一山舉つて天台一宗となんぬ。依つて圓仁和尙山南を開きて、法華常行兩堂を起し、親しく傳教大師の尊像を刻んで後堂に安置し、又摩多羅神を勸請し、更に山王大權現を生岡に奉祀して、當國の鎮守とぞ崇めける。

第六世座主尊蓮上人にて、開山上人の遺弟盡きぬ。是より衆徒中に就て、學行智徳の俊秀なる者を舉げ、座主職たらしむる事とす。其世代左の如し。

座第七世主 明秀大徳

座第八世主 聖兼大徳

座第九世主 頼肇大徳

座第十世主 慶真大徳

座第十一世主 明覺大徳

座第十二世主 宗圓法印

座第十三世主 快舜阿闍梨

座第十四世主 有尋大徳

座第十五世主 良重大徳

座第十六世主 聖宣法印

座第十七世主 禪雲

座第十八世主 隆宣法橋

座第十九世主 觀經僧都

座第二十世主 覺知大徳

座第二十一世主 靜覺大徳

座第二十二世主 文珍大徳

座第二十三世主 相辨大徳

座第二十四世主 辨覺僧正

辨覺僧正は、常陸の大方五郎藤原政家が六男也。學徳世に秀て、法儀衆に超ゆ。鎌倉の執權北條武藏守泰時之に歸依し、延いて將軍頼經の崇信を被り、遂に鎌倉の大御堂(勝長壽院)を兼帯せしめらる。是より先、源頼朝遠く信を晃山に寄せ、三昧堂の法儀を喜び、摩多羅神の威徳を崇めたりしかば、文治二年九月、當國寒河郡の内十五町を寄附して、永代燈油の料となし、又常行三昧兩堂



を重建して、舊觀に復しぬ。世に常行三昧堂を稱して、賴朝堂と謂ふもの、是れが因をなしたる也。後また實朝も篤く信仰し、専ら懇志を運びたるが、源家亡びて暫く檀縁を絶てるに、是に至りて復た再興したり。されば辨覺僧正は、一乘實相院の上に、勝成就院の總院號を重ねて、専ら國家鎮護の道場としたりしが、延應元年、四本龍寺回祿に罹りて、新に本坊を建てぬ。仁治元年、四條天皇勅を下して、光明院の號を賜り、是より四本龍寺の號は千手堂に移りて、座主の本坊を、光明院と稱べり。

第二十五世 性辨阿闍梨

第二十六世 尊家法印

尊家法印は、將軍宗尊親王の歸依僧として、南御堂に住せしめられ、尋て日光山座主に補せらる。其俗姓を尋ぬれば、鎌倉二世將軍三位賴家の遺子なり。時頼亦深く之を崇敬し、此れより日光山の座主は、悉く貴族より出づるに至れり。殊に第二十七世の座主源惠大僧正は、座主大僧正の始にして、重に勝長壽院に住し、日光山の山務は、坐禪院の住職、光明院留守職を承り、旨を座主に

に受けて取扱ふ事となれり。

第二十八世の座主仁澄大僧正は、將軍惟康親王の第一王子也。是れを皇族座主の嚆矢とす。第二十九世の座主仁慧法親王は、後嵯峨天皇第十四皇子にして、仁澄大僧正の法嗣たり。第三十世の座主道潤大僧正、第三十一世の座主聖慧權僧正、是れは惟康親王第三王子にして、仁慧法親王の法嗣也。第三十二世の座主慈道法親王は、龜山天皇第十七皇子にして、青蓮院より日光山に轉じ、光明院に住し給へり。

第三十三世 守慧大僧正

第三十四世 聖守法親王

第三十五世 聖如僧正

第三十六世 滿守大僧正

第三十七世 慈玄大僧正

この大僧正は、一條關白左大臣實經の第九子也。故あつて座主寺務を謙退しけるを以て、光明院の住職、日光山の座主として中絶し、山務は擧げて坐禪院の住職、權別當をして監守する事となれり。實に應永二十七年也。其世代左の



如し。

第三十八世	昌瑜法印	第三十九世	昌勝法印
第四十世	昌繼法印	第四十一世	昌潤法印
第四十二世	昌繼法印	第四十三世	昌宣法印
第四十四世	昌源僧正	第四十五世	昌顯法印
第四十六世	沙彌丸	第四十七世	若王丸
第四十八世	昌膳法印	第四十九世	昌歆法印
第五十世	昌廣法印	第五十一世	昌淳法印
第五十二世	昌尊法印		

この昌廣法印の時、北條氏の故を以て豊臣秀吉の憎悪を受け、一山大に廢頽す。昌尊法印紹いで山務を攝するに及び、衆徒との間に異議を生じ、遂に離山の已むべからざるに至り、即ち今回天海僧正の鈞命を拜して、其後に別當たるに至りける也。

僧正は坐禪院に於て、傳統の舊記を調べたる上、古來日光山の朝暮の間に崇敬せられ、竹園槐門より出で、座主に補せられたる由緒を知り、心に滿願寺の興復を策しながら、檢校亮俊法印に、鎮護國家の祈願を怠らず、一山の學侶を勸むべき事を命じ、猶教城院の昌學法橋が乞ふに任せて、弟子の列に加へ、天祐と號せしめ、自身は片岡勘右衛門父子を伴ひて、一先づ山を下りけり。日光坊井總院舊跡記、勝道人上人碑文、日光山志、見山拾葉、日光大觀、下野國誌、大日本地名辭書、佛家人名辭書、本朝高僧傳、日光山列祖傳、大師緣起。

### 第三章 祖志繼紹

僧正日光山より歸りて、之が復命のため、十二月朔日を以て、江戸西城に登り、家康に謁したり。時に家康の語るやう、近來日課を六萬遍づ、唱ふる事に致して、毎日の所作と致し居る處、老人の入らぬ課役なれば、今少し數を減らすやう、皆々申し聞けるなり。如何にも數を減らし候は、樂になり申すべけれども、幼少より戰國に生れて、多くの人を殺したれば、切ても罪滅しにも



なり申すべく、一つには、年若より一日も閑に暮したることなき身とて、當節の太平の代には、閑過ぎて困り居るなり。何か業を致さんかとは存ずれども、夫も入らぬ事なれば、念佛を日々の稽古專の代りに致し居る次第なるが、斯くすれば、毎日朝起も致し、夜分も早く寝み申さぬ様にして、怠らず心懸くる故、身體にも少しの隙もなく、食事に中る事もなくして、健かに日を送るなり。但し此れが果して菩提の善果を得る方便なるか、僧正の所思を承りたしと言ひて口を塞ぎぬ。

僧正對へ申さく、念佛も亦大圓教の中に籠りて、慧心院の源信僧都、専ら此門を開き給へり。等しく上求菩提の道なれば、争てか善果を結ばざるべき。抑佛出世の本意は、一切の衆生をして、一如の理を證らしむるにありと雖、衆生の機は平等ならず、或は利きあり、或は鈍きあれば、法も亦随つて、或は頓あり、或は漸ありて、諸經の論趣同じからず、開閉異りとは申しながら、遂には菩提を期する也。譬へば、猶大醫の藥を與ふるが如く、衆生の病千差なれば、

其處方も亦萬別なれど、要は苦を濟はんと欲する也。世尊は誠に大醫にて在しませば、機に應じ縁に随つて教を説き、苦を抜き樂を與へんとし給ふが故に、八萬の法藏に權あり實あること、猶大醫の投藥に百味あるが如くにこそ候へ。されば、八宗十宗總て利生濟世の具にして、一つを廢つるも堰ふまじき歟。元來聖德太子の三寶を興隆遊ばしたる御趣意は、大乘經を以て機期相應の教法とし給ひ、之を我が國情に一致するやう、順熟して流布する時は、萬民皆道を知つて、國富み世豊に、寶祚長久、國土安寧、此上はあるまじとの聖慮にて、小乘を棄て、大乘を採り給ひしにて候ふ。然るに平城の朝に至りて、唐國との交通盛んに開けて、經論の舶來數多しく、僧尼の渡來少からず、三論といひ、法相といひ、乃至律といひ、華嚴といひ、唐國其のまゝの教法行はれて、聖德太子興隆の御趣意には相背けり。時なる哉、藥王菩薩の化身として、傳教大師世に出で給ひ、頽瀾を既倒に回らして一乘止觀の妙門を開き、眞言秘密、佛心禪の二宗を併せて、茲に顯密禪の三一致を計らせらる。其眞意は、此大囊の中



に所有教法を網羅して、一大大乘教を陶冶し、天台一宗を以て、天下を領有せんとは企てらるゝにて候ひしぞかし。さればこそ南都七佛寺、并に僧綱をも對手として、夫の顯戒論をも述作し、大乘の佛法を奉ずる僧尼の、小乗の戒律を受け、威儀を保つことの無意義なるを論じ、遂に顯教の戒壇を許されて、圓頓菩薩戒を授くるには至りしなれ。然れども、世壽限りあり、大師は五十六歳にして、早くも入滅し給ひしかば、簡程の壮志も中道にして挫折して候ふ。天若し大師に年を假し給はば、我朝の教法は一如に歸して、八宗十宗には別れざりしものをと存じ候ふ、と坐に點涙を吞んで慷慨したりき。

僧正が述懐の底には、己根本大師の遺圖を承繼ぎて、三關一致の教權を張り、諸宗合一の大業を成就せんとする、鴻圖雄志の仄見ゆるを覺えたり。同伴したる中院僧都實尊の、老漢の英意を壯なりとしたるのみならず、家康も深く感動したる所やありけん、其氣色極めて麗しくして、僧正に對しては、仙波の地に寺領五百石を寄せ、中院には、黄金十枚を賜ひて、漸く身の暇をぞ興へける。

家康が教理研究は、江戸に來りても、旅館に在りても、聊かも減ずることなく、十月七日には、淨土宗の關東の所化を召して、新城に於て法問を聴き、翌八日は、吉祥寺を召して、曹洞の法問を聴き、十一月四日には、武州忍城に在りて、弘善院、長久寺、恩壽院、玉藏院、無量寺、長孝坊、吉祥院、明星院、觀音寺、鏡識坊等を召して、新義真言の論議を聴けり。

かくて曆日こゝに極りて、明れば慶長十九年となりぬ。正月六日、觀智國師拜禮の後、僧正も賀正の祝詞を言上したるに、忽ち命ありて、其夜論議を所望せらる。乃ち台徒を集へて、一夜論議を開きけるに、常陸國笠間の月山寺に、學匠料として、寺領三百石を寄附せられ、大に面目を施したり。是月も亦九日及び二十日に二座の論議を催す。殊に二十日の夜の如きは、家康明朝江戸を發して、駿府に歸るべき前夜なり、朝來諸侯の辭見の爲め登營する者陸續たりしかど、一人も對面を許さざりし間に於て、閑を偷んで聽法に耳を傾けたるにぞありし。



◎台徳院實紀云、九日、諸宗の僧侶本城へ早くのぼり、歳首を賀し奉り、はて、天台淨土の法問開し召さる。

◎駿府記云、正月六日、増上寺觀智國師御禮、法問、僧衆弘經寺、新知恩寺、勝願寺、了的其他、天台衆、眞言衆、諸宗御禮、入夜、天台南光坊論議、常陸國笠間郡月山寺、依爲學匠寺領三百石御寄進。

◎駿府記云、二十日、及晚有天台論議、精義南光坊、講師法輪寺。

四月には叡山に登るべき法務あれば、其以前に仙波を出て、三月二日に駿府に登城せり。折から僧正の手には、大久保相摸守忠隣より、密かに家康に上るべき訴狀を握り居たり。忠隣は徳川家譜代相傳の士にして、十一歳より家康に仕へ、今茲六十三歳に及ぶまで、忠功を抽て、大業を輔佐し、本多佐渡守正信と、もに、柱石棟梁の老臣と稱せられたりしに、京都に於る耶蘇教徒の處分を命ぜられ、上洛したる後に於て、家康の勘氣を被り、小田原五萬石を收公して、江州に徙され、井伊直勝に預けらるゝ身となれり。三男右京亮忠勝、四男主膳正忠長は酒井備後守忠利に預けられて、川越の城に幽せられたり。本多

正信の傳へたる仰には、去年忠隣が養女を以て、山口伊豆守重信の妻としたるに、豫て兩御所の御聽にも達せず、執事の身として、始めに憲法を犯す條、其罪輕からずといふにあれども、人其故を知る者なし。忠隣深く恐懼して、頻りに其冤を雪がんとし、竊に目安を認めて、之を忠勝に寄せ、忠勝亦密かに之を僧正に致して、其執達を乞ひける也。僧正熟考ふるに、今本多正信は、江戸將軍の執事たり、子正純は駿河大御所の執事たり。父子の權勢並ぶものなく、將に飛ぶ鳥も落なんとす。此間に立つて、勳績威重ともに相伯仲する忠隣の身は、誠に累卵の如きものありしならん。兩雄并び立たず、龍虎相搏つは、天下の通狀也。忠隣の多智なる、此間の消息を知らざるにあらざるべきも、子孫の爲に謀らば、此雪冤も亦洵に已むべからざる事ならむと。さてこそ之を携へて駿城に登り、座右人なきを待つて、密かに之を呈したる也。家康之を受くるや、遂しく披見したり。而して一再、三再、繰り返し、熟覽したりけるが、遂に措いて顧みざりき。僧正は忠隣いまだ新十郎忠泰とい



ひし十一歳の秋より奉公して、影の形に随ふ如く近侍し奉り、今六十歳の老の坂を上り来て、罪ならぬ事に坐せらるゝこと、いかに口惜かるらんと、同情の涙を禁め得ざりき。

十二日、淺間大明神の社に能樂あり、僧正召されて之を観る。南都興福寺の一乗院、喜多院、紀州高野山の寶龜院、大樂院、明王院及び五山の長老、月山寺、藥樹院等も、皆陪覽の席に列せり。翌十四日には、駿城に二座の論席を開かれ、先づ法相宗より始まりて、一乗院、喜多院兩門跡精義を勤め、總持院之が講師たり。畢つて真言の論議に移る。講師は遍明院なりき。折柄參向の兩傳奏、公卿衆、五山衆、淨土衆及び月山寺、藥樹院慶存等と、もに、僧正は許されて聽衆に列したる也。

是を名殘として、僧正は登岳の爲に上洛の程に上れり。山門に到達すれば、幾ほどもなく勅命を以て、禁中に論議を開張せしめられたり。仍て山門東關の義虎を請じて、禁闕に參内し、小御所に於て論席を展しぬ。當日は圓頓行者念

西方彌陀耶復不念耶』を以て題とし、藥樹院已講久運僧都講師となり、天海僧正が徒弟にして未だ得度を経ざる、十二歳の登良麻呂羅染して晃海と號すを問者として、大に風雜の奇才を發揮せしむ。殊に天海の我心即西方の旨を顯して精義する議論に至つては、前に古人なく後に來者なく、汗馬に鞭つて曠原を馳突するに似て、聽く者をして能く心境を開かしむること、恰も雲霧を捲いて風月を吐くが如し。簾中の寂感は申すも畏し。月卿雲客孰れも聲を放つて歎稱し、姑く宮中の梁塵を動かしたりき。夫れ唯心の樂國は十方に普徧し、自性の彌陀は一智に圓融す、應を色聲の境ひに妙にし、光を心目の間に流して、妄を返して眞に歸し、塵に背きて覺に合するの眞理を悟ること、浮生の喜び、何ものか之に若かんと、僧正を跪拜する人すらありき。

其翌る朝の事なりき。京都興聖寺の開山上人圓耳和尚、僧正を訪れ來ぬ。和尚は僧正が黃襲の關を透過して、葉上の密蹟を繼續すと聞き、入室して其灌頂を得んとするなりき。僧正情和尚の道器を相るに、顯密禪の一致を護持して、



長樂の宗風を擧ぐべき大器たるを看破したれば、大法一も庾す所なく、玄底を盡くして之を瓶瀉し、乃て顯密禪一致弘通の印證を與へたり。駿河御文章、江戸會  
山大師傳、顯戒論、守護國界章、台德院實紀、駿府  
記、當代記、藩翰請本朝高僧傳、東源記、誼泰記

### 第四章 血脈相承

大御所の尊稱を受けて、四海の威信を荷ふ徳川家康は、前に右大臣を辭し、後に將軍を辭したれば、今は無官の隱居也。朝廷にては、其功臣を待つ道のに非ざるを論じて、任官を議すること一再ならず。遂に足利家の古格、豊臣家の新例に準じて、家康を拜して太政大臣に任じ、菊桐の御紋を許さん事に定りたり。去ながら既に一旦固辭したる極官なれば、今度も或は辭退せんも知るべからず。然らば准三后の宣旨を賜はるべしとの廷議なりき。是を以て、廣橋大納言兼勝、三條大納言實條の兩傳奏、日野辨光慶、廣橋辨兼賢、四辻宰相季繼、高倉少將嗣良等駿河に下りて、家康に内勅を傳へ、直ちに江戸に到りて、秀忠

に従一位右大臣の宣下を傳ふ。實に四月十二日也。秀忠は謹んで拜受したりしも、家康は固辭して受けず。唯だ秀忠が五女和子姫をして、女御に入内せしむる一事のみ、欣んで拜受したりき。

家康は大相國の冠冕をも、准后の尊爵をも、推辭して受けんとせず、一意に佛法の教理を研究せり。之が爲には、名匠者宿を四方より屈請して、法問論議を催すこと、月に十日を超ゆることあり。眞言の秘奥を搜らん爲には、高野山より寶性院、大樂院、寶龜院、多聞院、北室院、無量壽院、菴室院、遍照光院、如意輪寺、西南院、金剛三昧院、正智院、釋迦文院、覺明院、深山坊、俊長坊、岩盤坊、覺俊坊、覺證院等を。新義眞言の玄底を叩かん爲には、伊豆山の般若院、洛東の智積院、和州長谷寺の玄翁、近江の總持寺、關東の明星院、弘善院、長久寺、息諦院、玉龍院、無量寺、長教坊、觀音寺、菖蒲の吉祥院、結城の長存坊、下總の圓福寺、上野の鏡識坊并に建徳寺の學頭等を。禪の眞骨頭に觸れん爲には、可睡齋全長寺の宗珊、瑞光寺、得願寺、廣徳院、安猿寺存



康、大林寺、天林寺、吉祥寺及び秀陽、泉良、宗惠等を。淨土の本願を聽かん爲には、觀智國師存應、廓山、了的、吞龍、長流、理益等を。法相の教論を知らん爲には、南都興福寺の一乘院、喜多院、總持院、東北院、妙喜院、明王院及び法隆寺の阿彌陀寺等を。華嚴の妙諦を問はんが爲には、南都東大寺の清涼院、大喜院、總持院、無量壽院、專賣坊、治部卿等を召し集へて、法問を開き、論席を展べて一向諸宗の奥義を尋ね擇びたり。然るに機々の相投ぜざりしにてやありけん、或は秘惜して真如を語らざる者あり、或は粗ば綱要のみ説きて、玄理を盡さざる者あり、熱烈なる家康の欲求をして、満足せしむるものあらざる中に、獨海天僧正のみは、天下を維持する者は、則ち佛菩薩なり、宜く之を秘すべからずと思惟し、一乘の妙典、四教の義趣を傾倒して、底蘊を遺さず説示したるにぞ、機縁法縁悉く僧正に歸して、家康の信仰は、幾ど天台一宗に注ぎ、人師の至徳は、天海一人に歸したるかと思はしめたり。

僧正上洛の後、月山寺等を召して屢論議を聽聞し、切りに天台の教理を研

究したりけるが、一日陶神妙觀して一室に坐忘しつゝ、忽然として天真獨朗の玄妙を發明す。家康は法悦心に餘りて、偏に僧正の駿府に下る日を待ち焦れぬ。然る時に僧正は山を下りて歸途に就き、五月廿日の夕申刻を以て、駿府に入りぬ。而も正覺院僧正家海を首め、五智院倭海、泉福寺、東光院良珍、西樂院、佛眼院、竹林坊重順、慧心院良範、行光坊、日増院珍祐、寂光院、東光坊、覺林坊實見等の耆宿、學匠を同伴し、直ちに狀を發して、淺草觀音院忠尊、那須法輪寺元海、春日岡總宗寺亮運、月山寺、眞光寺、中院の關東僧をも駿府に招請したる也。廿一日に召しに應じて登城したるに、家康驩んで引見せるのち、佛法の難談に刻を移しけるが、僧徒等孰れも退出したる後に於て、僧正を與殿に請じ、天台宗歸依の意中を明かにして、頃日妙機を發明したるよし、詳に語り出でたるなり。僧正も深く其信心に感じて、遂に師資の芳契を結ばんことを免し、式に準じて法門の大事を説き、一宗の秘儀を語りて、初重の血脈を授け了んぬ。深殿迢に世塵を絶し、幽寂さながら山院の如し。受くる者は海内無



雙の大將軍なり。授くる者は東瀛不二の大國師なり。機々相應じ、肝膽相照し、以て此の相承受授の聖儀を擧ぐ、靈氣充滿して法光昭々たり。



(贊海天・筆繪探) 圖の承相脈血座對海天康家

必ず法規に違背せず、信順して退失せざらんことを誓ふと。是日を相承の初傳として、翌元和元年七月二日に至るまで、前後七回に涉りて、顯密禪の三教一

第三圖

致の玄旨、山王一實の神道に至るまで、秘篋を開き、奥儀を極めて、悉く傳授し、相承したりける也。今駿府記に據つて、其次第を敘述すべし。

- ◎ 十九年五月二十日、叡山衆御目見、暫時佛法御雜談、僧徒退出以後、於奥之間、血脈御相承、從南光坊僧正天海、令受之給。
- ◎ 同年七月二十六日、天台血脈相承、自南光坊御傳授。
- ◎ 同年同月二十七日、今日、南光坊天台法門之儀、於御數寄屋、令受傳授給。
- ◎ 同年八月十一日、南光坊僧正、天台佛法奥儀、被申上。
- ◎ 同年九月十五日、於御數寄屋、南光坊密々佛法御雜談。
- ◎ 二十年閏六月二十五日、天台法門傳授、南光坊被申上云々。
- ◎ 同年七月二日、南光坊僧正出仕、天台之法門、受御傳授給。

山門東關の學徒、悉く駿府に來會し、五月二十八日を以て論席を駿城に開き、『暗證禪師、誦文禪師、以教化可成佛歟、否』を以て題とし、二十四輩舌鋒を振へり。是を第一座として、秋九月四日に至る迄、論席を開くこと左の如し。  
六月二日、竹林坊重順、雞足院、日増院珍祐、觀音院忠尊に即座問答仰せ付ける。題は、『五逆罪人不可成佛』その答は『法華上而善惡不二、邪正一如、故



提婆如來預記可成佛」と説く。竹林坊講師たり。問答御入興。(駿府記)  
 同き六日、妙法院宮裕衣十領帷子十領、梶井宮五東六卷、青蓮院宮帷子單物  
 十領進ぜらる。前殿に出御ありて御對面。御前に於て論議、三門跡并に五山衆、  
 論議聽聞云々。論議題は「君臣相同一生歟、及他生歟」(駿府記)

- |     |    |   |     |
|-----|----|---|-----|
| 正覺院 | 光華 | 院 | 心院  |
| 正覺院 | 南義 | 院 | 真光寺 |
| 正覺院 | 正精 | 院 | 竹林坊 |
| 正覺院 | 正義 | 院 | 法華寺 |
| 正覺院 | 正精 | 院 | 五智院 |
| 正覺院 | 正義 | 院 | 覺林坊 |

自觀音院春日岡迄  
 惠光坊講師

翌七日、御能、三門跡、同く天台宗僧衆見物(駿府記)  
 同き九日、天台論議、先日選り殘されたる衆也。題は「抑止門、攝取門之心に  
 て、五逆之惡人、可成佛歟、否」。西樂院、行光坊、延命院、雞足院、東光坊、  
 覺林坊、法泉院、宗光寺、泉福寺、禪行房、嚴光院、相住坊也。覺林坊は人數

たりと雖、法泉院問答の相手に、別に仰せ付けらる。(駿府記)  
 同き十三日、天台論議、題は「威得衣裏寶珠限法華乎、爾前餘經有之否」、論  
 衆七日に同じ。雞足院、法泉院召し加へらる。講師慧心院。論議以後、「因業念  
 佛、果業念佛」に關し、竹林坊、五智院兩僧に問答せしむ。西福寺を御前に召し  
 て、此事仰せ出さる云々。(駿府記)

同き十六日、午刻、常御對面所に於て、天台論議、題「因業念佛」。今日は講師  
 なく、兩人づゝ問答、人數は九日に同じ。精義は慧心院仰せ付けらる。(駿府記)  
 同き十七日、天台論議、題「宅内にして乘太白牛車歟、宅外にして乗歟」。精義  
 正覺院僧正、南光坊僧正、講師月山寺、慧心院、真光寺、春日岡、竹林坊、法  
 輪寺、雞足院、日增院、五智院、慧光坊、法泉院。(駿府記)  
 同き二十二日、天台論議、題「元本之無明をば、等覺にして斷ずる歟、妙覺に  
 して斷ずる歟」。精義正覺院僧正、講師春日岡。南光坊所勢に依つて出仕なし。

(駿府記)



同き二十五日。天台論議、題「極善極惡、善人極樂に生ずる事早歎、惡人地獄に落る事早歎」、人數十六日に同じ。講師なく兩人づゝ問答、精義慧心院。(駿府記)

同き二十八日。天台論議、題「人天果報娛樂、無漏乎、有漏乎」。講師覺林坊、精義兩僧正、人數例の如し。春日岡所勞に依つて出仕なし。(駿府記)

七月三日。天台論議、題「世間相常住、本門に限る歎、迹門にわたる歎」、講師竹林坊、精義正覺院、南光坊兩精義、慧心院、宗光寺、月山寺、行光坊、法輪寺、日増院、五智院、慧光坊、東光坊、法泉院。(駿府記)

同き七日。天台論議、題「此經難持、若持者、我即歡喜、諸佛亦然寶塔」難に云く、此經者妙文也、妙法者心法也、心法難持、如何思惟、無觀法、只讀誦爲成佛緣乎、但讀誦者、譬春雖之鳴算他人之寶、利益不可有之と。答て曰く、此經者諸經之王、而功德超過、故不知不測、而受持讀誦、可爲菩提之緣。南光坊、五智院霍亂に依て出座なし。精義正覺院、講師法輪寺、左方慧心院、慧

光坊、竹林坊、眞光寺、法泉院、右方月山寺、春日岡、延命院、日増院、東光坊。(駿府政事録)

同き十一日。天台論議、題「塔中三身」難に云、寶塔之中、釋迦多寶有二佛、分身諸佛在地下之寶塔品也。答て云く、寶塔とは五大也、三身は法身、報身、應身也、釋迦多寶、法報にして色心不二の所を表す、應身從本垂迹而も、天上之月、池水に影を寫すが如し。然則三身共塔中にぎすといふべしと。

寺甲目

慧心院

園日孝

眞光寺

幸野孫

竹林坊

羽島正

日増院

舟井孫

東光坊

同き十六日。天台論議、題「目連救母事、目連も地獄に入て救歎、乍在娑婆」



救歟。右の題難者は此界に在て可救といひ、答者は自身共に俄鬼道に入り可救といふ。人数、精義南光坊、月山寺、真光寺、春日岡、竹林坊、法輪寺、日増院、東光坊、觀音院、講師三井寺法泉院也。(駿府記)

八月九日。天台論議、題法華入實者、阿舍之但空歟、方等之禪呵歟、精義南光坊、月山寺、真光寺、法輪寺、日増院、法泉院也。(駿府記)

同き十五日。天台論議、題法華圓頓戒者、退失歟、不退失歟、心大乘戒、一得、永不失とて、不失となり、然共其保人に依て退失する事も有べし。精義南光坊、

觀音院	精義南光坊	真光寺	日増院
觀音院	精義南光坊	真光寺	日増院
觀音院	精義南光坊	真光寺	日増院
觀音院	精義南光坊	真光寺	日増院
觀音院	精義南光坊	真光寺	日増院

(駿府記)

同き十八日。天台論議、題成佛得脫者、依自力歟、依他力歟、人数、講師明靜坊、東光坊、法泉院、禪行坊、寂光院、總持院、觀音院、精義真光寺(駿府記)

同き二十一日。天台論議、題法華涅槃二經勝劣、講師藥樹院、月山寺、真光寺、法輪寺、日増院、法泉院、精義南光坊僧正。(駿府記)

同き二十七日。天台論議、題法華彌陀、觀經彌陀、同體歟、別體歟、精義南光坊、講師月山寺、藥樹院、真光寺、法輪寺、日増院、東光坊、法泉院。(駿府記)

九月四日。天台論議、題提婆權者歟、實者歟、精義南光坊、講師月山寺、真光寺、日増院、東光坊、法泉院、觀音院云々。月山寺、真光寺、法輪寺三人御暇を賜ひ、關東へ下向す。(駿府記)

以上列記したるが如く、五月二十八日より九月四日に至る九十五日の間に於て、前後二十回の論議を開かしめ、九夏三伏の炎暑にも畏れず、秋霖心を惱す陰濕をも意とせず。而も一面には、方廣寺大佛供養の齋齋を生じ、又一面には、



大佛鐘銘の疑義出て、關東大阪の交渉頻繁なる際にも拘はらず、斯く心耳を論議に傾くこと、曾に英雄心中常に閑日月を有するのみならず、深く一佛乘に思ひを潜むるに非ずんば、奚んぞ能く此に至らんや。僧正が其鐵石の如き信仰心に動かされて、三教一致の奥旨、山王一實の神道を相傳したるもの、實に之が爲也。

接すること益、溢く、識ること益、深くして、家康は僧正を崇敬するの念、益、篤く固くなれり。乃ち心中の歡喜と、意裏の恭敬とを表せんが爲め、去る七月十四日、在府中なる五智院法印備海を以て、山門の代僧たらしめ、嚮に毛利中納言輝元入道宗瑞より獻する所の、宋版大藏經五千四十四卷を齎らして、之を喜多院に寄進したり。寶卷名山に藏せられて、時に轉ぜられて國民人に増益し、傳へて三百餘歳を経、今は稀珍の國寶となりて、現に星野山喜多院の輪藏に收藏せらる。是なん當年神將歸依の記念なりける。東照宮實紀附錄、台徳院國師日記、天台霞標、喜多院靈寶帳、天台座主記、花頂要略、梵舞日記、駿河みやげ、明良洪範、岩瀬夜話、大日本史料、東源記、謹泰記、大師緣起、日光山列祖傳、泰平年表、明

### 第五章 國家安康

洛東方廣寺の大佛は、故太閤秀吉の誓願によつて、南都東大寺の金銅盧遮那佛に擬して、造立したる尊像なりしに、去る慶長元年の秋、震災の爲に崩壊し畢んぬ。仍て再建の工を起し、同き三年六月、落慶の式を行ひけるが、其七年十二月に至りて、再び回祿の爲に焼亡し果てたり。右大臣豊臣秀頼、亡父の遺志を繼ぎて、尊像を銅もて鑄奉り、殿閣つきしく造り參らせ、多年の工程茲に成就して、洛東に一大偉觀を添ふるに至りぬ。されば、盛んなる開眼供養堂供養を行ひ、佛徳を高め、法威を増さしめんとて、奉行片桐市正且元に命じ、開眼師、導師を請じて、江戸將軍の允許を受けしめたり。江戸將軍は之を駿府に致して、大御所の意向を問ひ來りしにぞ、家康更に金地院長老崇傳、執事本多上野介正純に命じて、専ら此事を掌らしめ、兩人旨を承けて開眼師、御導師以下に對する折紙を贈進したり。即ち其人數は、開眼供養を仁和寺御門跡一品



覺深法親王に、御導師を妙法院御門跡二品常胤法親王に、呪願を三寶院門跡義演准後に、證誠を照高院御門跡二品興意法親王に、天台の引頭(五百人)を竹内御門跡良恕入道親王に、眞言引頭(五百人)を隨心院御門跡に請ふ事と定めける。此事端なくも駿府に在る天台の宿老等の聞く所となり、當日著座の順序に依つて、若し眞言宗の下風に立つが如きことあらんには、叡山の衆徒は斷じて其座に著くことを諾すまじき事を憂慮したり。是を以て僧正は一夕閑室に於て法談したる序、家康に對して密に此事を問ひ試みたり。家康は深く意を此に至さざりしが如く、供養の執行は八月三日にして、開眼は御室、導師は妙法院勤めるる、やう、既に折紙を交付したりと告げぬ。

僧正は襟を正して申すやう、仁和寺御門跡開眼供養を勤めらるゝに於ては、天台門跡の座論、御穿鑿之あるべきか。故太閤の時には、前田徳善院法印玄以其初め眞言僧なりしを以て、木食上人與山左座に著きたりと雖、此度は妙法院御門跡供養導師なり。縦令御室御門跡開眼師なりとも、左座勿論なり。叡山

の衆徒等は、天台宗左座なるに於ては、命に應じて出仕すべきも、若し眞言宗左座たるに於ては、一人も出仕せまじと思はる。此由内々御含みありたしとありき。

家康は意外の聲明を聞き、當惑したりけるが、やがて思慮定りて、太閤の時、是も角もあれ、近代の事は例として用ふべからず。聖武天皇、若しくは頼朝の代の儀式を調べて、之に準ずること可けれと言うて、直ちに崇傳を召して、僧正の抗議を告げ、開眼堂供養とも、聖武頼朝兩様の例に依るべく、猶上方に於ては、開眼供養、堂供養兩日に行ふか、又は一日か、或は朝と晩とにする豫定なるか、天台眞言同時の出仕か、其邊篤と取糺すべき旨を命じたり。崇傳も旨を領して、退いて本多正純と議し、即時態飛脚を以て左の書面を郵馳したり。

態以次飛脚申入候、今度大佛供養に付き、本尊開眼師之儀、仁和寺御門跡被遊由候、是者堂之供養以前に、日を隔在之儀候哉、但又同日に御座候哉、叡山衆在府に而、天台宗左座に候者、出仕可申候、萬一右座に候者、出仕



有間敷由、南光坊御前へ被申上候、内々被得其意臨其期申分無之様に可然候。開眼供養者前方に有之先例に候條、日を隔被執行堂供養之儀者、開眼師無御出仕候者申分有間敷候哉、兎角天台宗左座に而無之候者ば、堅出仕申間敷由候間、爲御心得申入候。各相談尤候。恐惶謹言。

七月十日

金地院  
本多上野介

板倉伊賀守殿  
片桐市正殿

此飛報に接したる京都所司代板倉伊賀守勝重、奉行片桐市正且元は、急に其議を纏めて、八月三日早天に、仁和寺覺深法親王開眼供養を修せられ、更に日中に於て、妙法院常胤法親王堂供養を行はるべく。座配は天台を以て左座とすべき旨、速かに復命したり。家康は尙安んぜざる所やありけん、林道春信勝に命じて、東鑑大佛供養を讀ましめ、復崇傳をして、八月三日は開眼供養に止め、

別に十八日を以て、堂供養を修すべき上意の旨、且元に通達せしめたり。然るに、同き廿一日、僧正の登城を待つて、直ちに閑室に引き、前東福寺清韓長老文英の身上に對して、詳細なる諮問ありき。清韓は五山の學僧也。文章詞賦を以て才名一世に高く、故太閤の寵遇を被る。朝鮮に航りて文名を鷄林に擧げ、慧日山東福寺第二百二十七世の法座に居りて韓長老の聲譽を緇林に走せぬ。されど、秀吉薨去の後は、不遇轆軻の身となり、沈淪して世に著はれざりし也。僧正其旨を以て對ふるや、家康手匣を披きて、一篇の文章を出だし、之を僧正に脈しぬ。

語は四字を以て一句とし、句は三十八、十九韻を以て一篇とす。洛陽東麓、舍那道場、聳空瓊殿、橫虹畫梁に起りて、佛門柱礎、法社金湯、英壇之徳、山高水長に結ぶ。即ち大佛殿新鑄の鐘銘にして、時慶長十九甲寅歲孟夏十六日、前任東福後住南禪文英叟清韓謹書とあるにて、清韓が故太閤の恩を報じ、現右府に忠を抽づる爲に、一代の心血を瀝いで、撰したるものたることは、問はず



して明かなり。家康は

東迎素月	西送斜陽	玉筒掘池	豊山霜降	告怪於漢
救苦於唐	靈異惟夥	功用無量	所庶幾者	國家安康
四海施化	萬歲傳芳	君臣豐樂	子孫殷昌	

の十四句を指して、僧正の解を要するなりき。僧正が之に對して如何なる釋を下したるかは、明かに知るよしなけれど、之を目して直ちに調伏呪咀の文なりとは、蓋し斷定せざりしならん。五山の著宿をして、忌憚なく意見を上らしむる事となりしは、其結果なるべければ也。

上池院日記に、世に傳ふる所は、此鐘銘は僧清韓がつくる所にして、其文は國家安康、四海感化、萬歲傳芳、君臣豐樂、又は東迎素月、西送斜陽などいへる句あり、御諱を犯すのみならず、豐臣家の爲に當家を咒呪するに似たりといふ事を、天海一人御閑室に召されたりし時密々告げ奉りしといふよしを記し、又増補大阪軍談諸説參考には、此事御存じありしは、此間天海僧正の御血脈御相承あり、尤御人拂なりしが、其節天海より御聞きなされけるかと評し、又一説として、此鐘の銘の下書を清韓長老作られし、唯天海僧正へ草稿を見

せられしに、國家安康、四海施化、萬歲傳芳、君臣豐樂といふ十六字をば、天海の助言ありて入れられたる由とされども、長老作者の事なれば、御咎を蒙りたる節、手傳ひ貰ひたりとも言ひがたく、其身の罪にかぶりたり。實に大阪より調伏の事を頼みたるにてはなしといへりと附記して、僧正が苦肉の策にてもありしやの如く傳ふれども、村越道半覺書には金地院傳長老上方より駿府に下向、鐘の銘、家康様調伏の文字のよし、言上を遂げらるとありて、國家安康、君臣豐樂の二句を、調伏呪咀の語と看破したるは、崇傳なりとしたり。是は神社奉行たる崇傳の職責上、密々鐘銘の案を入手し、辭句に疑ひを存じて内覽に供したるを訛傳せるならん。慶長日記は、餘り信用の出來ぬ記録なれども、大佛の鐘の銘に、惡き文句御座候よし、金地院、圓光院、圓光寺、元信の誤ならん。元信は既に寂せり。より言上に付、以ての外御立腹とありて、神社奉行より出でたる事を仄かせり。不敬の語、呪咀の文と斷じたるは、林道春なれば、崇傳密に之を獻じ、先づ道春に諮詢して、呪祖の信念を固くしたるものと思はる。大阪軍談の一説の如きは、全く僧正の冤罪なり。

鐘銘に疑點を生じて、其疑點未だ決せざる間は、大佛供養を差留むべきこと固より當然なり。乃ち七月廿六日附を以て、駿府より左の折紙を下されたり。



一二十三日之御飛札則令披露候。大佛供養本尊開眼、三日同日に執行有度之由、餘に事關敷様に被思召候。先棟札も被打、足代以下取置候間、御執行可然と御内證に候。然者其棟札之下書、鐘之銘之下書、何茂被成御覽、爲末代無褒貶様に可被仰渡旨、御誼に候間、下書早々可被指出候。兎角上棟、開眼、堂供養、何も可被指延候。重而選吉日御執行尤之由被仰出候。爲其重而以次飛脚申入候。恐惶謹言。

七月二十六日

金地院  
本多上野介

板倉伊賀守殿

片桐市正殿

斯くて八月五日に至りて、片桐且元より鐘の銘、竝に棟札の下書を差出した。僧正も召し出されて其席に列り、崇傳をして之を讀ましむ。鐘の銘は、曾て金地院より密に呈出したるものと同じかりしが、棟札は照高院門跡興意法親

王の御筆にて

令繼豐國靈神高躅、再興圓滿報身梵場、伏冀際嘉運於武門、增德輝於佛日。

大檀那 正二位右大臣豐臣朝臣秀頼公、鼎建奉行片桐市正豐臣且元

慶長十九年八月初吉辰大佛殿方丈住持照高院二品親王興意記焉

とありて、太だ古式に違へり。棟札は御大工棟梁中井大和守より差上げたる書付に相違なけれども、鐘の銘に就ては、五山の碩學をして、善惡ともに腹藏なく批判して、書付を以て申上るやう、即座に板倉内膳正重昌に命ぜられ、速かに京都に赴かしめたり。仍つて左の如く片桐且元に嚴達せらる。

急度令啓達候。今度大佛供養に付而、右に被申上候様子共、條々相違候。

奈良大佛之鐘之銘之寫、先日被掛御目候。其通可然と被仰出候處に、今度

之銘、無案内之田舎衆に被申付、不入事共長々敷書付、殊に御諱など書入

法度共惡候。棟札も古法可有之處に、押付書に候而棟梁之名も不書載候。

又天台眞言座論も、桓武以來叡山御崇敬候に、各座に被申定候由、是又不



審に被思召候。銘之文、棟札、末代に相殘、誹謗候へ者其時代之天下持之御法度相紛候様に可申成候間、如何に被思召候。右之通能々被承届可被申上候。恐々謹言。

八月六日

本多上野介  
金地院

片桐市正様

鐘之銘之善惡共五山衆へも見せに可被遣候。以上。  
折しも片桐且元、病に臥して急ぎ下向するを得ず、家老梅田忠助を差添へて、清韓長老を駿府に下し、申し開きをなさしめたり。  
清韓が駿府に來りて、本多正純に呈出せる辯明書は、出典を明かにし、故事を證し、縷々數萬言を列ねたるが、國家安康、君臣豐樂に就いては、左の如く分疏したり。

所庶幾者、國家安康、四海施化、萬歲傳芳

鐘ト申ス物ハ奇特不思議ノアルモノナレバ、此功德ニヨリテ四海太平萬歲モ長久ニマシマセト云心ゾ。國家安康ト申候ハ御名乗ノ字ヲカクシ題ニイレ縁語ニトリテ申ス也。分テ申ス事ハ昔モ今モ縁語ニ引テ申シ候事多ク御座候。惣テ御名乗ハ賞翫ノ物ナレバ如此申候。諱ト申候ハ松杉ナド連歌也。歌ノ作者ニ一字御座候テ申候ト承及候。但御侍公方家ノ御事無案内ニ候。御名乗ハ名乗字ト相ツキ、是ヲ字ト申候テ、賞翫ノヤウニ承及候間、如此仕候。随分アガメタマツリ仕候ヘドモ、愚人夏ノ蟲ノ如クニ候。御慈悲ヲタレタマイ、トマキ候ハヌハ不才ノトガニテ候。萬事芳免ヲクダサレバ生前死後ノ大幸也。

君臣豐樂、子孫殷昌

是モ豐臣ヲカクシ題ニ仕候。是例モ昔御座候。

然るに林道春の勘文には、國家安康に就ては、『御諱を犯し候事、律令禮記の法に背き、無禮不法之至、其上御諱字の中を切り候事、沙汰の限に候』といひ、



君臣豐樂、子孫殷昌に就ては、『君臣豐樂、樂子孫殷昌』といふ意に出でたるものにて、正しく咒咀調伏の文なりと斷じたれば、兩者の解説、其差霄壤萬里となりて、清韓の辯明は遂に御用なく、彦坂九兵衛光政に預けられて、時々本多正純が宅に喚び出だされ、巨細の吟味を受くる事となれり。

同き十八日、論議果て退城せんとする時、命ありて僧正の退出を差留め、表御座所に召されたり。席には本多正純、金地院崇傳、林道春等出仕し、今日京都より歸著したる板倉重昌謹んで五山の徳を歴訪して台命を傳へ、即ち東福寺の前住勝林院の聖澄月溪、同寺見住守藤集雲、南禪寺先住宗寂悦叔、相國寺の有節瑞保、南禪寺の景洪英岳、洪長老建仁寺の見住大統菴の慈稽古淵の七長老の批判を受けたる旨を言上して、其勘文を奉呈したりき。家康、重昌の勞を慰めて、天海、崇傳、道春をして、交るゝ之を讀ましむ。就中、勝林院並に洪長老は、最も詳しく審理して、元來清韓は五山の出身にてもあらぬに、先規古例を辨へず、五山の宿老にも議らずして、違式の鐘銘を撰すること、最も無禮

なりと彈劾したり。長短淺深同からざれども、要するに國家安康の一句は、御諱を犯したること、最も不敬の至りなりとするは、孰れも其揆を一にす。但し清韓關東咒咀の意に至りては、悉くは斷言を躊躇したり。

是日片桐且元は、本多正純が内意を領して鞠子宿まで到着したるも、駿府に入ることを許されず、正純崇傳を以て訊問せられたるなり。また豊臣右大臣秀頼、並に母堂淀の方も、大藏卿局、二位局、正永尼を使ひとして、鐘の銘の事は、秀頼母子の毫しも興り知らざる所なるよしを、吳々も陳謝せしめたり。茲に於て家康の意漸く釋け、九月九日、且元及び三女中をして大阪に歸らしめ、鐘銘の紛糾は、一先づこゝに段落を告ぐるに至れり。

慶長年録、慶元日記、天寬日記、紀年錄、武徳編年集、成、大業、廣記、大三川志、烈祖成續、創業記、家忠日記、國師日記、上池院日記、攝戰實錄、慶長見聞集、駿河國志、雅州府志、山城名勝誌、梵舞日記、落穂集、村盛覺書、經史頁抄、大師年譜、大師緣起、東源記、謹奏記、大日本史料

第六章 天日新霽



仙波建立記にいはいはく、慶長十七年壬子曆八月、北院大寢所、家康將軍、征夷將軍秀忠公、御建立仰せらる。京間十二間半、檜柱八寸角、屋根は椽葺、上段、二間、三間、金座敷、違棚、天井は組入れ、唐戸彫物は、獅子、象、鳳凰、孔雀、向拜まで結構に出来。御奉行は酒井備後守、井野半十郎、小奉行は半兵衛、吉兵衛、大工棟梁は鈴木近江守。十一月家康將軍御成。

同十八年癸丑八月、慈悲堂、京間十間七間半、佛前須彌壇、慈悲宮殿、二階垂木椽、極彩色堂作り、組物三重、天井は組入れ、唐戸彫物、孔雀、鳳凰、柱は八寸角、向拜まで結構に出来。椽葺。次に庫裡は、九間七間京間、柱は七寸角、大黒柱一尺角、椽葺。慈悲堂、庫裡の間、十間三間廊下。所化部屋九つ。大僧正御居間、九間五間、廊下五間三間、五間二間二つ。右の三の家、同く將軍秀忠公御建立。十一月家康將軍御成、其時大堂建立仰せ出され、三箇院屋敷、御自身御割なさる。寢所、慈悲堂、庫裡、御居間、都合金八千兩入り目。慶長十九甲寅歲八月、大堂、征夷將軍家康公御建立、檜圓柱五尺廻り四十八

本、田舎間九間四面、大間七間四面割立て。礎は日本大名衆一つづ、寄進、或は一間四方、或は五尺、四尺、三尺四方、以上數百三十、石一つの價直金百五十兩を上と爲し、七十兩五十兩を下と爲す。價直一萬六千兩。此石老袋より、六月七月の間車に載せ、瀧山五百人衆引き申し候。組物は五重、天井は格子、向拜屋根大板小椽葺結構。大奉行酒井備後、半十郎、大工鈴木近江守、右寺の奉行衆也。是も入り目金八千兩。本尊は、阿、釋、藥、十二神、大方京佛と。殿堂の結構宛然目睹するが如し。

關東大阪の乖離遂に破裂して、天下再び干戈を動かす事となり、十月十一日、家康駿府を發して上洛の途に就きぬ。僧正は之を送りて、却つて東の方仙波に錫を還しぬ。歸り來りて始めて此結構を一覽し、中興の業漸く完成して、一山の規模の、稍や舊觀に復し得たるを歡喜したり。抑天正十八年、豪海權僧正の付屬を受け、意に興復を發願してより、茲に二十有五年、春花秋葉の推移にも、未だ一日も懷ひを離れざりけるに、檀越其人を得て、速かに山内の面目を一新



し、大法興隆の勝業に一步を進め得たり。僧正は此れを三教修道、東關唯一の道場として星野を更めて、東叡山とぞ號したりける。

是月の末つかた、僧正はまた錫を飛ばして叡山に登りたり。十一月九日召命に應じて山を下り、藥樹院已講久運、竹林坊法印重順以下を隨へて、二條城に登營しぬ。家康前殿に出で、面接し、日野前中納言唯心、金地院崇傳、林道春等を交へて、雜談盡くる時あらざりしが、家康急に容を改めていふやう、寡人豫て諸家の記録を調べ、公家武家の法度を制して、天下萬年の計を定めんと思ひしが、此度の上洛を幸ひに、五山能書の僧五十口を集めて、金地院に於て書寫の功を創めさせたり。武家の記録は、崇傳道春に於て大凡集蒐したれど、皇家の御記録は、未だ多く手に入らず。是等は院御所に於て、御所藏おはします事とは拜察すれど、如何にか覺束なし。願くは明日にも院參ありて、御所藏の有無を伺ひ、御所藏在らせらるゝに於ては、拜借御許容在らせらるゝやう、貴僧正の幹旋を望みたしと也。僧正之を受諾して、崇傳長老、道春より差し出だ

す所の書目を見るに、

- 一 日本後紀
- 一 新國史
- 一 延喜式
- 一 類聚三代格
- 一 令義解
- 一 柱下類林
- 一 本朝月令
- 一 江談
- 一 會分類聚
- 一 李部王記
- 一 類聚國史
- 一 弘仁格式
- 一 延喜格
- 一 律
- 一 政事要略
- 一 法曹類林
- 一 姓氏錄
- 一 除目抄
- 一 扶桑集

とあり。今此書目を通覽したる僧正の心には、倏ち一道の光明の閃めくを覺えたり。申すも畏き事ながら、院には女御并びに主上との御間柄睦しく在しませ



ず、延て家康が女御の詔を採用して、御書物の御傳進を院に通りまゐらせたるをば、深く御衛み寄せられ、關東を疎み思召すふしありて、女院正親町天皇の女御新上東門院深く御苦慮寄せられしも、今に於て御父子并に關東との御間、平かに在はしませる也。今此御記録拜借を動機として、上皇と大御所との御感情を疏通し、延いて仙洞禁裏の御不和を融解し奉るよすがとせば、國家の祥事此上なしと思惟したる也。

仙洞後陽成天皇禁裏後水尾天皇御違和の事は、遠く去る十六年四月、御讓位の際に淵源したり。今上天皇は、上皇第二の皇子に在し、御母は近衛前關白前久入道龍山の女前子なり。此女御には、皇子五柱、皇女三柱在して、當今の次は出で、前關白准后信尹(三藐院)の嗣となり、左大臣近衛信尋と申され、其次は高松宮好仁親王、其次は前關白内基の嗣となり、一條昭良と申さる。季は庶愛親王(後一乘院門跡)にして、威福ともに高し。上皇には此他五皇子、三皇女(慶長十九年迄降誕の分)在しまして、金枝玉葉に富ませ給ひ、而も寶算尙壯んに

て在します。其原因は窺ひ知るべからざるも、御讓位の際、主上に御譲り渡しあるべき御書物、御道具の類をば、仙洞に移して御寶藏あり、敢て禁裏へ御引継ぎ在らせられざりしかば、翌十七年に至りて、女御より之を駿府に御内詔に及ばれたり。此を以て家康命を板倉勝重に傳へ、歴代の御寶器は、悉く禁裏に返進在らせられ、院の御代に出來たる御寶器は、悉く院の御所に御寶藏在らせらるべき旨を奏し、之が調停を圖らしめたり。然るに上皇は、家康女御が讒構を信じて、よしなき差圖をするとや思召しけん、太だしく逆鱗在らせられたるなり。

當代記に云く、即位の後、院、主上御間以ての外也。人の出入無し。御母義准后、院を家康公に讒言し給ふに依つて、院を家康公然るべからざる様に曰ふ旨、院聞召し及ばれ、猶以て逆鱗也。是は御即位の節御譲りあるべき御書物以下譲り給はざるに依る也。院御領二千石也。御不自由甚し。内裡御領一萬石也。同腹五人御座、一人は近衛大臣之を養子し給ふ。其他外



腹に宮六七人御座、此外姫宮も御座、院は御年四十三、主上は廿一に成らせ給ふ。慶長實記も亦同一の記事を録せり。この二書ともに、慶長十八年十二月八日、主上新内裏徒御の條にかけていへり。駿府記、慶長十七年二月十八日の條に云く、板倉伊賀守自江戸歸來云々。廿二日、召板倉伊賀守自前代所相傳之寶物、悉被返進禁中、院之御代所出來之物、皆仙洞可令移之給由被仰遣とあり。参照すべし。

其後調停漸く效を奏したりけん、七月八日に至りて、寶器返進の事あり。言緒卿記(山科言緒詳さに此時の狀を記したれば、左に掲げつ。

九月一日壬辰天晴、禁裡へ從仙洞、去七月八日ニ御草紙、其外御道具共、大樹ノ儀トシテ被渡、則從禁中通村朝臣(中院)、予(山科秀賢朝臣舟橋)被遣請取也。從仙洞被渡衆ハ、毘沙門堂三級、大騎兩人也。然ニ今日何々被渡候ト申請取ノ目錄ト、何々渡候ト申渡シノ目錄トテ大樹へ懸御目トテ板倉伊賀守申候ニヨリ、則目錄ヲ三人シテ調遣了從禁中土山駿河申來ニヨリ

テ也。

十八年四月五日癸巳天晴、從關白殿中院中將、予ニ可參之由アリ則參了參會之衆、關白殿(鷹司)同太閤殿、近衛殿、廣橋大納言、通村朝臣、予也。去年仙洞禁中へ書物被渡、其使通村朝臣、予、秀賢也。其様子被相尋了。六日甲午天晴、院御所ヨリ禁裏へ被渡候御物共、各々拜見之間、通村朝臣、其時之御使仕故、可參之由仰アリ。禁闕へ參内被成候輩、二條殿昭實(鷹司)殿(信房)關白殿(信尚)今出川前右府殿晴季(同三位)中將(季)持白川左衛門督(雅朝)五辻右衛門督(元仲)四辻宰相(季)繼實(顯朝)阿野宣衛朝臣(中御門)通村朝臣、基久朝臣(持明院)子、副良(高倉)其外當番之衆等也。一覽以後、通村朝臣、予、不殘御物ニ符ヲツケ申候也。御道具之注文、則チ從仙洞被渡候ヲウツシ了

- 一 御ふくの辛櫃 二 たい共 但
- 一 ついたて障子 但 花びらをたる
- 一 御いから 一 ツ



- 一手のさひかけ 一ツ
  - 一御ずしの棚
  - 一十二月の棚 一ツ
  - 一地藏一體
  - 一ちとさき愛染
  - 一つり灯臺
  - 一からの皮籠 一ツ 此内草紙百四十八冊連歌雙紙十一冊連歌懷紙二
  - 百韻太閤軍記補歷二冊
  - 一長櫃九ツ 一箱三ツ 此内御會紙短尺ふるき書物御文等有之
- 慶長十七年七月八日 三級判 忠治判
- 夜半ニ罷出了
- 御物は返進せられしかど、院の御氣色は毫しも慰ませ給へるにあらず、今上、女御との御不和のみならず、深く將軍父子を御怨み遊され、宸襟安からず在し、

しかば、女院(新上東門院)太く歎かせられ、十八年七月十五日、禁中に行啓ありて、兩皇御親睦の事を議し給ふ。而して上皇も遂に拒ませ給ふこと能はず、十月十六日、仙洞に於て御對顔の御事あり、御盃までありしかど、御内意は決して融くるにあらず、龍鳳毎に諧調を關せ給へり。今時慶卿記(西洞院時慶)によりて、其狀況を悉すべし。

十八年七月十五日、天晴、夜ハ雨也。女院御所御談合トテ御所へ御成候。十七日、天晴、暑太、夕ニ白雨。延壽院へ禮以使者申候、北野ニ御湯參ト、上皇爲御祈念ト、女院御所ヨリノ義也。按察詣トテコシ昇二人侍ヲ遣候。廿日、天晴暑。月明。按察へ行、院御所ノ御事御笑止ノ旨、内々申入、疊華院殿(聖芳、後奈良院第五皇女)御座。二十一日、天晴、暑太。板倉伊賀守八條殿智仁親王へ參上、院御所之御事ニ付而、御談合之義アリト聞之。八月一日丁亥、天晴、涼風立。院ニテハ俄ニ御對面ト、時直ト兩人内々ニ



テ御對面。

二十六日、雨天、朝ハ晴。院御所御長持三棹返納申候、珍重々々。

十二月十六日、天晴。雪少散。予ハ院御所ヨリ召有參上候、照高院興意親

王田樂進上候。八條殿、竹内御參候也。白川予二人伺申候、有諺及數盃、

予ハ痛、酒迷惑候、漸以使者冷泉ハ理申候。女院御所御對面ト、勿論主上

御對面、御盃給ト。

僧正は上洛して公卿と相會する毎に、雲上不順の狀を耳にして、憂心仲々たるものありしかば、今仙洞の使命を拜するに際して、好機逸すべからずと信じて躬を以て三方の背情を調和し奉り、天日をして一點の陰翳なきに至らしめんと思念せり。乃ち相識る所の前毘沙門堂門跡、現中院入道三級に就て、院の御都合を承はり以て仙洞に參上したり。其日上皇直ちに拜講を賜ひ、御懇の聖旨を垂れ給へりしかば、僧正、寵遇更に前日に渝らせ給はざるの聖恩を謝し、家康所望する所の、古記録典籍拜借の義を願ひ出でたり。上皇は明かに御不快の御

氣色に見上げ奉りしも、秘府の記録は、西洞院宰相時慶を召して、調査せしめらるゝ事となれり。僧正御物語りの序を以て、「體の字の古訓は、禮法也、各親其親、各子其子」とあるやに承りて候ふ。さなくも古字には體と書きて、骨肉毛血表裏大小相次第する窮の事に候へば、易には君子體仁、足以長人と申し、疏には體包仁道と申す。註に猶親と候ふを以て愚考仕り候ふに、親子は元一體にして、親は其子を子とし、子は其親を親として、終始渝らざる義、即ち親子兄弟の親みを失ふ時は、體も亡び、生も滅する折かと存じ申して候ふ。別して仁道を體包して、人に君たらせ給ふ雲上に於せられては、仙洞禁裏御一體ならではと、恐れながら天海思念仕りて候ふ旨を奏して、至心に諷諫し奉つり、家康秀忠ともに仙洞に對し奉りて、毛頭異心なき旨を明かにし、易めて敬慮を慰め奉れり。

既にして射山を辭し、直ちに二條城に復命し了り、且つ密に主上上皇御垂離の、大御所の女御の御訴訟を採用ありしに依つて、一層鴻溝を深くしたる所以



を説き、院には女御の外に八人の妃おはし、女御腹の外に猶多くの皇子皇女おはします。恐れ多き御事ながら、二千石の御領のみにては、萬の事足らせ給はず、供御調度も萬質素にておはしますよしを縷述し、天皇上皇をして内帑の匱乏に宸襟を惱まし奉るは、臣子の道に非ず。速かに何分の御合力申し上げられ、皇上奉尊の赤心を表はし給ふべし。是れ反覆の諸侯をして一向に歸服せしめ、御代萬歳の御基なるよしを、肺肝を瀝いで苦諫したりき。

僧上が忌憚なき忠諫に依つて、家康始めて皇上の御内情を知ることを得たり。乃ち江戸將軍上洛の上は、必ず兩御所に御合力申し上げべき事を誓ひて、院の宸怒の一日も早く釋けんことを望みたり。僧正は感涙を慈顔に瀝いで其盛慮を憚り、翌十日の早天、御召に應じて院參し、『類聚三代格』六卷、『自聖武後一條院迄年代略』十九卷、『類聚國史』二卷、『古語拾遺』名法要集、『神皇系圖』御貸下げの院使を果して後、復び仙洞に参りて上皇に謁し、將軍家に於て御内證御合力申し上げべきよし内奏し、只願關東と御和平在らせられんことを奏請したるに、

上皇の叡慮漸く和らぎて、將軍と御親和の旨を宣べしめ給へるこそ畏かりしか。是事ありて後一日、僧正は西洞院宰相時慶の訪を受け、皇上和親の幹旋に對して、懇篤なる謝辭に接したりき。之を時慶卿記に左の如く記したり。

慶長十九年十一月十日、晴天大霧已前二晴、晚少陰、夜晴。三級中院通勝弟毘沙門堂公嚴預狀、則院御所へ參上候、御對面、將軍御間ノ義相濟珍重ノ御事申入候。又御物語候、數刻伺候申上候。御機相惡由承候處、御物語ノ中御快氣と。南光坊御馳走申入候。

十一日、天晴。南光坊へ尋、則對顔候、院御所ノ義肝煎珍重ノ義申候。又元和年録にも後陽成天皇崩御の條に、左の記事あり。

此上皇は、后の中和門院今天子御母近衛龍山御女の御中惡敷候て、以ての外御事あり。内裏の御領一萬石、院の御領二千石也。王子數多にて、殊更御無力不及是非處也。南光坊取持にて、大御所御取持、御中直し被申、頃日、關東より少々御合力御座候に付而、爲叡感之餘南光坊准門跡の位を



被下

天海僧正滿腹の忠誠は、端なくも偉大の功を奏して、天日新に霽れ、公武親和して、君臣の道、父子の親を昭らかにし、世道を補ひ、人心を益したること決して尠少にあらざりけり、後年東叡山に皇胤を奉戴するを得たるは、則ち徳川將軍の勢力にあらざして、全く此の皇恩報盡の義舉ありし爲めとぞ知られる。喜多院縁起、世波建立記、台徳院實紀、言緒卿記、時慶卿記、孝亮宿禰日次記、當代記、慶長實記、元和年錄、駿府記、大日本史料、東源記、謙泰記、大師年譜、

第七章 仙洞傳法

十一月十五日、家康秀忠出陣のち、僧正は常に院御所に祇候したるが、十七日『令義解』三十二卷を返上のため院參したるを御暇乞として、山門法華大會の期迫りたるを以て、叡山に歸り登り、十二月七日に至つて、藥樹院已講同道、山を出で、攝津に下り、茶磨山の陣所に家康の起居を候ひたり。家康は目前に攻防討伐の修羅場を控へながら、悦んで法談に耳を傾けたり。雑談の序、

昨日此地に到着して珍しき蛙合戦を一覽せり。南蛙北蛙互ひに勇を競つて、烈しく闘ひしが、北蛙の方夥しき死傷を出だして、終に敗北したり。見物の諸人、大阪は此處より北の方に當りて、敗蛙の方なり。是れ正しく味方勝利の前表なりと、異口同音に勇み立ちたるよしを語る。家康莞爾として傾聴したりき。同き九日、院の御使ひとして、僧正は再び茶磨山の陣所に赴けり。是れ上皇より家康戰陣の勞を慰め給はんため、御薫物を賜りたるを以て、奉持して陣に臨みたる也。

十六日重ねて出仕す。金地院崇傳も御前に在りき。是日は八條宮智仁親王、伏見宮邦清親王の御使、一條昭實の使者參著して、毛氈、酒、菓の類を進ぜられ、傳長老之を奉り、西尾丹後守之を披露に及びぬ。時にまた仁和寺宮、妙法院宮、梶井宮、青蓮院宮の御使到來して、同く酒、菓、餅の類を、陣中御見舞として進ぜらる。本多佐渡守正信、同上野介正純、藤堂和泉守高虎及び阿茶の局等出仕して、陣中いと賑はし。是れより先、家康は急攻を止めて、城の四方



を包圍し。持重の策を運らすと同時に、織田長益入道有樂齋をして、媾和の事を計らしめ、時に一齊砲撃を加へて、城兵を威嚇し、又矢文を送りて降伏を勸誘したりしが、城中にても媾和の希望漸く熟して、淀殿の御妹京極常高院の山城となり、將軍秀忠岡山の陣を出で、今日茶磨山に來り、媾和の方法に就いて協議ありけり。

十九日、僧正茶磨山に出仕す。和議既に熟して今日阿茶の局を以て、常高院を京極若狹守の陣中に訪はしめ、旨を銜めて城中に歸らしめらる。

大阪城は唯本丸一重を残して、二三の丸は、塙を毀ち隍を埋める事の條件の下に媾和全く成る。

廿五日、家康歸洛と聞えしかば、廿四日に又茶磨山に伺候したるに、崇傳も席に在りて、種々の雑談ありたり。先年勘氣を被りたる鷹匠小栗忠藏の爲に宥恕を乞ひしに、家康其旨を容れて之を赦す。是れ僧正の人のために哀を乞ひたる始め也。

家康既に歸洛して二條に入る。二十八日參内して陣中御慰問の勅使を辱うしたる皇恩を謝し、大阪征討の顛末を奏上したり。是日主上に銀一千兩、綿三百把、院へ銀五百兩、綿百把、女院へ銀五百兩、綿百把、女御へ銀五十兩、綿百把を献上しき。畢つて院の御所に參す。上皇もいと釋然として謁を賜ひ、關東に對する宸怒は、全く融和し盡したるやに伺はれ、僧正は始めて意を安うすることを得たり。

廿九日は除夜の祝儀に加ふるに、此祝著を表するため、二條に登城の車引きも切らず、智恩院宮直輔法親王、大覺寺御門跡、一乘院門跡、傳奏廣橋大納言兼賢、三條大納言實條等、相前後して登營す。僧正は崇傳とともに、常に座右に侍しぬ。

元和元年正月三日、家康洛を辭して駿府に歸る。同き二十四日、將軍徳川秀忠二條城に徙り、二十七日禁裏仙洞に參内し、翌二十八日大旆を江戸城に回して、戰雲華洛の天を去りぬ。



家康の京を發する前日、即ち正月二日、僧正は二條城に登りて送別の意を致しけるに、同く登營せる山科右中將言緒の、是より院參するに伴ひて、直ちに仙洞に參上したり。上皇拜謁を賜ひて、佛法の御難談あり。僧正よりは、家康より獻進する所の萬病圓といふ良藥を傳獻したるに、上皇御嘉納在らせられ、御融和の微益著しくなりぬ。又十一日を以て賀正の爲に參内したるが、清涼殿に於て謁見を忝なうし、即ち十帖一卷を獻りて退下したり。

二月七日、仙洞僧正を召して、『朝野群載』十九卷、『類聚國史』二十卷、『經國集』六卷、『百詠』二卷、『江談抄』三卷、『江吏部集』二卷、『都氏文集』三卷、『懷風藻』一卷、『雜言奉和』一卷、『文章秀麗集』一卷、合せて五十八卷の御書を貸下げらる。即ち之を金地院長老崇傳に轉致し、院參して恩を謝せり。上皇には歴朝の聖主と同く、天台の教義を御信仰あり、又僧正に御歸依深く、就いて血脈相承をも、受けさせ給ふべき叡旨なりき。僧正叡慮を感銘して、不日に御相承申し上げ候ふべき旨を奏上したり。

時に二月十四日、僧正院參して。上皇に天台の血脈を授け奉る。叡感愈厚く御被物として、

- 一 御衣
- 一 領
- 一 燕尾
- 一 箇
- 一 靈壽杖
- 一 枝

の恩賜あり、且つ宣はく、古は民年七十なる者、之に授くるに玉杖を以てすといへり。又曰く、玉杖は長さ九尺、杖頭に鳩を以て飾る。鳩の不噓の鳥なるをとりて、老人の噓かざることを欲するなりとか。此杖この意もて製したれども、朕手工に嫻はざるより、形状いと醜くなれり。唯その意を取りて、老を扶くれば幸ひ也。此杖は勿論殿上に用ふるも苦しからず。又この燕尾は、朕が師を崇尊する爲に贈るなり。宜く速かに着用すべしとて、大御手から頭顱の上に置き給へり。僧正恐懼して憚る色ありしかば、重ねて命じ給はく、知識に三種あり、海師は朕が教授の師たり。殊に高臘耆老を超えたるに、何ぞ敢て固く辭へる。自今以後三公に對するとも決して之を撤ぐべからずと、嚴かに宣せられ、僧正



大僧正天海

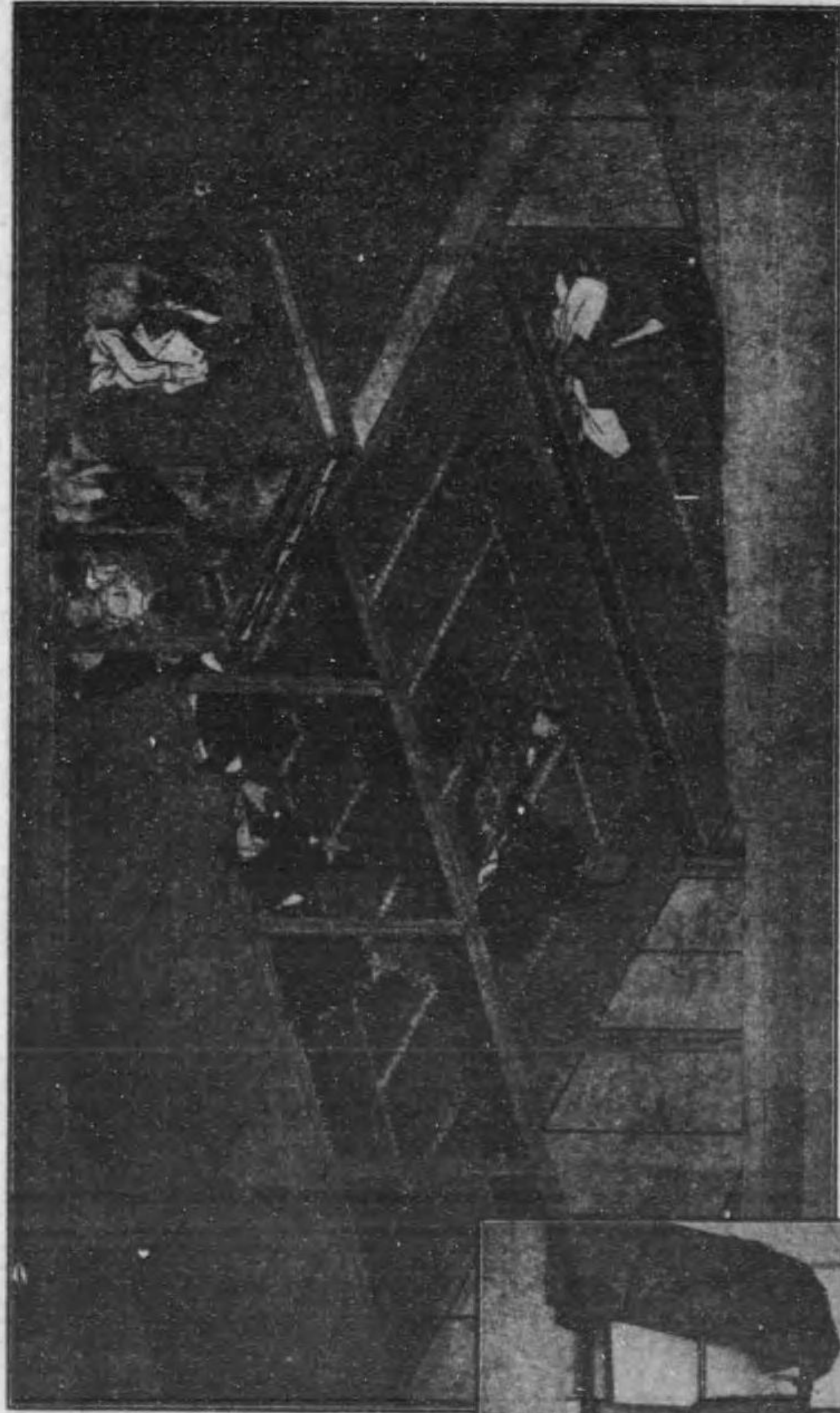
二四〇

歡喜情に溢れて、感泣の面を得擡げざりき。此の三種の天賜、今尚ほ十襲して日光山慈眼堂の寶庫に藏せり。加之、老壽を以て山上の住居を叡念在らせられ、東坂本に勝地を賜ひ、院御所なる高屋を寄せて、造院の材とせられしに、女御も亦御殿一字を寄附せられたり。仍て叡山の東麓に地を拓き、恩賜の材を以て一院を建立す。王者の居を賜ふて、以て監宇としたるが故に、號して法勝寺といへりき。また境内に一字の阿羅漢堂を建立したりしに、毛利前黄門輝元入道宗瑞、尊信する所の十六阿羅漢を寄せて、丹心を傾け盡くしぬ。此尊像は、天文年間大内左京大夫義隆の、唐土赤縣州より本邦に渡し奉つる所の物なりしかば、料らざるに東坂本に、一の名勝をぞ加へたりける。

時に又大阪警あり。折柄家康は、尾張宰相義直の婚儀に臨むため名古屋城に在りしかば、四月十五日に名古屋を發し、十八日には既に二條城に入りたり。將軍秀忠も十日江戸城を進發し、二十一日に伏見に著陣し、二十二日二條城に父子軍議をぞ凝らしける。

第四圖

圖五馬に師大を物御院山 (巻繪也慈師大眼慈)



第五圖

恩賜の御衣、燕尾、玉杖 (日光慈眼堂什寶)

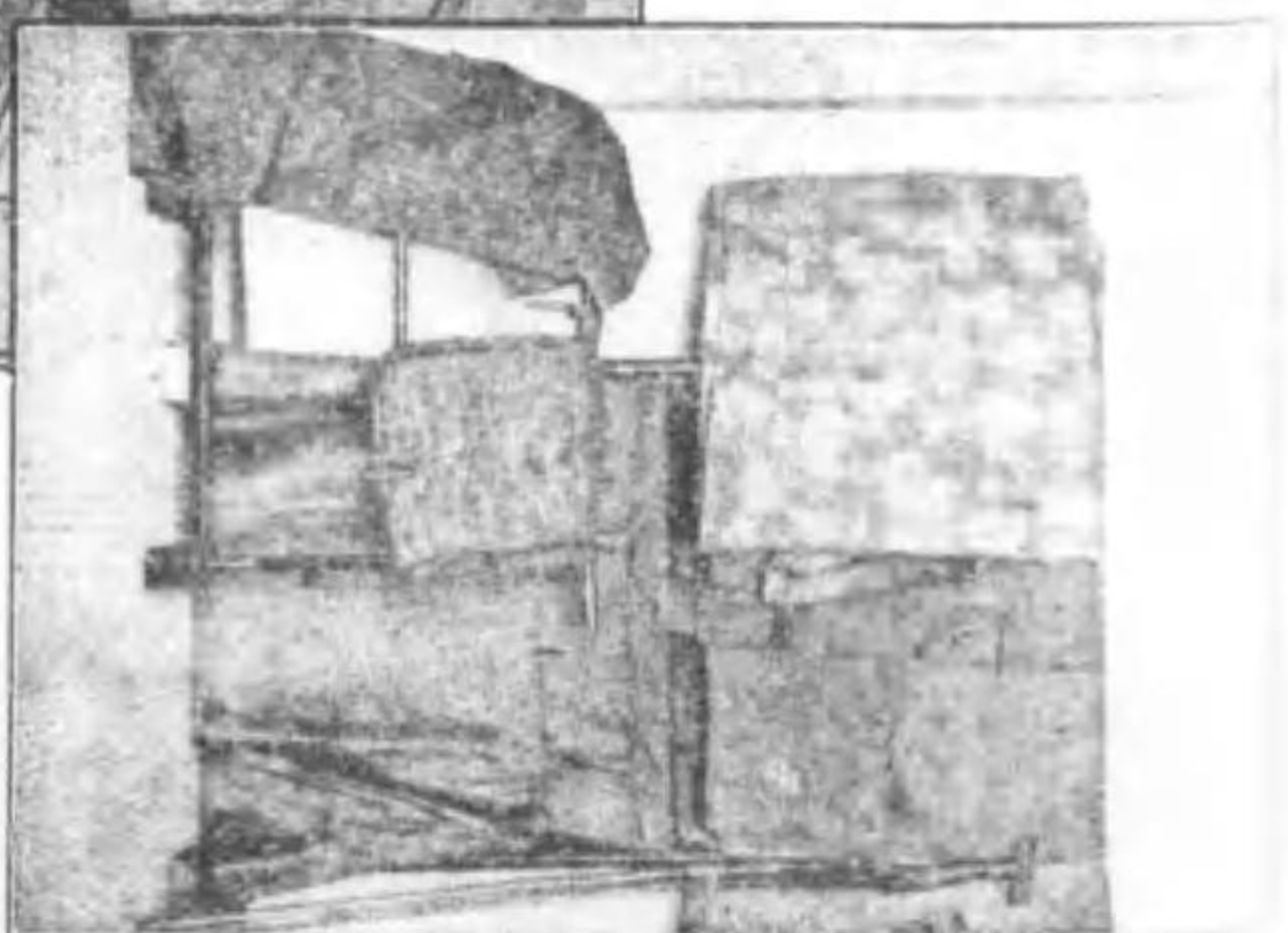
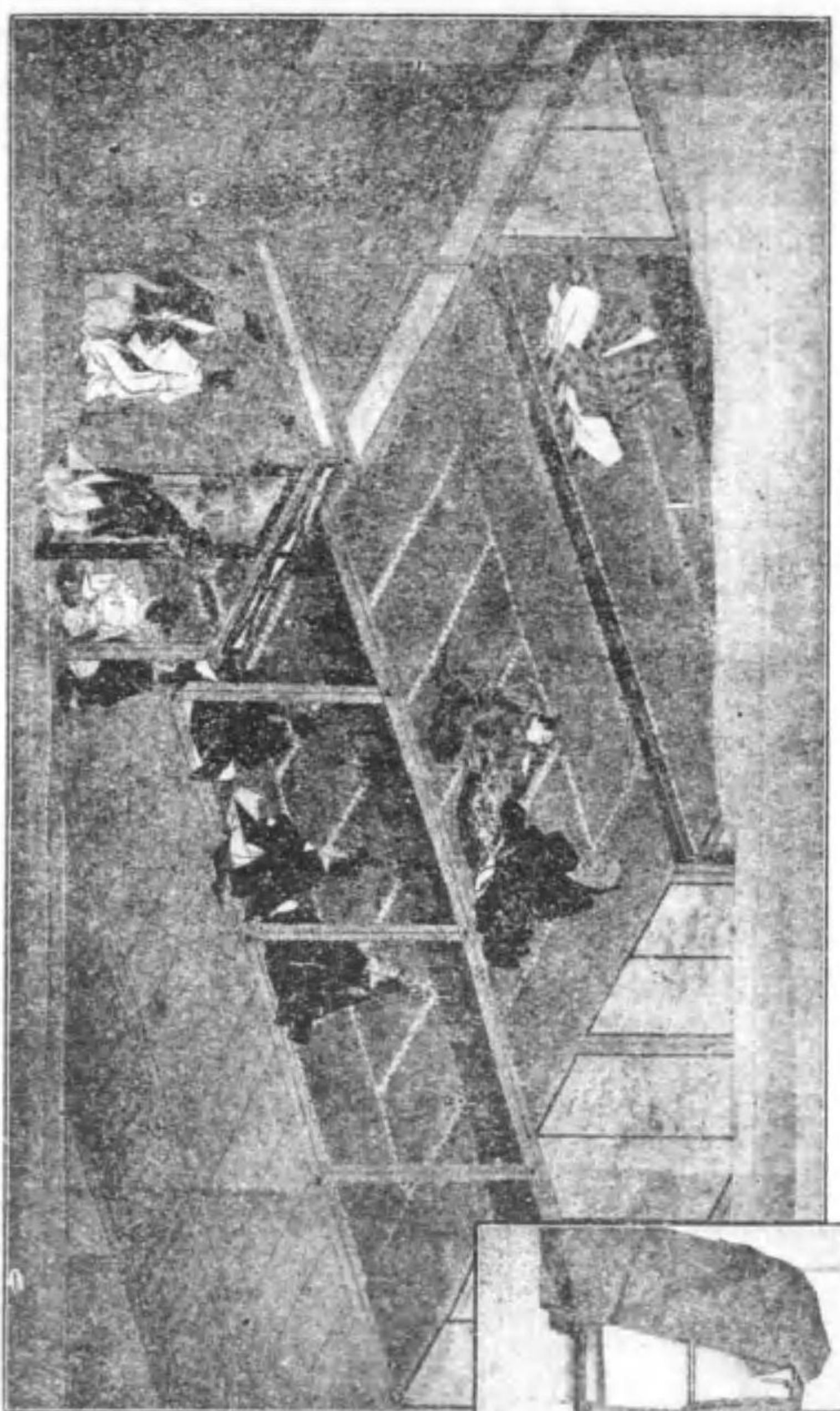


大僧正天海  
 歡喜情に溢れて、感泣の面を得擡げざりき。此の三種の天賜、今尚ほ十襲して日光山慈眼堂の寶庫に藏せり。加之、老慈を以て山上の住居を寂念在らせられ、東坂本に勝地を賜ひ、院御所なる高屋を寄せて、造院の材とせられしに、女御も亦御殿一字を寄附せられたり。仍て寂山の東麓に地を拓き、恩賜の材を以て一院を建立す。王者の居を賜ふて、以て監宇としたるが故に、號して法勝寺といへりき。また境内に一字の阿羅漢堂を建立したりしに、毛利前黄門輝元入道宗瑞、尊信する所の十六阿羅漢を寄せて、丹心を傾け盡くしぬ。此尊像は、天文年間大内左京大夫義隆の、唐土赤縣州より本邦に渡し奉つる所の物なりしかば、料らざるに東坂本に、一の名勝をぞ加へたりける。

時に又大阪警あり。折柄家康は、尾張宰相義直の婚儀に臨むため名古屋城に在りしかば、四月十五日に名古屋を發し、十八日には既に二條城に入りたり。將軍秀忠も十日江戸城を進發し、二十一日に伏見に著陣し、二十二日二條城に父子軍議をぞ凝らしける。

圖 四 第

圖 四 第  
 圖 四 馬に師大を物御院血  
 (慈眼堂馬に師大を物御院血)



第 五 圖

馬の如衣、熊尾玉枝  
 (日光慈眼堂存寄)



申すまでもあらず。家康は七十四歳の老體を以て、之を最後の戦と思へば、自ら先手に進まんと勇み立ちぬ。秀忠の諫むるをも聴かず、父子先手を争ふて降らざりしかば、本多佐渡守正信の之を判して、先手は陣所の順に由るを法とす。大樹は伏見に、大御所は二條に御陣を据ゑらるれば、先陣は大樹たるべしといふに委せて、此争ひを打ち切りたる程なりき。而して其出陣は、二條伏見ともに、五月二日と決定し、井伊藤堂の先鋒は、既に軍を進めたり。

仙波評定記と稱する一書あり、古く喜多院に藏したるを、先年修史資料として重野成齋の持ち去りたる後、遂に散佚したりといふ。其記には、夏陣の際、京都にては大坂御最貢とありて院宣下らず、老中等苦慮して天海に議る。天海一諾して院参し、兩頭の蛇の比喩を以て上皇に奏しけるに、直ちに院宣を賜りたるよしを記せりと聞きぬ。新藤面命には、「大坂陣の時秀頼討候機に、院宣被下候へと、権現様より再三御願被成候へと、事ゆかず依之権現様殊の外立腹なされ、さてくあしき王なり。隱岐國へ遷すべしと被仰候へば、其時老中近習あしきとは知りながら、御機嫌をおそれ、一言申上る人なし。已に事珍事に可及所、南光坊すゝみ出で殿大にあやまれり。今院を隱岐國にうつさ

ば、譬へ如何程の大功を立給ふとも、朝敵と云大罪不可逃必々口外し玉ふべからずと、大に諫めければ、思召とまりぬ。老中大に悦び、つひに天海をして色々きもいらしめ、終に院宣下されたりとありて、彼是同じ趣きなるが如し。當時の討伐に院宣を要せざりしは、冬陣の時勅使陣に臨みて、調停の事を議したるに、家康之を謝して、禁中より御扱ひ御無用といひたるにても著けし之に反して、鹽谷世弘の昭代記には「天海一日啓して曰く、今諸侯順從天下無事、若し皇居を伊勢に遷さしめ、公卿百官壹に太廟の祭祀を奉ずるを職と爲さば、則ち天子は神祇伯の如くにして、幕府の尊自から天朝と伴はんと。高虎曰く、不可なり。鉅藩宿將悉く幕府に属する所は、其能く王室を尊び、名器を重ずるを以て、萬姓の心を得るを以て也。如し天子をして神祇伯の如くならしめば、則ち諸侯將に此を以て名と爲し、争つて兵を起し、以て天朝を侮蔑するの罪を問はん」とす。是れ大亂の基也と、烈祖深く其言を然りとすとありて、天海をして悖逆無道の惡僧たらしむ。誣妄これより甚だしきは莫し。然るに内藤恥叟の如きは、新藤面命の誣言を辯ずる爲に、此一節を引き、其天海の措意悖逆なること知るべし。いふる惡僧のいかに、家康公を諷むるの事あるべきや、但し、いふる諷言を以て、後陽成天皇を劫ひし、己が功を街ふて私をなせし事はなしとも言ひ難し。夫等の事は、家康公の平素の言



行心術と、天海坊主の心術所爲とを考へ比べて、其眞偽を辨明すること、讀史者の本意なれど、斷じたり。新蘆面命の家康の言が、譚妄なる如く、昭代記の天海の言も亦譚妄也、平素の言行心術を以て眞偽を辨明するは、則ち論者自ら服膺するを要す、好惡と感情とを以て、古人を上下するは、史學の大患たり。要なきに似たれども、苟くも事人臣の大節に關す爲に一辯を費すのみ。

然るに、三日の出陣は俄に延引せられ、二日には京師に不慮の騷動を生じた。今緯の基を釋ぬるに、先の日岡崎喜左衛門といふ者、密に所司代板倉伊賀守勝重に訴ふるやう、大阪より盗人許多京都に潜び入らしめ、愈御出馬ゆるに於ては、禁裏仙洞を始め奉り、京師悉く焼き拂ふべき計策熟したり、との事なりしに、二日に至りて、戸田八郎右衛門といふ處士、兄の仇と稱して江州代官鈴木左馬助を、日の岡崎に討ち果し、山を越えて三井寺に退去したるが、其時鈴木が從者逃げ亡せて、挾箱を遺し置きけるより、里人板倉が方に訴へ出でたり。勝重其挾箱を検むるに及んで、大阪へ内通の密書、一揆蜂起の廻狀を發見

し、急ぎ二條城に進呈しぬ。是に於て嚴重に査檢せしめられしに、古田織部正重然は左馬助の舅にして、重然が家の茶童木村宗喜をはじめ、一揆の魁首二十餘人、時を移さず搦め捕つて糺明したり。重然既に大阪に内通して、兩御所進發の虛に乗じ、二條城を攻め落し、禁裏仙洞を奪ひ奉り、京師を焼き亡さんず。隱謀の旨、逐一白狀に及びたれば、さてこそ三日の出馬は延引せられたるなり。家康秀忠同く五日を以て出陣したるに、早七日には大阪落城して、秀頼母子をはじめ、老臣老女生害を遂げ、豊臣家の祀全く絶えたれば、家康は八日に二條城に凱旋し、天下また金鼓の聲を聞かずなりぬ。家康の滯洛は、戦後の仕置を制定せん爲なりしが、其間屢僧正を召して法門を問ひ、殘餘の血脈をも相承して、信教愈篤きを加へぬ。今史籍に據りて列記すること左の如し。

六月十七日、天台論義。駿府記  
同月二十日、二條之御城罷在、天台衆之論有之候、江戸將軍御聽聞也。舜舊記



府記

閏六月十五日、大御所出御南殿、南光坊傳長老、天台、真言之僧衆伺候。駿

府記  
同月十八日、出御前殿諸士御目見、金地院、南光坊僧正、竹林房等參上、仍

有佛法御難談。駿府記

同月十九日、天台論義内々可有之處、今日僧徒歸山之由、南光坊言上、仍延

引。駿府記

同月廿五日、天台論議、題「戒定慧三學備て即身成佛歟、戒法ばかり歟」講師實  
報院、精義慧心院。駿府記

七月四日、天台論義、題「三葉示同」、講師月山寺、正覺院、南光坊、陽成院  
是越前慧心院、竹林院、法輪寺、惠光坊、駿府記

同月九日、出御前殿南光坊僧正、金地院召而仰曰、豐國社可毀捨事、雖本意  
子細有間、可遷置大佛廻廊之裏、太閤可爲大佛鎮主云々。兩僧最可然之旨言上。  
仍而召松平伊賀守勝重爲妙法院門跡大佛住持知行千石可加増云々。駿府記

同月二十三日、今日天台論義、題「人天小善」精義南光坊、講師慧心院、其  
外難者藥樹院、真光寺、喜見坊、月山寺、竹林坊、法輪寺、日増院、惠光院、  
法泉院駿府記

八月二日、於御數奇屋中院源氏物語常木卷令讀給、其後紫野大徳寺長老天叔  
松岳、玉室、召三人一人宛佛法之事令聞給、南光坊僧正、金地院傳長老、御次  
間伺候駿府記

猶九月歸府の上江戸に低る。時に天海も亦叡岳を出て、仙波に歸らんとし、  
江戸を過ぎて西城に登る。

九月二十三日、南光坊僧正著府、出御前、數刻佛法御難譚有之。駿府記

同月二十五日、南光坊僧正出仕、於前殿有御難談。駿府記

十月二十一日、御本丸天台論議、「法華彌陀、淨土彌陀、一體歟、別體歟」、講

師法輪寺國師日記

是月二十五日、家康放鷹して川越に次る。二十八日僧正を請じて論義を聴く。



同月二十八日夜、御前にて天台論議、是は即身墮獄の由也、月山寺講師也。

七月廿九日の事なりき、僧正は、大阪方の大將氏家内膳正行廣事、萩野入道道喜が次男左近、三男内記、四男八丸の三名に對し、妙覺寺に於て切腹仰せ付けらるべしと承り、其前日三衣の袖に救ひ取りて、頭顱を剃り圓め、新沙彌としたる五男の童子を隨へて、二條城に登營したり。家康に謁して申しけるは、先月二十八日、觀智國師の、御代官彦坂小刑部の爲に御赦免を願はれし砌、釋徒の分として、猥りに政務賞罰に與るは、慎むべき事なりと戒め給ひしを、相辨へざるには候はねども、萩野道喜籠城の者なれば、其忤ども皆誅せらるべしと承り、尊威を冒して歎願仕らばやと存じ候ふ。此に召し伴れたる雜僧は、道喜が五男。今日誅せらるゝ者共の弟にて候ふ。貧道が許に投じて父兄の菩提を弔ひ申さんため、弟子たらんことを乞ひ望み候ふに任せ、斯やうに姿を變へさせて候ふ。あはれ御助命下されたしと哀願したり。家康篤と聞きて、氏家

が子、出家したる者までも誅すべきにあらず。宜しく僧正が望みに任すべしとて、仔細なく助命せしめられけり。この雜僧日夕僧正に親侍して、後年上野東叡山に本覺院(今の美術學校の地)を營み、僧正の之に住院ありける時、一年の春、盛りの花に酔ひ狂へる武士の、抜刀して院内に亂入せし事あり、院中の者駭きて逃げ惑ひしに、此小僧獨り立ち對ひて、難なく其武士を生捕り、有司に引渡したる事ありき。此事台聞に達し、さても床しき法師かな、何者の子ならんとありし時、氏家入道が遺兒なるよし言上したりければ、不便なりと申されしとなむ。此僧後に洛西愛宕山康樂寺の主僧となりて教學院と稱せしとぞ。大陣

記、攝戰實錄、村越覺書、慶元日記、天寬日記、慶長實錄、元和年錄、台徳院實紀、烈祖成續、村業紀、武徳編年集成、大業廣紀、駿府記、駿府政事錄、國師日記、舞臺記、家忠日記、言緒卿記、中院通村、史料、東源記、講泰記、大師年譜



第四編 國寶

第一章 駿城急馳

「大御所御不例」の警報の、喜多院に静臥せる天海僧正の手に落ちたるは、發病後第三日目、即ち元和二年正月廿四日の巳刻頃なりき。僧正は即坐に駕を命じて、倉皇として仙波を打ち發ちけり。

駿河大御所家康は七十五歳の春を迎へて、鏝鏢として尙衰へず、月の廿一日、中將頼將、少將頼房の兩公達を引き伴れて、志田郡田中城（藤枝宿の南廿六丁）に遊獵し、終日鷹狩して田中城に入りぬ。茶屋四郎次郎京都より來りて旅館に候し、四方八方の物語せる中、近頃京都に於て珍しき料理流行し、諸人専ら持てはやすよしを聴き、家康いと興あることに覺えて、料理の様子を尋ねけるに、四郎次郎が申すやう、鯛を胡麻油にて揚げ候ふて、蒜を磨りかけて頂き候ふに、比類なく風味宜しく候ふとなり。家康漸く食指の動くを覺えたる處に、榊原内

記照久より大鯛二尾、方頭魚三尾を献上し來たりしかば、直ちに右の料理を命じたり。然るに其味ひ美にして最も口腹を悦ばしければ、家康賞翫の餘り、圖らず多くを貪りけるにぞ、二時ばかりを経て俄に痰液を發し、且つ腹痛に苦みたり。侍醫片山法印與安傍らに在らず後れて出仕したるを以て、家康不興の色あり。されど、投劑其方を得たるを以て、翌曉より少しく緩和するに至りぬ。然りと雖、老體といひ、高壽といひ、ゆめ等閑に附すべからず。翌二十二日を以て之を江戸將軍に報ずべく、急使を落合小平次に命ず。小平次使命を拜するや、直ちに田中を發足して、疾驅して江戸に向へり。時に廿二日の朝辰刻半なりしが、小平次直走りに走り續け、途中宇津谷、薩摩、小池、箱根、信濃坂の嶮山あり、安倍、浦田、富士、酒匂、馬入、六郷の大川あるにも拘らず、二十二驛、五十里廿三丁を長驅して、廿三日の朝巳刻過無事江戸城に到達したり。其間僅に二十五時を出でざりしかば、將軍深く小平次が誠忠を稱賛して、當座の恩賞として、時服一領を下賜したりき。僧正の接手したる警報は、此急



使の齋したるもの、其夕に及びて始めて轉致せられたるなり。  
 正月廿七日、僧正は駿府に著し、直ちに登城したり。時に家康の病勢稍や小康を得るを待つて、徐ろに駕を駿府に歸し、廿五日未刻の頃を以て、駿城の奥殿に静臥せしめたる也。病床の次には、金地院長老崇傳、吉田神龍院梵舜、本多上野介正純、藤堂和泉守高虎、片山法印與安等詰め切り、枕頭には阿茶局等、衣帶を釋かずして、小心看侍に勤め、城中憂色を以て充されたり。

病原は鯛の油揚げ(今言ふ天麩羅の類也)の過食より生じたる食傷なれども、症状は一時の突發病と見る能はず。腹中に凝塊ありて、時々疼痛を感ずる事あり。家康は之を寸白の蟲なりとし、疼痛の發する毎に、萬病圓を服用して、苦痛を凌ぎ居たるなり。與安が診する所は、決して輕微の症状にあらず、脈膊にも危険を感ずる徵ありとて、詳細を江戸將軍に上申す。至孝なる秀忠は、遂に老親の病を憂ひて、寢食を安んぜざりけるに、今此警報を得て、須臾も坐視するを得ず、留守を世子竹千代に命じて、江戸を發駕したり。是二月朔日の拂曉

なりしが、晝夜兼行、急馳に次に急馳を以てし、翌二日申刻(午後四時)には、既に駿府城に著駕したりき。

秀忠看侍して疾患を候ふに、腹中の凝塊は寸白にあらず。然るに家康の萬病圓を用ふること頻りにして、而も寸效を見ざるを知り、憂懼措く能はず、近侍の臣をして諫止せしめぬ。されど、家康の萬病圓を信ずること深きを知るが故に、憚りて諫めを進むる者なし。秀忠深く之を憂ひて、一日傍に人なき時、片山法印與安を召して、命ずるに此意を以てす。與安謹んで旨を領し、家康が萬病圓を服さんとする時、之を遮つていはく、近日の御脈體、甚だ心許なく存する處に、如何に御合藥とは申しながら、餘りに萬病圓を用ひ給ふは、最も宜しからず。徒に大毒の劑を召上りては、御癘を除くことのなきのみならず、却つて御元氣を損ね候ふべし。大御所様は天下萬民の父、決して御自身一人の御身體には候はず。萬病圓の儀は、向後斷じて相成り申さずと、面を冒して苦諫したり。家康は佛然として、與安の出仕を停めたりき。



僧正家康の小康を得たる時を候ひ、與安の爲に勘氣赦免を哀願したるが、常には僧正の申す事としいへば、何事にも聴かざりし事なかりけるに、今度は斷じて之を卻け、却つて秀忠に命じて、與安の官職を褫ぎ、信濃國高島郡に流罪せしめられ、與安に代ふるに半井法印驢菴を以てしたり。されど、與安が投劑は效を奏して、四日には、粥少し進み、上下憂の眉を開くを得たりき。

家康不豫の事宮牆に聞ゆるや、兩皇の軫念淺からず、三寶院前大僧正義演准后を請じて阿闍梨となし、二月二十一日より七箇日の間、清涼殿に普賢延命法の大法を修して、前右大臣家康の病を祈らしめられたり。其驗空しからず、病漸く愈たるよし聞えければ、忽ち太政大臣拜任の議定まり、三月十七日を以て、内旨を駿府に下されたり。詔命既に三度に及び、今度は忝く御受に及ぶべしとの事なりしにぞ、愈大相國の宣旨は下りけり。

此頃は病氣もいと清々しく、三月二十日には、秀忠將軍をはじめ、僧正傳長老等諸員を召し集へて、歩行などして見せ、上下舉りて萬歳を唱へたる程にて、

二十七日太政大臣の口宣拜受の時の如きは、衣冠束帯に威儀を正し、恭しく口宣を拜したる狀、病ひある身とは見えざりけり。殊に祝儀として和歌の會を催し、『花契多春』の題を掲げて、

治まれるやまとの國に咲きにほふ幾よろづ代の花の春風  
德川太政大臣家康

萬代の春にちぎりてあづさ弓やまと島根に花を見るかな  
德川右大臣秀忠

東路のひろき恵みに契るかな八百よろづ代の春のはつ花  
鳥丸大納言光廣

咲初むる花さへけふは萬代とあづまの春の香に匂ふらん  
唐橋中納言總光

契るぞよ高麗もろこしも葦はらも花になり行く萬代の春  
四辻中納言季繼



など唱和して、一日を日出たく過ごしけるなり。  
 然りけれども、家康は自ら起たざることを覺りけん、一夕將軍も侍座し、僧正、高虎の側らに侍したるを見て、語るやう、大樹も知し召す如く、先年伏見大阪に於て、姦黨の異變種々之ありし砌も、和泉は深き心入れあり、殊に關ヶ原、大阪初中後とも、眞實の忠節を盡くしたる事は、我等の忘失致さる所、大樹にも永く御忘れあるまじき事ならんとて、更に高虎にうち向ひ、我等此度は所詮本服致すまじと存ずれば、斯やうに機分宜しき折、永訣の盃を酌み交すべしと言ひて、頓て命じて九獻の獻酬を行ひぬ。斯くして高虎の手を固く握り、豫ては生死一所と申合しつれども、實に老少不定の慣らひ、今更残り多く存ずるなり、と少焉其の面を凝視したり。高虎落涙滂沱として、疊に伏せたる面も得揚げず、年來の御鴻恩、只難有存じ奉り候。日本は神國の事に候へば、天下泰平國土安全の爲め、君神を現じ給はゞ、高虎も御眷屬に成し下され、來世も相替らず御奉公仕り候べしと言上す。此時家康、左様に存じ候て

も宗旨日蓮なればと言ひて微笑たり。高虎委細承りて其義にて候はゞ、唯今改宗仕り、天台に歸依仕り候べしとて、直ちに僧正を別室に請じ、高虎今日累代の宗旨を抛つて、上様と同じく天台に歸し、身後までの御奉公仕らんと存じ立ちて候。何卒御弟子に成し下されたしと言ふ。僧正も高虎の誠忠を知悉したれば、直に血脈を授けて弟子となし、法號を寒松院道賢高山權大僧都と授けて、神力品の四句の偈を書寫して付屬したり。

高虎斜ならず感喜して、頓て御前に伺候し、唯今の仰せ心魂に徹し候へば、直様南光坊僧正に請うて御弟子となり、今日より天台宗と相成り候へば、來世も永く御側に在りて、御奉公仕り候はん。此段聽し召し届け賜はるべし、と申し上ぐ。家康も其忠誠を嘉納して、小原眞守の刀、上輝東陽の幅を授けて、後年の記念とぞしたりける。東照宮實紀、台徳院實紀、東武實錄、慶長年錄、元和年錄、烈祖成日記、新編駿河國誌、大師年譜、東海道分間圖、續武徳編年集成、大業廣記、藤堂高虎記、國師日記、舞臺記、天寛



第二章 一實神道

家康の宿痾再發して、大漸の徴を現はしたる時、僧正を枕頭に召して、死生命あり、強て嘆惜すべきものに非ず。我數百年の大亂を伐ち平らげ、四海一統の功を奏し、齡また七旬の上に躋りぬ。久しく天下を領して富貴に居り、代を秀忠に授けて子孫に流へたり。人生の事一つとして缺くることなく、思ひもなく、慮りもなし。其上に深く法恩を受けて、眞俗に味からず、現世安穩後生善所の樂み、偏へに是れ師の庇み也。骨を粉き身を碎きても、以て酬うるに足らじ。此上は尊師授くる所の、山王一實神道の功德に乗じて、歿後の日必ず神力を現じ、請益する所あらんことを欲す。仰ぎ望むらくは、子葉孫枝をして永く繁茂なましめん。佛種日種をして永く斷絶せざらしめん。天下の武運をして永く邦家を干護せしめん、とぞ言ひ出でける。

僧正連如たる涕泗を抑へて、謹んで對ふらく、君久しく天下を掌り給ふは、

決して一旦にして能する所に候はず、宿に徳本を種ゑて、之を今日に得給へる也。今日の善根、何どて來日の秀發を獲給はざらんや。法華經神力品には、諸佛救世者、住於大神通、爲悅衆生故、現無量神力と申す四句の偈の候ふ。兩部習合の神道御會得の上は、必ず神威を現じ給はんこと、更に以て疑ひあるべからず候ふ。と重ねて神道の要略を説き盡くしたれば、家康深く感銘して、最後の妙果を固く心に信じける也。

是は四月朔日の事にして、藤堂高虎傍に侍じ、頻りに感涙に咽びたりしが、二日には僧正並に本多正純、金地院崇傳を召して、傳へ聞く大織冠鎌足は、攝津の國阿威に葬り、後一年にして和州多武峰に遷葬したりと申す。我れ亡からん後は、此例に准らへて、遺骸をば先づ駿河の久能山に葬り、佛事供養の儀は、増上寺に申し付け、位牌をば三州の大樹寺に立て置くべし。一週年をも過ぎなば、叡聞に達して神號を申し請ひ、野州日光山に遷して小さな堂を建て、勸請するに於ては、必ず八州の鎮守とならん。又京都には南禪寺金地院へ小堂を



營み、所司代始め武家の輩に進拜せしむべしと、改めて遺言ありたり。  
 病體疲勞加はりて、吃逆さへ頻發するに至りしかば、將軍太く心を惱まして、  
 僧正に命じて、淺間大明神の社頭に、大般若經を轉讀せしむ。乃ち月の八日は、  
 淺間大明神例年の神事あるを以て、巳刻より衆僧を拜殿に集へ、大般若波羅密  
 多經を轉讀し、丹精を凝らして御祈禱したりしかば、其驗にやありけん、元氣  
 稍や快復して、葛餅など少々參るだけの食氣さへ出づるに至れり。  
 さりけれども、天壽疆あり、定業は轉ずべからず。上下舉つて此君萬歳を度  
 禱したる效もなく、藥石の驗も見はれず、日毎に遺言などして、終焉の覺期と  
 ぞ見えけるに、十四日には、秀忠、神龍院梵舜を召して、神道佛法の事を問ひ  
 明め、十六日に至つて、遺言の旨に遵ひ、大漸の後は、神道の式を以て、久能  
 山へ納むべき旨の命を發したりき。其日は病體疲憊甚だしく、白湯さへも進ま  
 ざる有様なれば、局女房等は、はや涕涙に袖を搾りぬ。家康は侍臣に命じて、  
 神原内記照久を枕頭に召し近づけ、久能山廟地の事を命じ聞えて、汝幼童の頃

より常に意を用ひて怠らず近侍し、鮮魚新菜を獻すること怠りなし、我れ死し  
 ても汝が祭奠を快く受けんとす。凡そ東國の諸大名は、多く譜代の族なれば、  
 心置かるゝ事あらじ。西國鎮護の爲に、神像を西面に安置し、汝之が祭主たる  
 べし。社僧四人を置き、其役を執らしめよ。其が爲め祭田五千石を宛行ふべし  
 と命じて、照久には采邑を加へて千石をぞ給されける。

斯くて翌十七日巳刻、太政大臣從一位源の家康公は、駿府城の正寢に薨じ  
 給へり。台壽七十五。遺命に依り、其夜遺骸を久能山に神葬し奉る。されど、  
 本多上野介正純、松平右衛門大夫正綱、板倉内膳正重昌、秋元但馬守泰朝の四  
 人靈柩に供奉し、大樹御名代として土井大炊頭利勝、尾張中納言義直の名代成  
 瀬隼人正成、駿河中納言頼宣の名代安藤帶刀直次、水戸少將頼房の名代中山  
 備中守信吉のみ後より隨從し、金地院崇傳、大僧正天海、神龍院梵舜、神原内  
 記照久専ら斂葬の事を執る。化儀は吉田家の庶流、神龍院梵舜に聽きて、専ら  
 宗源神道に據りたる也。



十九日將軍久能山に參詣あり、其二十二日病中伺候の人々を召し集へり。席上ゆくりなくも、僧正と崇傳との間に、一條の議論を生じたり。胤海僧正の縁起最も詳なれば、即ち左に之を引くべし。

つとめての日、大樹出て給ひ、御病中に仕へし人人に御對面ありけり。海師は左方の座上に就き、崇傳は右方の席の上にあがりしが、いざり出て、口利僧なれば、追悼の旨をのべて、御遺言に違はず、よへ久能山へ葬り侍ると申せば、海師すゝみ出でて、御遺言はいづるか皆消え失せて侍るとありしかば、さては御前にて偽を申すやうに取敢され侍る何事か御遺言に違ひ侍るやと言ひしに、御遺言は山王一實の習合神道にこそ侍れよべは宗源の儀式のよし聞き侍るとありしかば、亡君豊國明神の近き例を覺して、神にいはいれ給はんとの御心也。しかあれば、唯一に齋ひ侍らん、何かは御本意に違はん、云へり。海師のたまふは、亡君朝夕の御心には、御ぞうの久しからんことを願ひ給へり。彼神のぞうは、目前り亡滅し侍れば、彼をば思せ給へり。彼の悪き例をひく事當家をうけへるにや。汝宗源をも習合をも争言か知らんと、問答數返なりしに、上野介まかり出でて、御前といひ況て、御哀傷の折柄、かゝる事申し出せる咎いと重し。南光坊をば急ぎ遠島に流してんとて、座を引き

立てければ、柳營もやがて入せ給ふ。

海師は座を立てられ、遠流を今日か明日かと侍ら給ひしに、柳營は城に還らせ給ふとて、一日何やらん僧正と崇傳と問答せし事聞分け侍らず。僧正江戸へ参るべし、聞し召さんとありしかば、喜びて参り給ひしに、召し出し有様問はせ給ひければ、御遺言の旨詳しくのたまひしに、大樹仰せけるは、我愚味なれば、神道の事いざ知らず。されど、故相國は佛の道に心を入れさせ給へり。神と佛と一の道あらば、夫こそ亡親の御心になはめ。とにかく知らぬ道なれば、内へ伺ひてんとて、源重昌を御使として、林永喜といへる儒學の者さし添へ、僧正上り給ひて、奏聞せしに、習合の神道珍らしからず。殊に山王一實の神道、台宗の奥義とする事さも侍らんとの繪言にて、習合の舊記など賜はさせ給ふ。

秀忠江戸に歸りて後、僧正を召して遺言の詳細を聴き、一實習合と、唯一宗源との優劣を知らんがため、本多上野介正純、土井大炊頭利勝、安藤對馬守重信、金地院長老崇傳に命じて、吉田神龍院に唯一の儀を問はしむ。即ち五月三日を以て神龍院梵舜を駿河町の旅宿に訪ひ、御神號の事を議し、大權現、大明神、神位の甲乙、優劣を問ふ。梵舜いはく、權現、明神の尊號、更に優劣ある



大明神

大僧正天海

二六四

に非ざれども、権現は陰陽兩尊の神號とす。大相國の如きは、大明神の尊號、尤も充當の御事と存ず。大明神には供御にも魚鳥を用ふれども、権現は然らずとて、吉田卜部家の神道に依り、大明神の尊號を奉りて、祭祀せんことを主張したりき。

是に於て秀忠は、遺旨遵奉の事に決意し、梵釋には暇を與へて歸洛せしめ、僧正には、神號奏請の使節として、上洛すべき旨を命じ、板倉内膳正重昌、林刑部卿法印永喜信澄を副使として遣はし、道中警衛として徒士一組を、特に僧正に附せしめたり。時に板倉重昌は在國中なりしを以て、其出府を待ち合せ、六月十一日江戸を發つて、上洛の途に就きたる也。

是より先、三緣山増上寺に於ては、豫ての遺言の旨を奉じて、四月二十二日初七日の速夜を以て、佛事供養を修行したり。觀智國師自ら導師となり、廓山了的等衆僧を率ゐて之に列し、最も壯重の式を擧げ、法盞を奉て、『安國院殿德蓮社崇譽道和大居士』と稱す。引き續き二七日の大供養を執行したるに、在

大僧正天海

〇

江戸の大小名先を争ふて參詣し、さしもに廣き芝山内も人を以て埋めらるゝに至れり。

僧正上洛して、所司代板倉伊賀守勝重と謀り、一面は二條關白に就いて神號の勅許を請ひ、一面は壬生官務孝亮に就きて、遷宮の舊記先例を考證し、時に院の御所の御氣色を伺ふなど、至誠を表はして周旋したりしが、殿上の議は、權現神號の適切なるを認めざるにあらざりしも、日光權現のある上は、權現號如何あらん、寧ろ菩薩號可ならずやなどの議もありて、尙ほ評定區々なりき。是時仙洞にては僧正の奏請いたく叡慮に愜はせられ、兩部習合の舊記を賜ひ、神寶并に法具の類をも、中原職忠をして、僧正の爲に辨備せしめられぬ。

加之、七月廿七日、宣を下して、正を轉じて、大僧正に任ぜられたり。上卿は廣橋大納言兼勝、職事頭右大辨廣橋兼賢なり。且又大僧正滯洛の期を機として、先朝正親町天皇第二十五回の聖忌を行はせらるべき旨仰せ出ださる。先朝の御聖忌は來る三年正月五日なれども、大僧正の上洛の至難を叡念あり、滯洛



中に繰越して執行在らせらるべく、茲に八月五日と御治定ありける也。  
 聖忌の道場は仙洞御所なり。上皇宸筆を染めて御經を書寫し給ひ、大僧正を  
 して御經供養の大導師たらしむ。唄師は慧心院探題法印良範、西薬院法印舜政、  
 散華は薬樹院已講法印久運、梵音は白毫院法印眞慶、行光坊法印尊能、竹林房  
 擬講法印賢盛、日増院法印珍祐、東光坊法印俊海、錫杖は松禪院法印慶俊、伽  
 陀は觀音院法印忠尊之を勤め、著座の公卿は西園寺内大臣實益、中御門大納言  
 資胤、執事萬里小路宰相孝房、堂童子船橋式部少輔秀雄にして、俗人をして庭  
 上に舞樂を奏せしめ、其儀最も莊嚴を盡せり。御布施被物終りたるのち、上皇  
 は特に大僧正を留め、聖忌の本尊として圖書せしめられたる釋迦牟尼世尊の尊  
 像の裏面に、宸翰を以て語句を染められ、之を大僧正に賜ふ。後日秀忠此事を  
 聞きて仙洞の御筆を拜せんため、林永喜をして畫像を柳營に請ぜしめ、恭しく  
 拜觀し、今に始めぬ大僧正の道譽の勝れて高著なるを嘆伏しきといふ。  
 權現祭祀の事、殿上の僉議既に一決し、今は神號選定を剩すのみとなりぬ。

二條家にては、東光大權現、日本大權現の二名を、菊亭家よりは、東照大權現、  
 威靈大權現の二名を提出して、之に就きて評議を凝らしけるが、四名ながら關  
 東に下して、將軍の選定に任すべき事に決し、内旨を大僧正に傳ふ。大僧正は  
 願意の貫徹せるに歡喜して、急ぎ關下を辭して歸東したり。

九月三日道中恙なく江戸に著す。直ちに登城して復命したるに、秀忠喜悅糾  
 ならず、盛饌を供へて厚く大僧正を饗し、懇に其勞を慰めたり。

大相國家康の威靈をして、兩部習合の神と崇むることは、家康が遺言の如く、  
 大僧正が主張の如く、既に公然勅許せらる。大權現の威徳、今將に六十餘州に  
 輝かんとせり。僧正が一期の歡喜を感ずるとも、崇傳は大に不滿を抱きた  
 るなり。今彼が手記せる『國師日記』に就きて見るに、表面に洒々落々を粧ふと  
 雖、口を極めて其介意せざることを辯じ、陰に怨嗟の氣を漏らすを見るべし。

御神號は重而勅使可レ在レ之通に御座候き然所に南光坊何角在分之儀御座候而少々出入  
 第二章 一實神道



共御座候つる。拙老は神ならば吉田可存儀と申候を、南光坊神道をも存知候様被申候つる。一圓我等はかまい不申候此儀をからかい申様に其地へも聞え申候哉別成義に而者無御座候間可被御心安候下略五月十二日附板倉勝重宛。

御神號井御位以下從禁申被仰出、其上勅使上卿以下御下向、其時吉田神主被罷下御遷宮以下作法可有之との義に候處、南光坊被申候様は、山王神道とて別而存知之由、吉田は山王之末社に而かろくなど、種々様々に被申候故、何となく相延申候拙老もかゝりあい候様に世上にさた有之由定而、其地にも左様のさた可有之候、右之様子迄に候御氣遣被下問敷候。(中略)吉田神道をも被相妨、山王之神道とやらんと日本國が成可申か、やうの珍敷儀は前代未聞と存候。五月廿一日附、細川忠興宛。

南光坊と出入在之様に、其元に取沙汰有之由、先書に如申拙老は一圓かまい不申候被入、御念候上御聞得、其意候し六月六日附、板倉勝重宛。

相國様御神號之事、東照大權現、日本大權現、威靈大權現、東光大權現、右四つの内何へ成共將軍様次第に被爲定候様にと、内證被遊自禁申被仰出候、右は二條殿菊亭殿兩人二つづつ内書之由に候。いまだ何も不被成御定も不被仰出候傳奏衆下向候者御雙談にて可相定候と存候。吉田殿は不被指出、何も彼も南光坊之神道と相聞へ申候。九月七日附、細川忠

興宛 武徳編年集成、烈祖成續、台徳院實紀、元和年錄、東武實錄、家忠日記、坂上池院日記、孝亮宿禰日次記、東源記、謀泰記、大師緣起、大師年譜、三線山志、國師日記、舜憲記、東照宮座史記、寛永系圖

第三章 晃廟遷座

十月廿六日、下野の國都賀郡日光山に、大相國家康公の御宮造るべき事定まりければ、大僧正は疾く山に登りて事を執る。總奉行には本多上野介正純、造營奉行には藤堂和泉守高虎、副役には日根野織部正吉明、本多藤四郎正盛、山城宮内少輔忠久、糟屋新三郎之に任ぜられ、當國宇都宮の城主奥平九郎忠昌、同く古河の城主小笠原左衛門佐政信、常陸の國笠間の城主松平丹後守康長、同く下館の城主水谷伊勢守俊隆、同く眞壁の城主淺野采女正長重井に那須、皆川の領主等、助役の爲に孰れも人夫を引率れて登山し、阿倍四郎五郎正之は材木運送の事に當りて、命の如く、明年四月までに、落成せしめんとするにぞある。此時大僧正天海は、坐禪院を出て、正純、高虎、吉明等と山麓の地理を踏



查したるに、去る九日高虎とともに相し置きたる、昔源頼朝の常行三昧堂を建立せしといふ地、特に勝れたりしかば、即ち此處を社殿造營の淨境として、大僧正自ら繩張を爲し了れり。固より工事は最も急を要する事とて、即ち繩張の確定すると同時に、百工各手を分ちて、一時に造營の工事を創めたりき。其工程の日に添へて進み行くを見つゝ、大僧正つくづく思ひ回らすに、これの神靈の世に在るをかりし日、足一たびも日光の地を踏ませ給はずして、いかにして此秀麗無比なる山水の勝を知し召しけん。四ヶ年以前天海に命じて、當山五十三世の監守たらしめ給ひしは、乃て此土に神鎮り坐しまさん爲めなりけりとぞ想はるゝ。心内の運籌遠大にして、未來を策し給ふこと此の如くんば、君は正しく稀世の神將にて坐しましけるよ。と、深く其達識に感服したりき。

神號の事も朝暮の議一致して、明る三年二月廿一日、久能山の神廟に就いて、東照大權現の稱號を勅賜せらるゝに至りぬ。勅使は清閑寺宰相共房、宣命使は五條少納言爲適、著座の公卿は花山院右大將定照、轉法輪三條權大納言公廣、

日野大納言資勝、勸修寺大納言光豊、柳原左中辨業光、烏丸右中辨光賢なり。次でまた三月九日を以て、東照大權現に勅して、贈正一位を追敘せられ、神威愈々赫々として、不盡の高嶺と輝きわたれり。

日光の神祠も清淨に造工を竣りしかば、天海大僧正は、靈柩御迎へとして山を出て、駿河に赴きぬ。三月十五日は寅の日にして、大權現降世の吉辰なれば是日を以て豫ての御遺命の如く、尊骸を日光山に遷殯し奉るべしと聞えたりしかば、本多上野介正純、土井大炊頭利勝、松平右衛門大夫正綱、板倉内膳正重昌、秋元但馬守泰朝等三百餘騎を従へ、雜兵一千人を率ひて御迎ひに參る。大僧正は山門の碩學、東關の大徳を隨へて懇ろに祭祀したる後、手づから鋤鍬を乗りて、靈柩を掘り起し奉る。是れ大職冠鎌足を攝津の阿威山より大和の多武峰に遷葬する時、定慧法師の行ひたる古例に准ずるものとぞ聞えし。

頓て靈柩を金輿に移し奉り、久能山を發し參らす。本多正純、土井利勝、松平正綱、板倉重昌、秋元泰朝を始め永井右京大夫直勝、榊原内記照久、元の



駿府十人組の番士等供奉す。尾張中納言義直の名代成瀬隼人正成、駿河中納言頼宣の名代安藤帶刀直次、水戸少將頼房の名代中山備前守信吉等、之に扈從し奉りぬ。凡そ前驅後從の騎馬の行装は唐鞍うち、馬副の雜色、徒走衆に至るまで、孰れも綺麗を飾り、華美を盡したれば、折から春の光に照りかやきて、美々しきこと言ふばかりなし。この夜は善徳寺に泊らせ給ふ。

十六日 靈柩三島に到る。此處兩日御逗留。

十七日 靈柩小田原に到る。此處に一日御逗留。

十八日 靈柩中原に到る。

十九日 靈柩武州府中に到る。此處兩日御逗留。

二十日 靈柩武州府中に到る。此處兩日御逗留。

廿一日 靈柩仙波に到る。四日御逗留。

廿二日 靈柩仙波に到る。四日御逗留。

廿三日 靈柩仙波に到る。四日御逗留。

廿四日

酒井備後守忠利天海大僧正を請じて論義法問あり。

廿五日 天海僧正自ら衆僧を請じて法華讀誦。

廿六日 靈柩忍に到る。

廿七日 靈柩野州佐野に到る。本多上野介正純新に神殿を造りて靈柩を請

じ入れ奉る。

廿八日 靈柩鹿沼に著御。悪日たるに依て逆施あり。此處御逗留。

廿九日 四月朔日

四月朔日 未刻靈柩日光山坐禪院に入る。

四日 其路次の行粧に至りては、烏丸光廣の「東照宮渡御記」最も詳明なれば、茲

に其文を引くべし。



抑元和三年久能より尊體を日光山へ移奉ることは大織冠を攝津阿武山より多武峰に定惠和尚の波し申されける例なり。是れ御像のいやすきに在します故なるべし。天照御神も後に倭姫命五十餘の川には鎮座ありける男山の御神をば行教字佐の宮より彼の和尚の三の衣に舎らせたまふ。此の度は御現在の時より事のさま詳しく大僧正天海に御神約おはしまして目のあたり導かれ在しますをば神の御心嚙嬉しくや賢はすらん古今さぞ理ゆめ違ふまじくなん。然はあれど凡人は此處をさへ離れ在しますを、肯て慕ひ奉らざらむも道理なり。僧正も瑞籬の久しく馴れ睦び給ひけむ御名殘を束の間も覺し忘れず、二月の佛の御別れとても賢き尊者哀ますやは。是眞の道に違ふべきにもあらず。さて神體は金輿に奉る大僧正は御前に在す。次に山門の碩學東關の學者ありふる限り集る。巖々蜀錦を綴り綾羅を衣る、目を眩かし耳を驚かさずといふ事なし。御所の御名代には土井大炊頭利勝朝臣松平右衛門佐正久板倉内膳正重昌秋元但馬守泰朝等なり。騎馬の行粧唐鞍美しく、馬副布衣の侍、雜色さまに至るまで各綺麗を盡せたり。御旅所は此方彼方新しく造り營まれしもあり。道は江尻より清見を通らせ給ふに向ひに三種の松原青やっに見渡され、行く／＼と久能は隔りぬれば霞ぞ春はと涙とゞまられど、神輿は折々とゞまる。浪の關守せきもとゞむるか、松原のまつとか思ふ。興津川の大

海原に流れ入るを見ては、四河入海同一鹹味とも、自然流入薩婆若海とも觀じ給ふ。田子の浦に打出れば、濱傳ひに鹽焼く煙一拂びして、雲とやなり霞とや靡くらん。風は風わたりにて船ども波に浮べり、かゝる折にもかけぬ日はなしと思はす。今日の御泊は富士山の麓善徳寺なり。砌に散る櫻あれば咲く櫻もあり。是れ則ち常住の理りなるにや。先づ初夜の御法事名香の煙爐り満ちて花は四種にぞ散り紛ふ。梵音は伽陵頻の聲聴かしく、六の輪の響は六道の衆生も實に苦を免かるべくぞ聞ゆる。大衆の同向有がたく、泪も壺あへぬぞかし。御布施品々引渡さるゝも嚴めしくや。後夜の御法事には人しづまりて、三月十五夜なれば、有明の月の光も艶なり。僧正思しけるは、生れまし神去りまし、佛も非生非滅の相ひを示し給ふは、さしも草さしも御惡の餘なればと示同凡夫の假の御名殘を思ふには、墨の袖も浮くばかりになん。西行法師の風に靡くと吟し、小野茂景が山立ち離れ行く雲と詠めしも、理と思へばかなし。

立おほふ霞にあまる富士の根におもひをかはす山櫻哉  
 歌は我が邦の陀羅尼にや。  
 十六日吉原といふ所を過ぎて、浮島原を通りおはします。すに秋の燒原のいつしかと蒔えわたりけるを見給ひ、春風吹又生とぞすさみ給ひける。野徑茫々として境を知らず、頭を



めぐらせば、汀水洋々として際あることなし。かくて三島に著かせ給ふ。供奉の行列昨日に異ならず。六十餘國の人も先にと集ひたるべし。菅笠を脱ぎて額に手を宛て、神輿を拜し奉らぬ人なし。此明神は大通智勝佛の御垂跡となむ申せば、十劫座道場、佛法不現前と誦して法味を参らせらる。今東照大権現は、奈なくも薬師佛の御化現なりとぞ。さるに由り照于東方、萬八千土の理をつくり合せ、遙に彼の御山に光をうつさせ在しますものかと、其頃世の中に言ひのしりにき。不知夜、歴月は少し缺けたりけれど、御法文も前夜にこたと添へられたり。またの日も此所に在します。遠き道にしあれば、人々の勞れを思すも神の御心を汲みてなるべし。

明れば箱根を攀登り給ふに、得もいはず、山頭水色、淡く煙を罩めたり。漸々春も暮行けば、葦など露茂く咲き、薄紫の由縁をかけ奉る人もあるべしと思ふに、又袖濡れぬ辛うじて小田原に著かせ給ふ。はた御法事やむごとなくぞ聞えける。

十九日もきのふにかはらず。

二十日に餘綾磯を通り給ふに、若海青に見わたされて、巖にかゝる浪は、雪かともがひ清になびく雲は、花かとのみぞ見えける。磯あさりする海士乙女も、玉簾の小袋を空くして、此神輿をぞ拜み奉る。さて中原の御殿に著せ給ふ。御法事いとつきつきし。是れより六

所宮あたり近き所なり。それは一國の總社とぞ承はる。東照大権現は西より南より越の白嶺のゆき至らぬ御光やはあらむ。

廿一日、府中の御殿に著せ在します。明る日も同じ所にて、標々の御法會尊き事共あり。

廿三日は山の端知らぬ武藏野に入らせ給ふ。草より出るは月のみかは、茜さす日も、同じ萱生より影長閑に霞にもる。春の眺め得も言はず。友に後れて歸る雁の翼、物哀れなりければ、僧正

おもほえず霞の袖をわらしけり行くも歸るもかりの涙に

細兼の井は右に見て通り、決定知近水心にかぶべし。今日は仙波大堂に留らせ給ふ。て

同じ廿六日まで在します。此處は昔仙芳仙人開闢し、慈覺大師中興ありて、其後尊海僧正

又おこし給ふ。勅額數代の聖蹟などもあり、かゝる靈地なれば、是にて論題をいだされける。一生入妙覺となん。問答重難善盡くし、美盡くせり。御證義は元より大僧正殊更に明智巨海を照らし、辯舌懸河を流せり。則ち於初後不二と判ぜられたれば、理ならぬ限りなき御功德にもあるかな。法會過ぎて、川越の城主酒井備後守、さげ物にあし多く積み上げ、山も更に動き出でたるやうに見えたり。此城中は名に負ふ三芳野の里なりけり。在五羽林の、いつか忘れんと詠みし所。天満天神、鎮主なれば、花の絶え間に松なども見えたり。む







半目、密に兩部習合の念相觀を凝し、欽若弘持、五鈷杵を取つて神宇の四境を  
加持し祭ること神在すが如し。仍て五眼具足の印明を、大權現に授け了んぬ。

十四日の夜には神靈を假殿に移し奉る。

十六日の夜に至つて、神位を假殿より本社ほんしやの正殿せいだんに遷座し奉る。神寶御裝

束等は、豪辨法印、中原職忠之を奉りぬ。斯くて刻限に及べば、廣橋大納言

兼勝、三條大納言實條、日野大納言資勝、西園寺中納言公益、冷泉中納言爲滿

等の公卿、威儀嚴然として著座あり。次に大僧正天海、神前に進んで密法を修

し奉る。時既に亥刻に迫りければ、奉幣使清閑寺宰相共房、宣命使中御門宰

相尙長、阿野宰相實顯、奉行廣橋頭辨兼賢、鳥丸右中辨光賢并に院使西洞院宰

相時慶、女院使平松侍從時庸等肅然として參入し、先づ中御門尙長進んで御追

號の宣命を捧讀し、次に阿野實顯御贈位の宣命を捧讀す。畢つて大僧正之を受

け奉り、内殿に納むるや、清閑寺共房奉幣の事仕ふまつり、兩院使に至つて、  
正遷宮の儀全く終る。

十七日は神輿渡御の祭典あり、將軍秀忠、設けの棧敷に就いて之を拜す。行  
列の嚴整なる、練物の古雅なる、神威を輝かすに餘りありき。神輿は東照大權  
現先づ進み給ひ、山王大權現之に次ぎ、最後に摩多羅神ぞ進まる。之を日光三  
所大權現と稱し、以て永式とぞなれりける。

江戸舊事考に小宮山綏介の日光三社權現考あり。藤堂家書上より、當家申傳候記録中に  
日光御神體の御左は慈眼大師御右は高虎東帶の像にて、斗帳の裡には、鳥之葉を縫ひ有  
之候由一、慈眼大師は山王之化權、高虎は事代主尊にて摩多羅神と申す、是を三權現と稱  
候由一、日光奥之院に在る御宮の神體、權現様御東帶左之方を御覽、左方に高虎黒糸之  
甲冑にて、兩手をつきて御應對之體にて、右之方に慈眼大師眞向に坐する像なりと云々  
とあるを引き、其宗祖の本地垂迹の説を創め、重く列聖を誦奉りし餘習とは云ひながら  
高虎を摩多羅神に擬し、己自ら十禪師に擬して、俱に千載東照宮に配享せんと圖りしは  
僭妄の甚しき、これを何とか云はん」と斷じ、更に阿留多伎貞樹の語先來紅葉山御宮御修  
覆の時、神祕職法橋昇殿に相具して、竊に窺ひしに、山中御形御東帶像御左に山王十禪師  
と申す僧形にて、襟立て赤衣七條袈裟御右武者像風折烏帽子鐘著太刀を佩たり、是を摩



多羅神と申す云々とあるを附記して、是は楓山のことなれども、此れを以て神像及び左右二像の状は大槪察知すべき也と結びたり。紅葉山は疾く毀たれて尋ねるによしなきも、日光の神像は、今日も尙内殿に奉祀せらるれど、決して藤堂家書上の如きものにあらず。左座は唐冠東帯の山王大権現(聖眞子)にて、右座は東帯にて葉附の竹を持てる摩多羅神也。維新の際神佛混淆を避くる爲、祭神を調査したりしに、神祇官にては其形状に基きて、唐冠の山王を秀吉とし、竹を持てる摩多羅神を頼朝として記帳し、以て今日に逾る也。秀吉を家康の合殿に祀るが如き、無稽此上なしと雖も、當時の官吏等は眞面目に此の如き滑稽を敢てしたる也。由來水戸學派は排佛の氣勢熾なれば、山王大権現に十様の變相あることなも究めず、傳説を主とする藤堂家の書上を證左として、直ちに慈眼大師に野心ありしものと斷じたりしならんも、合名ある考證家としては不似合ならずや。

是日巳の刻より小祥神忌の祭典を行はる。大將軍秀忠、東帯にて參拜あり。轅の簾は、高倉右衛門佐永慶、太刀は吉良左兵衛督義彌、刀は酒井下總守忠正、裾は永井信濃守尙政之を役し、大澤兵部大輔基宥奉幣せり。土井大炊頭利勝、大田備中守資宗扈從し、尾張宰相義直、駿河宰相頼宣、水戸少將頼房、藤堂和

泉守高虎、其他の侯伯悉く參列して、いと森嚴に執行せらる。

十八日は、神前に於て宸筆の御經の供養あれば、將軍秀忠東帯にて聽聞の座に著く。廣橋大納言兼勝、三條大納言實條、日野大納言資勝、西園寺中納言公益、冷泉中納言爲滿、西洞院宰相時慶を始として、公卿武家悉く參列す。御導師は大僧正天海仕ふまつり、吐音朗々として法則を唱へ、神徳を哥頌したり。咒願師は梶井門跡宸胤法親王、證誠は正覺院權僧正豪海なり。散華被物は、正親町少將季俊、水無瀬少將兼俊、北畠少將親顯、藤谷少將爲賢、園少將基音、藤左衛門佐永慶、高倉少將嗣良、東坊城少納言長維、綾小路侍從高有、竹内刑部少輔孝治、樋口侍從信孝、平松侍從時庸、土御門左衛門佐久脩、唐橋民部少輔在村、壬生極薦孝亮、差次藏人某、清藏人賢忠之を役す。俗人左右の幄より出で、臺に登り、種々の舞樂を奏し、典雅言ふばかりなし。今日は御齋會に准ぜられし事として、晨朝卯刻に三司の幣帛を捧げ、左右馬寮より二頭の神馬を牽き、特に廣橋頭辨兼賢、烏丸右中辨光賢奉行を勤め、法親王、大僧正には唐



織、縫箔、綾の三重、權僧正には二重、左(山門)右(東關)の僧徒には一重づ、を被けられ、儀様殊に壯重を極めたり。夜に入りて本地(樂師)堂の供養行はる。大僧正導師として法華曼荼羅供を修行し、廣橋、三條、日野三亞相、四辻宰相、季繼著座す。是も御齋會に准ぜられたれば、柳原頭左中辨茂光、竹屋左少辨光長奉行たりき。

十九日には、奥院廟所の塔供養あり。將軍秀忠拜殿に著座(北上西面)す、亞相兼勝、亞相實條次で著座(東上北面)す。乃て大僧正塔内に入つて法事を修す。俗人の樂聲山壑に反響して、宛然迦陵頻伽の妙音を聽くの想ひありけり。二十日は法華萬部供養の日也。是日將軍山を下り、吉良左兵衛督義彌を使ひとして、大僧正の勤勞を慰めぬ。法華萬供に來會する僧侶三千五百口に達し、大僧正の導師、梶井門跡の咒願師、正覺院權僧正の證誠にて、月卿雲客の著座、殿上人の被物など例の如し。然るに、結願の日に至りて、天に三寶鳥の聲を聞きたり。此鳥は靈山淨嶽にのみ産する靈禽にして、其聲佛、法、僧と聞ゆるよ

り、三寶鳥とは名づくる也。昔傳教大師始めて比叡山に分け登りし日、此鳥の聲を聞いて、遂に大法を興隆せらる。今大權現の法會に方りて、此佳瑞に會ふ。此山宜く三寶の提唱を盛んにすべしと、大僧正は怡然として語りたる也。

事果てのち、法親王、公卿等、皆江戸城に登りて慶びを白す。將軍白銀千兩を梶井門跡に贈呈し、五百兩づ、を兩傳奏、二百兩づ、を著座の公卿、百兩づつを奉幣師院使女院使奉行、五十兩づ、を被物の公卿に贈りて、其慰勞とし、是にて東照大權現第一回神忌の祭會は、滞りなく終了したり。

是月の盡んとする日、廟社造營の奉行たりし、本多藤四郎正盛は、壬生に於て切腹仰せ付けられたり。正盛は日根野織部正吉明、山城宮内少輔忠久、糟屋新三郎等とともに、去年十月より山に登りて、土木の事に努めたりけるが、新三郎は病を得て江戸に歸り、尋で物故す。春に至りて造營も粗成りしかば、奉行等其費用を會計せんとするに、吉明正盛は大酒を好み、常に山中にても長夜の宴を張るのみなれば、會計急に調ひ難く、忠久深く憂慮して、屢催促した



りけるに、正盛大に憤り、酔に乗じて、刀の鐙を以て忠久の鬢を突きたり。忠久心に怒りしかど、公事果ざる間、私の争論すべきにあらずと、強て怒を包みたり。是月に至りて山中の洒掃まで悉く了り、會計簿の淨寫もなりしかば、松下孫十郎長勝に之を届け、其身は江戸へ歸るとて、宇都宮驛にて自殺したり。此事公けに聞えしかば、嚴密に査檢して、遂に正盛に自殺を命ぜられたるなりとぞ。台徳院實紀、武徳編年集、成、東照宮鎮座記、東武實錄、元和年錄、見山拾葉、天寬日記、日光雜記、紀年錄、東照宮渡御記、國師日記、日光山志、下野國誌、列祖傳、東源記、謙泰起、錄

第四章 矜哀救護

是歲六月十二日、將軍秀忠江戸を發して上洛す、大僧正命を拜して駕に陪しぬ。是れ東照大權現神位の宣下、并に勅會の御禮奉奏の爲めなりしも、伏見城に著せる六月二十九日頃は、上皇御惱勝れさせ給はず、都鄙遠近より知名の良醫を召し出だし、種々術を盡くさしめらるゝ折とて、參内は思ひも寄らず、大

僧正は倉皇として院參し、親く御景色を伺ひ參らせ、山より耆宿達を喚び下して、御惱平癒の御修法に餘念なかりき。

佛護藥效漸く著れ、聖體良や勝れさせ給ひしかば、將軍は七月二十一日を以て參内せり。禁裏の御首尾最もめでたく、例に依り天杯、天酌にて三獻あり、獻上も式の如くに終りて、午下更に仙洞に參上しぬ。是日大僧正は詔喚に依つて、御前に祇候したり。是日院の御景色勝れて麗しく、玉座近く將軍を召させ給ひて、今、秀忠に對して卿が父の如く異見すべき者、朕より外にあるべからずと思召す。家康は常に心を治國安民に注ぎつれども、一生戰國の間に居りつるが故に、其身の行び王道にあらざる事もありなん。卿は治國の將帥なれば、宜く殺罰を止めて仁政を施すべし。然る時は子孫無窮に榮え、さては朝家の御守りともなるべし。過ちを改むる時は、天下是れを仰ぐ、若し怠る心あらば、天運の程御心許なく思召すなど、御懇の聖訓を垂れさせ給ひぬるぞ畏き。然るに上皇の御惱は間もなく大漸して、八月二十六日の曉に、終に昇遐し



給ひけり。禮を具へて泉涌寺にかくし奉り、後陽成院天皇とぞ追諡し奉る。聖算正に四十七、洵に日惜しき御別れにこそありけれ。御大喪の事滞りなく畢り、將軍は九月十三日に伏見より入京し、直に關下を辭して、駕を東武に回したり。大僧正は九月二十六日、般舟三昧院に於て行はる、後陽成院天皇初月忌の御經供養を勤めたりき。當日は大僧正之が御導師と爲り、名僧十口之に加はり、三條大納言實條、白河前左衛門督雅朝著座して、其儀最も懇懃鄭重を極めたりけり。

元和四年四月十七日、江戸城西の丸、紅葉山東照大権現の宮祠成り、是の第三回神忌の吉辰を以て、正遷宮の勅會を行はせらる。上卿は花山院大納言定熙奉幣使は西洞院左衛門督時慶、宣命使は日野左大辨宰相光慶、奉行は廣橋藏人頭左大辨兼賢之を奉はり、神前に參向して、宣命を讀み、金幣を捧げ、神馬二頭を引く。著座の公卿は廣橋亞相兼勝、三條亞相實條及び今出川前右大將經季、冷泉黃門爲滿、飛鳥井宰相雅胤等にして、式は座主宮寮胤法親王、正覺院

權僧正豪海出世の上、大僧正之を行ふ。將軍聽聞の座に著きて、太刀を奉納すること、日光の例の如し。

十八日には御法事あるべかりしも、折悪く雨天なりしかば、延びて二十日にぞ行はれける。著座の公卿は廣橋三條兩亞相及び菊亭黃門、奉行は柳原頭左中辨業光なり。將軍は護摩堂に出座す。大導師大僧正、山門并に日光の山僧六十口を引率して壇に登り、樂人四十五人天樂を奏して、眞個に微妙玄妙の作法なりし。

是より先、將軍秀忠大僧正を召して議るやう、日光山は千古の幽境にして、誠に神の在すべき勝區なれども、江戸よりは四日路を隔てたれば、自ら時祭孝享を勤むること能はざるを憾む。淨地を營中に相して、原廟を營み、以て追孝を晨昏に致さんと欲するなり。此事如何あるべきとありければ、大僧正將軍の深意を諒とし、靈神の徳用は所として遍からずといふことなし、信受すれば降臨し給ひ、其隱顯猶月の水に印するが如し。されば早く之を營み給は、亦最



も可ならんと對ふ。是に於て將軍意を決して勅允を仰ぎ、地を西之丸の西、鷲の森に相して社殿を建造せしめぬ。山巡りは土屋民部少輔忠直、堀廻りは松平大膳大夫忠重之を督し、元和三年の冬起工して、是に至りて落成したりける也。此機會に於て、大僧正は一の哀願を提起したり。そは萬病圓服用の事を諫めて、流罪せられし、片山與安法印宗哲赦免の事なりき。將軍欣然として之を領し、直ちに有司に命じて赦免せしめたるが、是の正遷宮に際して登城したるに秀忠引見して、汝大神君に仕へて御寵殆んど傍人に越えたり。其上御藥の事を諫め申す段、忠志淺からず思召すよしを傳へて、之を慰めたりき。與安再び召し出されて、恪勤忠誠を抽てたりしが、元和八年十一月十八日、享年五十歳にして、病んで身まかりけり。

明くる五年五月にも、秀忠重ねて上洛し、大僧正も隨うて京に参りぬ。時に安藝の國廣島の城主福島左衛門大夫正則、多年虐政を施して、領國の民を窘むるのみならず、利へ武家の制法を犯して、私に城廓を修理増築したりけれ

ば、之が處分に就き、伏見城に廟議を催さる。藤堂和泉守高虎、本多上野介正純、酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、安藤對島守重信、板倉伊賀守勝重等、日夜伏見城に會して、之を議すると雖、議論區々にして決する所なく、此事世上に漏るゝ時は、幕府の威信にも關はるべく、秀忠の苦慮は一方ならざりき。大僧正之を聞きて、正則は暴悞の猛將にて、領民を虐げ、大法を犯したる罪、固より輕からざるべし。去りながら、關ヶ原御陣の時、率先して御味方に参り、自ら先鋒を承つたればこそ、自餘の諸侯も關東方に参りて、唯一戦に天下の分野は定まりたるなれ。されば徳川殿に取つては、無二の功臣なれば、今度の罪科改易死罪に當ればとて、功罪相償はんには、死を宥め、科を弛ぶるよしもありなんと思ひければ、一夕座右に人稀なる折を見て、正則の爲に舊功を斟酌して十分寛典の處置を取り、成るべくんば罪名を下さずして、一分を全うせしめられたしと哀願したり。秀忠も能く大僧正の意のある所を汲みて、寡人も亦慮る旨あれば、幸に法意を安んぜよと慰諭したりき。



大僧正の哀願虚からず、六月二日天命に依つて、死罪、流罪の名目に據らず安藝備後の提封を收公して、陸奥國津輕の地に於て、四萬五千石賜はる事に決定したり。併しながら彼は名代の猛將なれば、萬一對悍の事なしともいふべからずとて、先づ久世三左衛門廣宣、坂部三十郎廣勝を江戸に下し、松平(蒲生)下野守忠郷、松平(神原)式部大輔忠次、松平下總守忠明、奥平九郎忠昌、最上源五郎義俊に、正則對悍の舉動あらば、速に誅戮を加ふべき旨を命じ、其九日に至りて、牧野駿河守忠成、花房志摩守正成を使として、酒井忠世、本多正純、土井利勝、板倉勝重、安藤重信連書の奉書を齎し、急ぎ江戸に發向せしめらる。兩使は即日伏見を發ち、晝夜兼行、十四日を以て江戸に著きぬ。乃ち福島左衛門大夫正則の、愛宕下の邸に行き向ひて、廣島城を私に増築し、天下の大禁を犯す、其罪尤輕からず。仍て安藝備後兩國を收公せられ、尙津輕の地に於て四萬五千石を充行はる、よしの嚴命を傳へけり。正則委細承はり、較あつて申すやう、大御所世にまします時ならんには、正則申すべき事もあり

なまし。當代に向ひまゐらせて、何事をか申すべき。兎にも角にも仰にこそ隨ふべけれど、案に相違の殊勝さに、兩使も感涙をぞ催しける。

秀忠此事を聞きて、哀れなる事に思ひければ、更に閣老に命じて連署の奉書を造らしめ、殊に三使を遣はして、津輕は遠境なれば酒井宮内大夫忠勝、牧野駿河守忠成の封境近き地に移り住むべし。津輕にて賜りし四萬五千石は、越後魚沼郡にて二萬五千石、信濃川中島の地にて二萬石充行はる。猶寺澤志摩守廣高、牧野駿河守忠成、花房志摩守正成演説すべしと達したり。正則命に應じて信州川中島に移り、六年が程を配所に送りて、寛永元年七月十三日、六十四歳にて卒去しぬ。是れ大僧正が人の爲に哀を乞ひ、三衣の袖に救ひたる第四次なりき。

是歲八月、後陽成院天皇大祥の聖忌に當るを以て、二十日より二十六日に至る七箇日の間、宮中に法華懺法を行はせらる。宸胤法親王、大僧正天海、慧心院探題權僧正良範、寶泉坊の權律師幸圓、普賢院の權律師豪全、向之坊の權律師



師隆惠、實光坊の權律師社秀、北之坊の大法師良春、南之坊の大法師良純、理覺坊の大法師重源等之を勤仕し、共行の公卿は、近衛右大臣信尋、西園寺前内大臣實益、日野宰相資勝也。中日の御導師は、大僧正之を奉仕し、初の四方念佛より後の四方念佛に至るまで、行道を行ひけるに、主上玉座を起たせ給ひ、衆僧の後に列り給ひて、親しく御行道在らせらる。共行の公卿之に次ぎ、供奉の公卿も亦行道に加はりければ、聲明の音は九天の上に達して、妙華連りに降り、法筵の森嚴端正なること、前代無比と聞えたり。是れ至尊御大孝の然らしむる所とは申せ、初中後を通じて、大躬親ら御行道ありしは、唯この日一日のみなりしを以て、大僧正の光譽は、四明ヶ嶽よりいや高かりけり。

同き九月五日、青蓮院宮尊純大僧正の沙汰として、參内したりけるに、御學問所に於て論議を仰せ付けられぬ。慧心院權僧正良範、藥樹院法印久運、日増院法印珍祐、慧光院法印良珍、東光坊法印俊海、覺林坊法印實見、禪行坊法印觀音院法印忠尊等の學匠御席に列り、互に智辯を磨ぎ、詞鋒を闘はしけり。精

義は大僧正之を勤仕し、講師には竹林坊法印賢盛之に當りたり。

この春の事なりしが、大僧正夢に桓武天皇を靈感し奉りたり。天皇英賢堂堂として勅を垂れ給ふ所ありしかば、大僧正深く其夢告を謹守する所あり、此頃小閑を偷みて比叡山に舊基を索め、木を抜き草を攘ひて、地を掘らしめければ、巍々たる廟塔は、幾百年の塵土を出で、儼然として地上に顯はれ來にけり。其形狀を仰いで、大僧正信心膽に映じ、竊に以へらく、我れ身を末法の運に抽で、心を上古の風に厚うし、造次顛沛も之を退失せざるが故に、かゝる靈勅を被りて、聖廟顯現の佳瑞に値ひ得たるならん。冀はくは廟塔の左右に九重の石塔を起し、後陽成天皇并に東照大權現を配祀して、永く奉齋せまほしと企念したり。幸ひにして、中原職忠の官務を以て越前に使ひするに會ひしかば、石塔建立の事を託しけるが、圖らずして此事越前參議忠直に告ぐる者あり、忠直深く大僧正の志に感じ、元和七年に越前の大石を坂本に牽かせて、造塔の素願を遂げしめたり。



尾張中納言義直、晨昏禮拜の追孝を全うせんために、名古屋城中に神詞を造營し、東照大権現を勸請したりしが、勅允を蒙つて、九月二十八日の夜に、正遷宮を行はんとす。乃ち大僧正彼處に赴きて事を執る。著座の公卿は、廣橋大納言總光、花山院宰相定好、奉行は小槻宿禰壬生忠利なりき。二十九日には、大僧正大導師として法事を修し、山門東關の知識之に參して、いと嚴肅にぞ行はれける。

此事畢るや、大僧正は直ちに輿を江戸に還し、更に日光山に登りて、東照大権現の祭事を執る。十月十六日秀忠山に登りて、親しく十七日の祭典に詣て、翌日江戸に向けて發す。大僧正は懇に本地堂の曼荼羅供を終りて、十一月上旬に山を出てたり。台徳院實紀、東武實錄、武家殿制錄、校勘潘翰譜、石谷定清記、孝亮日次記、華頂要略、續史愚抄、東源記、謙泰記、大師緣記、大師年譜

第五章 七回神忌

元和六年は、將軍家に於て多祥多瑞の嘉歲なりき。去ぬる慶長十五年に、女

御の御沙汰を蒙りたる、秀忠が第五の姫和子は、今茲十四歳の佳期に達しければ、吉辰を選んで入内せしむべき仰を蒙りぬ。乃ち五月八日江戸を發し、六月十八日、式の如く入内して、めてたく女御の位に備りたり。又其九月七日には、世子竹千代加冠して家光と名乗り、勅使廣橋内大臣兼勝、三條大納言實條下向して、從二位權大納言に敘任し、同時に元服したる國松の忠長に、從四位下參議右近衛權中將、水戸少將頼房に、權中納言を授けらる。勅使歸洛の後より、大澤少將基宥を謝恩使として上洛せしめ、御太刀并に白銀五百枚を献上し、別に國母中和門院に白銀二百枚を奉りて、崇敬の意を表せり。

竹千代事被任權大納言之段、

歡慮忝仕合、其前兩人任官、同前之儀に候。仍爲御禮太刀一腰、銀子

五百枚、令進上候。宜様可有奏達。猶大澤少將可爲演說候。恐々謹言

十月十五日

秀忠

廣橋殿



三條殿

大僧正に於ても、今年は法幸に饒める吉歳なりし也。多年の提断虚しからず、山門にても、東關にても、龍象次第に輩出して、學行智徳并高く、學匠たり師表たる者、三山に其人あり、法流の傳統、毫も憂ふるに足らねども、毘沙門堂の門跡に進めて、興復の大業を託すべき弟子は、未だ一人もあらざりき。然るに今年上洛するに及んで、憶なくも龍兒を得て、之を子養するに至りける也。過つる慶長十四年の冬かとよ、禁裡の御寵淺からざる、新大典侍（廣橋兼勝女）を始とし、權典侍（中院通勝女）勾當内侍（水無瀬氏經女）菅内侍（菅原在通女）讀岐命婦（前備前守兼勝女）并に大炊御門三位中將頼國、中御門左少將宗信、花山院左少將忠長、飛鳥井左少將雅賢、難波左少將宗勝、齒薬師前備後守兼保、猪熊六位藏人教利等、陰に九重の宮牆を越えて、男女相群れ相狎み、近頃河原に行はるゝ歌舞伎の真似をなし、膺次を紊り、姪樂を恣にしたるより、孰れも逆鱗に觸れ、駿河に下して獄を斷ぜしめられたり。家康仔細に吟味を遂げた

る後、女官五名を伊豆の三藏島に、頼國宗信を硫黄島に、忠長を蝦夷島に、雅賢宗勝を隠岐島に配流し、兼保教利を誅し、別に連累たりし烏丸左少辨宰相光廣、徳大寺左少將實久は、家康の申し宥むるに依つて、其罪を免ぜられたりき。此花山院左少將忠長の北の方は、東本願寺光壽（教如）の息女にて、慶長十二年十二月十二日、一人の男子を分娩して、蝶よ花と愛育する程に、忠長生年二十五歳、よしなき色に踏迷ひて、蝦夷島根に流されしは、兒が三歳の頃なりけり。北の方はやうく二十歳なりけるが、兒を抱いて本願寺に寄寓し、孤閨を守りて春宵秋夜を泣き明しつゝ、歳月の辛苦徒ならで、兒は十四の春を迎へぬ。大僧正、中院中納言通村に行き會ひたる時、此よしを傳へ聞きて、何となく佛縁深く感じたりしかば、本願寺の現住光從（宣如）に就て、其子を貰ひ受くる事を、切に通村に頼みたり。通村乃ち光從を訪ひて、此事を談じけるに、天海大僧正が法嗣となりて、毘沙門堂門跡に備はらんには、此子の爲の出世なりとて、容易に承諾したりければ、大僧正も悦んで本願寺に至り、親しく其子を相



しけり。流石貴族の胄裔とて、争ひ難き好相あり、父卿の罪業良因となつて、興法の縁自から具はる。大僧正はかき抱くやうにして、我が車に取り載せて、宿坊に歸りけるが、猶童形を改めずして、内外の學問を授け居たり。是れ後年大僧正の衣鉢を受けて東叡山の二世に坐りし、毘沙門堂門跡久遠壽院公海が事也。

是歲三月十五日、久能山、日光山、喜多院社領寺領の朱印を交付せらる。其内大僧正に交付せられし二通は左の如し。

武藏國東叡山無量壽寺喜多院領、入東郡仙波郷五百石之事、可レ有ニ全寺納並寺中門前屋敷、境内山林竹木等、令レ免許之。訖永代可レ爲ニ檢斷便不入之地。若於官制法一輩出、來者、可レ爲ニ格別也。者、守此旨、佛法興隆不可有怠慢之狀。如件。

元和六年三月十五日

從一位右大臣源朝臣判

東照大權現日光野國社領之事

都合五千石 目錄有別番

右件之所々十七ヶ村、奉寄進之。訖殊者、就于東照大權現勸請、當山衆僧社家門前屋敷、地子等、悉令免許之。各宜並永代可レ令停止檢斷使、若於背國法輩出、來者、可レ爲ニ格別也。者、守此旨、佛法興隆嚴密可レ被勤仕之狀。如件。

元和六年三月十五日 判

天海大僧正御房

元和七年の春、水戸宰相頼房、城中に東照大權現の神祠を經營し、勅允を得て遷宮を行ふ。三月二十七日之夜、大僧正遷座の儀を嚴修し、法事を執行す。著座の公卿は、轉法輪權大納言公廣、西園寺新宰相中將實晴、奉行は鹽小路新藏人通規、行事は宗岡史生孝昌なり。法事果てのち、大僧正は更に別當所の開堂供養を行じ、如日山大照寺常光院と號して、自ら其開山となりぬ。十一月二十四日、紀伊中納言頼宣、城外和歌の浦の勝地を相し、新に社殿を造營して、東照大權現を勸請したり。即ち中御門大納言資胤、廣橋左大辨宰相兼賢參向して、勅會を行はるを以て、大僧正も亦導師として之に赴く。國中所々に警固の士を配置して、専ら途上を守護し、頼宣亦自ら紀の川に出迎へ



て、迎接最も懇懃を極めぬ。社殿は磯山の中腹を拓きて設けたれば、名にし負ふ明光浦の勝槩一眸に落ち來りて、神慮も如何に慰み給ふらんとぞ想はれける。夜半の遷宮、明日の法會、總て名古屋水戸の先例の如し。

明る元和八年は、東照大権現第七回神忌の歳なり。されば大僧正は、桓武天皇廟塔の工事成るを待つて、急ぎ歸東の途に上りたり。江戸、仙波の滞留もそこそこにして、先づ日光山に登り來り、僧俗の奉行を指揮して、行事故の如く整へしめぬ。

今度は妙法院宮堯然法親王、梶井宮東胤法親王、青蓮院宮尊純前大僧正の三門跡も参向あり、山門關東の名縮敷を盡して勤仕する事なれば、法會の莊麗想ひやらる。將軍は四月十三日に首途して、其日は岩槻、十四日は古河、十五日は宇都宮に泊を重ね、十六日に日光山に到着し、宮門跡の對面、月卿雲客の謁見等花やかなること限りなし。是夜大僧正神前を淨め、奉幣使西洞院宰相時慶参向して宣命を讀み、幣帛を供し奉る。

十七日は祭典あり、秀忠つとめて神前に詣て、懇に禮拜し畢り、酒井雅樂頭忠世をして、太刀を奉納せしめられ、夫より設けの棧敷に就いて、神輿の渡御を拜す。祭禮の行列彌整然たり。

十八日秀忠中禪寺に詣づ。水戸宰相頼房、藤堂和泉守高虎之に陪す。伶人舞樂を奏し、廣橋前内府兼勝、三條亞相實條、正親町三條黃門實有著座せり。参堂の事果て東照大権現に参詣す。時に午刻也。梶井宮東胤法親王、青蓮院宮尊純前大僧正草座に著き、前内府兼勝、亞相實條、黃門實有、柳原宰相業光、西洞院宰相時慶、著座し、大僧正宸筆御經の供養を行ひ、伶人舞樂を奏す。被物の法の如く畢りて、這回は奥之院廟塔の供養あり、大僧正廟内に入つて、圓頓戒を授け奉る。戒師は大僧正、證誠は梶井青蓮院兩門跡、其他の三老僧は廟前に參し、衆僧は塔外に侍列す。但し堯然法親王は、未だ灌頂を受けられざるより、其儀に與ること能はざりき。秀忠法要の了るを待つて、去年より此寶塔の造營を督したる、永井右京大夫直勝を召し出し、厚く其功を賞したりき。



十九日には、薬師堂に於て、胎金曼茶羅供を修し、秀忠聽聞の座に就き、梶青兩門跡草座に著きたるが、妙法院門跡のみは、未灌頂の故を以て、別間にて聽聞ありたり。是日秀忠山を下りけるに、江戸より急使ありて、御臺所の不豫を報ず。仍て路を轉じて壬生に一泊し、二十日早朝壬生を發して、其夜岩槻まで急行し、二十一日江戸西之丸城に安著したり。石谷十藏貞清、志村加兵衛資只、小栗平吉久玄等のみ、輿側を衛りて供奉し得たりといふ。而して宇都宮城へは、井上主計頭正就一人出で向ひて、城中御旅館の構造など、仔細に巡察して歸りたり。

斯く慌たしく歸城ありし事に就き、種々の取沙汰ありて、蜚説紛々たり。御臺所の不豫とは、急行の名目のみにして、其實は否らず。古河の城主奥平千福丸が祖母加納殿より、十九日の朝内密の書狀達し、夫が爲に急遽歸城に及びけるとぞ。加納殿は家康の長女龜姫にして、即ち秀忠の姉なり。其夫奥平美作守信昌、美濃の國を領して加納に居りしかば、人稱んで加納殿と號するなりけり。

り。曾て其長女を、大久保相摸守忠隣の息加賀守忠常に嫁せしめ、一子を擧ぐ、仙千代忠職是也。然るに大久保忠隣は、本多正信の軋轢に依つて、譴誦の身となりぬ。幸ひに仙千代には故加賀守の所領を賜ひて、家跡を繼ぐことを得たれども、加納殿が心には、其憤り釋くる期なかりき。我が子大膳大夫家昌卒し、孫の仙福丸家を繼ぐに及び、宇都宮は奥の固めなれば、要害堅固にすべき所なるに、仙福尙幼ければ、其任に非ずとあり、古河城に轉封せられ、宇都宮は本多正信が子、上野介正純に賜りたり。此城地受渡に就きても、正純に非禮の事ありしとかにて、加納殿は太く立腹したりけるが、今書を秀忠に寄せて、正純上方より鐵砲數多買ひ入れし事、根來衆一日が程に百人成敗したる事、城普請多く夜中に作事せし事を警告したるなり。去る十五日秀忠の宇都宮城に宿泊したる時、失火を警むる爲とて、城下の下宿に火の用心を嚴にし、土井利勝の家來の如きは、湯をだに快く飲むこと能はざりしかば、一夜野陣を張りたる程なりしが、秀忠姉の密使を得るに方りて、是等の事を思ひ合せ、さてこそ路を



轉じて急行したるなれとの説あり。夫かあらぬか、正純出羽の最上が家亡びし時、彼地に出役中、罪蒙りて由利の地に流されたり。

舞臺記に、今度日光に於て權現大御所様七年忌の御法の儀式あり、將軍様波御なさるゝの由也。夫に就き此所不慮の沙汰あり、本多上野介身上逆意の由にて知行已下御改易の儀也。次に南光坊は同心の族の由にて御戒の由沙汰也といへるは妄也。又或書には今朝天海大僧正御暇乞のため御旅館に祇候し、何やらん密々申し上げられければ、大樹俄に歸輿を促し給ひし由を記せるもあり。是も亦妄なること前後の行動を見て知るべし。

二十日より二十二日に至る三日間は、例に依つて法華萬部の讀誦あり、數千の緇徒之に參して、勤行の壯重なること、前回は譲らず。殊に大僧正は、此神忌の功德を永遠に遺さん爲め、手づから十口の僧を度したり。其中には後年の大知識も少からず、現に眞如院の權僧正憲海の如き、海門十哲に數へらるゝ大徳も、亦其一人たりし也。

大僧正仙波に歸錫したる後、川越城に滞在中の、權大納言家光に謁したるが、乳人お福の方、密に大僧正を別室に請じて、西丸附の小扈從伊丹權六が爲に、

其一子の死罪を宥めんことを哀願したり。大僧正は其仔細を篤と聞き糺したる上、江戸城に登りて秀忠に謁し、慈悲哀愍の理を述べて、遂に其幼兒を救護し、弟子として養ひたり。是れ金龍山淺草寺中興第三世、紅葉山東照宮別當第三世、智樂院權僧正忠運(初め延命院と稱す)が前身也。

眞田増譽の明良洪範に、其願末を詳記したり。曰く、淺草寺別當智樂院僧正は、伊丹豐後守が嫡子、權六といひし者の子也。家光公御幼少よりの御小扈從たりし時、家光公御母堂大御臺召使ひの女房に思をかけられ、互ひに思ひ深くなりしも、忍びの戀なれば、轍く局へ入れ參らすべき様もなく、般若の鬼面を召されて、夜深て長局を通はせ給ふ後には、番人など附けられ、また鬼にはあらで若き男の忍び通ふなりと沙汰したれば、通ひを止められぬ。古五の前只ならぬ身となりしかば、僻み心に、例の隠し男したるは是也とて、御臺所へ申上ぐ。家光公にも、露顯せば御勘氣必定なるべしと、案じ煩はせ給ふを、權六見奉り、御馬先にて御用に立つも、今此御難に代り奉るも、同じ道也。御心安かるべしとて、彼の鬼の面を頂き、其夜彼處に忍びて、古五の局のあたりを伺ひ、豫て守り居たる伊賀の衆の爲に、搦められぬ。知らざる者は、鬼味増なりとて笑ひける。古徳公にも御聞に達し、大御臺所に



は常々家光公を厭ひおはし、御附の者まで能くは思召さかりしかば、權六は礙にかけらるべき事となり、古五の局は、武州深谷の領主に仰付けられ、彼所にて大罪にぞ行はれける。強て糺問ありしかども、死に至るまで御名を出さず。此權六は御塞所の局の掣にて、二歳になりし男子ありける。是又死に及びしを、家光公聞し召し、春日局へ深く御頼みあり、局より天海大僧正を頼みて、漸く助けられ、僧となして亡父の跡を弔ひける。後には紅葉山をも兼帯して僧正に進みし也。

淺草寺志を案ずるに、中興忠豪僧都は、遠山丹波守直景が子、第二世忠尊僧正は、伊丹三河守政富が子、忠豪には外姪たり。三世忠運僧正は、伊丹勘八直吉が子、是また忠尊が姪也。三世の間、姪相承して他人を交へず。伊丹譜を見るに、三河守政富が室は、遠山直景が女、忠豪の妹也。直吉忠尊同く此母の出にして、直吉忠運を生むとあり。而して直吉は寛永十一年十一月に歿し、忠尊は同き十六年十一月十八日に遷化す。共に天壽を以て終りたるに似たり。忠運の寂年は貞享三年八月二十七日とあれば、若し元和八年を二歳とする時は、享壽六十六歳にして、十八歳住院の事となる也。或は此事を本年にかけたるの誤りなるやも知るべからず。増譽は伊丹豊後守の嫡子權六といひて、伊丹三河守と言はず。彼此全く別人の如くなれども、助命の子後の智樂院僧正なりといふを以て見れば、勘八を以て

權六に擬するもの、如くも見ゆ。されど、勘八は寛永十一年に歿して、秀忠達子も亦當年は世に在らず。事實混淆錯綜して、頗る迷惑する所あるに似たり。若し別に伊丹豊後守家の譜ありて之を見ることが得たらんには、或は其真相を知るべからんか。記して大方の高教を待つ。台徳院實紀、東武實錄、毘沙門堂公海傳、當代記、續史、愚抄、時慶卿記、殿制錄、日師縁起、日光山列祖傳、藩翰譜、明良供範、淺草寺志

第六章 座主親王

元和九年四月十七日の東照大權現神忌にも、大僧正親く登山して、祭祀法要最も壯重に嚴修したり。是れ三月十五日を以て右近衛大將に兼任し、馬寮御監に補せられたる權大納言家光の、初めて儀装を整へて神廟に拜趨したれば也。尋て五月十二日、大將軍秀忠江戶を發し、途中駿府城に滞在して、六月八日に上洛したり。斯くて二十五日に參内、親しく天機を奉伺したるのち、徐ろに退老の義を願ひ出でたり。秀忠齡未だ四十五、僅に老の至り初めたるのみなる



が、幼弱より軍陣の間に成長して、常に身を兵馬の間に勞らし、早く闔外の重職に膺りて、心を國政に砕くこと多年、大納言家光既に二十歳に達し、右近衛大將に拜して、武將の器に備りたれば、征夷大將軍を之に譲りて、心靜かに殘年を送らんの志望なりき。

七月十三日、大納言家光伏見城に入り、廿三日參内したり。廿七日、朝廷宣を下して正二位に敘し、内大臣に任ぜられ、同時に征夷大將軍、淳和昇學兩院別當、源氏長者に補せらる。上卿、兼傳奏は、三條西大納言實條、奉行藏人は、正親町頭中將季俊、參仕の辨は、勸修寺綱廣、大内記は、東坊城長維、少納言は、五條爲適、官務は、壬生中務大夫孝亮也。牛車、隨身、兵仗の宣下式の如く畢りて、徳川將軍は、茲に三代の天下とはなれり。

八月六日、新將軍内大臣家光には、優渥なる天恩を拜謝すべく、九重の雲を分けて參内す。右大臣秀忠を始め、親戚の公卿殿上人、及び尾張中納言義直、紀伊中納言頼宣、水戸宰相頼房以下、數十の武林之に會して、其儀容の巍乎たる

る、實に目を駭かすばかりなりき。初參内、滯りなく畢り、前將軍秀忠は、帝京を辭して江武に歸る。新將軍家光代つて二條城に入り、十四日を以て猿樂を興行し、攝籙、親王、門跡、公卿、殿上人を請待して、就職祝儀の宴を張りぬ。嘉慶は獨武家のみならず、紫禁の天にも景雲搖曳きて、閏八月十四日といふに、御祝儀の猿樂天覽の御事あり。是れ女御源和子有身の御祝ひと聞えしかば、新將軍には先づ女御の曹司に參りて、滿腹の慶びを述べ、さて參内して天機を伺ひたるに、直ちに席を賜ひて猿樂を陪覽せしめられぬ。

此際天海大僧正には、初め右大將家の駕に陪して上洛し、徐に四明の嶺を攀ち、東塔の南光坊に在りしが、偶々女御御受胎のよしを拜聞して、急ぎ山を下りて賀詞を奉り、且つ新將軍の東歸を見送りたる後、紀伊中納言頼宣の屈請に依つて、錫を和歌山に曳きたる也。中納言頼宣は、先年勅會を以て正遷宮を行ひたる、和歌の浦東照大權現の祠畔に、別當所として天曜寺を建立し、社館をも築造したりければ、大僧正を請



じて之が慶讃供養を行へるなりき。時しも秋漸く閑けて、小春の天の麗かなれば、興を具へて山野を逍遙し、船を浮べて濱渚を周遊しつゝ、心目を紀の路の浦山に娛ましめ、或は城中に請じて新菜の珍羞を饗し、又は猿樂を催して一日の清興に供ふるなど、誠實を竭くし、懇情を表して、款待至らざる所なし。主賓ともに情味尙ほ盡きやらぬ所に、妙法院宮堯然法親王より、遙々使僧を派し、大僧正を拜して大阿闍梨となし、灌頂を受けさせ給ふべき旨、令旨を下さる。仍て紀州を辭して、駕を洛陽に回らしけり。

是れより先、國母中和門院には、飾を落して佛門に歸し、現當二世の冥福を修し給ふべき御素願在しけるが、今大僧正の堯然法親王に請ぜられて、入洛したるを聞き召し、請じて素懷を遂げさせ給ふべきよし仰せ下さる。大僧正も門院の御志願を有難き宿善と思ひ参らせ、自ら戒師となりて剃髮し奉り、戒を授け参らせて、法の如く法身の尼僧とぞなし奉る。

二品入道堯然親王の傳法灌頂は、十一月十六日を以て、洛東妙法院に行はる。

大阿闍梨は毘沙門堂大僧正天海、教授は阿闍梨亮尊、職衆三十口、俗倫二十人、大阿闍梨、執綱執蓋の役者等、夫々集會所に參集し、行列美々しく庭上を練る。著座の公卿中御門大納言資胤、清閑寺中納言共房、西洞院宰相時慶及び參仕の侍臣竹内刑部小輔孝治、六條少將有純、持明院侍從基定、東園左少將基教、藏人極薦小槻忠利、差次安倍泰吉之を奉仕し、勅會の庭儀最も嚴肅に修行せらる。其翌日大僧正は滋賀院に移りて、暫らく休息したるのち、近江伊勢の各地を巡錫して、尾州名古屋に著したるは、十二月十日ばかりなりけり。此處にて始めて女御御安産在らせられ、十一月十九日を以て、皇女御降誕、女一宮と稱し奉ることを知り得て、急ぎ賀詞を獻る。折しも將軍家の御使吉良上野介義彌、御樽肴、黄金、御小袖等を奉じて上洛し、大御所より織田兵部少輔信良、駿河中納言忠長より松平權七郎直長を御使として上洛せしめらるゝに會ふ。幸ひに之に託して敬意を表し奉れり。

尋て梶井宮宸胤法親王より、法務に關する御消息を賜りしかば、其十九日を



以て返輸を認め、深く胸中に秘め藏め來りし、大僧正が宿積の大冀望を洩らしたりけり。今其全文を掲ぐべし。

返々兼而嗜候て、祈禱之大法共後生之一大事共、講尺候て、口傳相傳之分、都鄙持行口物之候つる口書物も無之候。遠路と云、月迫と申、被入御念飛書、實々以再三忝奉披閱候。乍去不入御隔心之至とは存候へ共、げに思召も無據候。

一江戸東叡山取立、頓而可掛存候。

一皇子御誕生珍重々々。就之乍狂言、是非以來者、皇子一人申請べきのよし。御年寄衆へも度々咄申候、其御意にて諸事可申候。思召も自然は可爲御満足候。一段我等息災候間、返々御苦勞被有間敷候。恐惶敬白。

極月十九日

天

海花

梶井様江

御小姓衆申給へ

書中東叡山とあるは、仙波無量壽寺喜多院の山號なれども、特に江戸東叡山とあるを以て見れば、大僧正の意、既に上野忍の岡に建立すべき東國天台總本山の規模をして、山門と甲乙なからしめ、東叡の山號を此に移して、關東の叡山たらしめん企圖ありしものと思はる。東叡山の事は次章に譲る、又「狂言ながら、是非以來は、皇子一人申し請くべきのよし、御年寄衆へも度々咄し申し候」といへるに徴すれば、則ち比叡山の累世親王の座主を戴きて、教海に雄飛するが如く、東叡山にも亦親王を奉戴して、大に關東天台の教權を皇張し、傳教大師立宗の根本義を繼承して、總ての宗教を四教圓融の大囊中に包摂せんず鴻圖を、開示したるものゝ如し。

此消息は、史微墨寶考證に由つて、今年の條に載せられたり、或は寛永三年十一月皇太子高仁親王降誕の時なるやも知るべからず。若し之を寛永三年とすれば、則ち江戸東叡山取立迫而可掛の一條に疑ひあり、皇女を皇子と稱するも異様に聞ゆれども、姑く先哲の考證に従ふ。さて此輪王寺宮奏請に就きては、後世種々の説あり。東照宮鑑座史記には、元



和二年四月十二日御招請に仍り天海僧正參著とひとしく御前へ出られ御對面の上、大御所より急ぎ御默禮あり安心決定の御問答を催し給ふ處天海師高く笑ひ給ひ殿の御心中には安心決定する時は成佛疑ひなしと思召さるゝや、以ての外なる迷ひ也。惡口譬は佛果を得られ極樂淨土へ生るゝにもせよ、殿の御身は中々左様なる隙らしき御行跡は御他界なりても成まじく魂魄此土に止り給ひて御草創の大業七十五ヶ年の千辛萬苦遊されし御當家幾萬年も御子孫長久天下安全萬民快樂の守護神と示現なくては叶はざる御事也。前々機密に約し奉る如く關東へ宮門跡を招請し奉りて、古來の通り逆徒差起りて帝を奪ひ奉りて、西國中國に逆亂を起さば關東に於て宮門跡を當今と仰ぎ奉り將軍家朝敵とならざる所の深秘の大事は此の坊主が胸中にたゞみ込み罷在る餘は殿よりかさ高なれば終焉の御同道申度候へども、御指南仕候竹千代殿三代將軍の宣下を見届け宮門跡を關東へ御供し、此世あらん限りの磐石の國を整へて跡より追付き奉るべし」と記し家康在世の時既に此協定ありし事とせり。此説汎く行はれて、史家にさへ信ぜらるゝに至りぬ。現に水戸烈公も不置録に、「台徳院殿御代に天海坊主の邪智に心付き給はず、宮門跡を附弟として關東に置けば萬一非常の事ありても、その日光の宮を以て今上と定むる時は朝敵にはならぬ由を主張したるを、時の執政共愚昧なりしに

や、事成就したれども、予今是を思ふにも、し其非常の事あらんに、天海が言ひし如く日光の宮を今上と定めて、今上に弓をひく者あらば其宮ぐるみ朝敵なれば、有志の武士誰かは斯る反逆の人に與すべき」と論じて宮門跡の奉請を非難したり。此文書にもいへる如く、法親王奉戴の事は全く大師一己の發意にして、家康の關知する所に非ず。又政略の權宜にも非ざりし也。宮門跡を仰ぐべき由緒あるが故に、之を輪王寺に奉じて諸宗の上首

是月名古屋の客舎にありて、不慮の疾病に罹りたり。萃に惡熱激發して、老體を惱すこと一方ならず、かくて數日を経たらんには、平復の望み十に二三もなし。城主黃門義直大に難色あり、苦慮痛心の餘、城下に杏林橋井の名醫を羅列するに關らず、急使を走せて京師の官醫を迎へ、其脈を候診せしめしかど、方脈に精しき良醫も、皆其手を失して退きければ、義直力及ばず、急を江戸に具申したり。秀忠報を得て憂慮措く能はず、命を下して久志本内藏允常亮を急派せしめぬ。常亮輿を急がして晝夜奔波すること、禽の驚いて飛ぶが如く、敢て前途の艱嶮を顧みず。かくして深夜を冒して箱根の山路を登るほどに、夜雨



沛然として來り、山風蕩然として荒び、炬火の火悉く滅して、寸前だも見る  
こと難し。目あれども無きに等しく、杖あれども用を爲さず。所詮人力の能す  
べき所にあらざるを知つて、常亮一心に東照大権現の冥助を祈りけるに、不思  
議や山中の靈狐、群をなして姿を現し、山路を挟んで火を點じ、明かに往路  
を照らしたれば、是に始めて便宜を得て、難なく四里の絶嶮を踏破し、山上の  
宿に達することを得たり。

斯く飛鳥の如く奔馳して第三日目の子刻過ぎ、常亮名古屋に達するや、即刻  
大僧正の病床を見舞たり。常亮は先づ安からぬ胸を抱きて、暫らく其血色を窺  
ひ居たるが、大僧正既に八十八歳の高齡にして、清癯鶴の如き仙骨なるに、此  
惡熱を得て、如何ぞ克く活くることを得んや。去りながら體力の勁健なる、氣  
力の旺盛なる、心境常に生死の外に超脱して、無念無想に住する聖なれば、縱  
令外形は惡熱に冒さるゝとも、内心は病累を脱却せられんと、心を鎮め氣を穩  
かにして、徐ろに脈候を診したるのち、意を決して一方を調劑したり。其藥病

に適應したりけん、是より熟睡せし者の覺むるが如く、日ならず輕快に向ひし  
かば、縞となく素となく、欣喜の色を浮べざるはなかりけり。

傳記にいはいはく、尊候不安中、白狐一雙茲に出で彼に影はる。加之狐猿路を屋  
上に得て出て來る。平復の後に、狐猿跡を糶まして去んぬ。抑猿は是れ山王  
の使者にして、狐は是れ東照宮の使者也。海師の看護に侍する者、以ある哉。  
想ふに夫れ此等の靈驗たる、若し公私の見聞する所に非ずんば、誰か敢て之を  
信ぜんや、嗚呼。愚抄、紀院實紀、大猷院實紀、元和年錄、東武實錄、國師日記、東照宮祭禮次第、續史

第七章 東叡開基

寛永元年正月下旬、大僧正は東歸の駕を回らせり。病中も常に枕頭を去らず  
して看侍し、道中も輜側を離れずして親侍する若僧あり。是れ別人ならず、去  
る元和六年養ふて子となしたる、東本願寺の元祖教如上人が孫、前左少將花山  
院忠長の遺子にぞありける。彼年長じて十七歳となり、去年上洛の途次駿府の



總持院に於て、鬚髮を剃除し、染衣を著服せしめ、法名を公海と命じて、往々  
は毘沙門堂の門跡を譲らん胸算なりき。薙染の前夜、公海夢に異人に會うて、  
法華經安樂行品の、遊行無畏、如獅子王之二句を授かる。寤めて後之を同侶に  
語るに、聞く人皆奇異の想ひをなし、是れ他日必ず法王たるの兆ならんとて、  
此新沙彌が前途を祝福したりけり。

大僧正江戸に參れば、大御所秀忠之を請じて花の宴をぞ催しける。

去年十二月、鷹司太閤信房の女孝子を聘て家光に配はす。乃ち此れを期とし  
て、本城を將軍に譲り、秀忠は西之丸に退隱し、老後の心目を慰むるため、城  
西に地を拓きて花園を設け、珍卉異艸多栽蓄させたりけるが、今春風に誘は  
れて、瀾熾たる奇花を開き、妍を競ひ綺を圃はして、芳香幽芬の滿る所、人を  
して仙境に遊ぶの想ひあらしむ。秀忠はこゝに病餘の大僧正を饗應しつゝ、欣  
然として尋ぬるやう、當今種々椿しき花を出だすこと夥多し。加旃千艸萬木皆  
不思議の珍愛を顯すこと、目のあたり眩る所の如し。海師は古老なり、古も

亦此等の風色ありけるやと。大僧正聲に應じて、國夫れ文學盛なるときは、則  
ち花も亦色を増すところ承はれと對へたり。秀忠驚嘆して、大僧正は佛法の  
挺特たるのみに非ず、當座も亦興ある老師なる哉。と感賞措かざりけり。

秀忠重ねて問ひけらく、刑罰を行ふことは、唯罪あるを斬るのみ也。然らば、  
何ぞ敢て報を此身に受くることあるべき。此義如何と。是れ去年九月十八日、  
秀忠手づから小姓藤五郎某を成敗し、喜多見半三郎重俊を勘當し、頭たる田  
中主殿頭吉友を斥け、其所領を沒收して、大に風紀を振肅したる事ありしを以  
て也。大僧正莞爾として對ふらく、可なり。夫れ未だ可ならずと。秀忠啞然と  
して其顔を諦視するのみ、更に其意を解する能はざるにぞ、辭を卑うして之が  
解釋を要めぬ。是に於て大僧正一語を加へて曰く、罪あるを斬るに非ず。若し  
罪ある者を斬らんには、未だ報ひを免れじ。唯罪自ら斬らるゝのみ、何の報ひ  
加之あらんと。秀忠言下に疑惑を散じて、即ち太く嘆美して曰く、僧正の言は  
深奥にして、淺識の者の解すべき所にあらず。實に申さるゝ如く、斬ると斬ら



るゝとは、見地霄壤を隔つる也。嘗て傳長老の物語りに聞けることあり。昔野  
 狐あり、老人に化して百丈山に入り、大智禪師に參して、不落因果の迷ひを解  
 き、不昧因果の悟りを得、時に五百生の畜身を脱することを得たりとか。抑  
 落と味とは只一字にして、而も五百之生死を引く。誰か敢て見地を慎まざらん  
 や。寡人多年の宿疑、今海師の一轉語に逢ひ得て、忽ち雲の如く散じ霧の如く  
 消し、皎々たる天邊の大月に對するが如きもの、豈嘗に野狐の大智禪師に於け  
 るのみならんや。實に海師は我が爲めに二世の師なりと。深く崇敬歸服の至念  
 を表はしたり。

大御所秀忠の倚信此の如くなるに、新將軍家光は、待つに師父の禮を以てせ  
 り。こは幼童の時より、東照神君の歸依淺からざりし知識として、不拔の記憶  
 を蓄へ來たりしのみならず、傳母役たるお福の局の、力を極めて東照大權現の  
 高恩を説き、公の今日在るは、東照神君の賜也。神君にして御家督を定めさ  
 せ給はざりしならんには、三代の天下は決して公の御手に來たることなく、公

は甲駿豆三州の太守として、御舍弟忠長公に臣事し給ひしや必せり。之を思召  
 さば、神君海嶽の高恩は、寸時も忘れ給ふべからず。又神君は深く天海大僧正  
 に御歸依ありて、常に知識と仰ぎ給へり。神君在しまさる後は、大僧正を仰  
 いで師父とし給ふべし。是れ公が天下を有ち給ふに樞要なる一事なりと訓へた  
 るにも由る也。

されば、家光天下を領してより、日夕東照神廟に賽して、謝恩の至誠を竭さ  
 んとするの志ありしかど、紅葉山は本城の外に在りて、輕々しく出入すべか  
 らず。願くは本城内に神祠を營みて、朝暮親拜の素志を遂げんとし、密に之を  
 大僧正に圖る。大僧正も亦將軍の殊勝なる志を喜びて、一も二もなく同意し、  
 神靈勸請の事を別當したりき。

是に於て家光、内宮造營の工事を舉げて、根來小三次に命じ、菱矢倉と天守  
 臺との間に地所を擇みて、こゝに神祠を造營せしめぬ。

紅葉山書物(天和二年五月智樂院書上)に、大猷院様(家光)御家督に罷成、台徳院(秀忠)様は



西丸に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成候其時分より、大猷院様權現様を御信仰不<sub>レ</sub>淺候而、台徳院様へは深く御儀被<sub>レ</sub>遊御本丸菱矢倉と御天守之間に、成程さひさく御宮を被<sub>レ</sub>仰付候其時之御奉行は、根來小三次被<sub>レ</sub>仰付御普請出來候とあるもの即ち是れなり。正遷宮は二年四月十七日にもやありけん、今東叡山文書を見るに、

御いくわんの事

一御かふり。

一御しやうぞくは、しろきぎに、しろきあふひの御もんおり候事。

一御はかま、うすむらさきに、ひしの御もんを、こきむらさきにており候事。

一もんしや御太刀はかせられ候事。

御たけは、正月の御えいほどに、御もくぞうに仰付らるべく候。正月の御えいをもつて、御がんそうをうつし候やうに、申つけらるべく候。

二月二十九日

とありて、此像を内御宮の神體としたる事明かなれば、四月十七日以前に正遷宮の儀あらざりし事も亦明かなり。

是歲十一月廿八日、女御源和子を冊して中宮に立て給ふ。秀忠家光驚喜措、所を知らず。其恐悅を申し述べ、西之丸に登城したる大僧正に對して、

秀忠は無<sub>レ</sub>限の歡喜を示し、東叡山取立ての事、疾くにも相運ぶべきの處、政務を離れたる身も、何となく事繁くして、憶りなくも今日に及べり。知らるゝ如く大權現在世の砌、江戸駿府御往來に際し、城を出て、送迎し奉るために、高輪に別殿を設け置きしが、神靈日光山に鎮り坐しましてよりは、全く空殿となり居れり。頃日役人に申し付けて、仔細に調べさせたるに、材木の類今尙ほ腐朽せず、再び用ふるに足るよしなれば、取りあはず此れを寄進すべしと思ふなり。尙白銀五萬兩、納戸より下げ渡すべければ、急ぎ大僧正の本坊を建造せらるべし。奉行其他も遠からず申し付けん、とうち語りぬ。

東叡山建立の動機は、過る元和八年にありしものゝ如し。諸説區々にして定め難けれども、今東叡山縁起の説く所に據れば、則ち秀忠、家光相次で信を大僧正に傾け、れども、仙波は江城を去ること一日の行程なれば、兩公とも師の遠居を愁ひたり。一日大僧正、家光に就いて法地を江城に請ひぬ。公忻然として焉を許す。遂に錫を杖いで勝地を郊外に求め、行いて江城の東北忍の岡俗に



上野と云ふに到りしに、山色寂寞として、林容幽邃なり、俗を絶ち世を忘るゝところ、實に説法開道の靈區也。且つ華洛の比叡山あるは、九重の良維也。江城の此地に於る、亦良遇也。東麓に村ありて坂本と名け、西麓に池ありて不忍といふ。是復叡の坂本に擬する也。嗚呼吾れ此山と縁あるか。今法を東州に興さんと欲して、辟邪降魔の道場を求む。則ち此地に非ずして其れ何ぞやと、乃ち以聞き。元和八年壬戌十二月地を賜ふ。同き九稔別城の宮殿、并に白銀五萬兩を賜ひて本坊を營ましむ。喜見院盛賢、田村權右衛門事を監す。寛永元年甲子歲本坊成ぬ。乃ち東叡山寛永寺圓頓院と號す。是に於て仙波は星野山の舊號に復せり。とありて、本年三號を賜りたるやに記したるは、蓋し文勢の然らしむる所なるべし。

胤海僧正の慈眼大師緣起に、寛永元年秀忠公仰せけるは、先考既に天台の宗家に歸し給へり。我がはくは城邊に新に關若を關き給へとて、江城の東北にいと廣き地を給はり寺なん造り給ふ。比叡王城の鬼門を守るに擬らへて、東叡山と號しつゝ、玉體安全殊に大樹

のまひえ、天下泰平を祈り給ふとあり、又東叡山舊記拔書には、秀忠公無に比叡山延曆寺の王城鬼門を護るに准へ、元和年中此地を御見立て、山は東叡山と名付け、寺は寛永寺と號して、乙丑年より漸々創建なし給ふ處也。舊記の中、都て寛永二年大相國秀忠公御建立の由有之ども、元和九年御隱居遊ばし、大御所様の時の事也。大神君の嚴命通り御罷し有せられ、寛永二年表立仰せ出さるとありて、共に秀忠の發意とし、落穂集には、元和九年家光將軍御建立の思召し立に有之候へども、御普請は至寛永元年より始り、開山は日光山の御別當天海僧正總奉行は、土井大炊頭殿也。とありて、家光の發意とす。又富永家記には、後水尾天皇即位十三年、寛永元年秀忠公、家光、藤堂和泉守高虎、堀丹後守直奇、兩人を召させられ、御評議の上、武城の東北に當り、御趣意有之、武運長久、息災敬愛、増益調伏の靈場を設け、宗廟を營むことを相議し給ふて、同年十一月、富永主膳正參吉へ、開發見立仰せ付けられ、地所言上の處、富永主膳正參吉、駒井次郎左衛門昌保を召させられ、地圖仰せ付けらる。兩人地の高下、廣狹、境界を測りて、地圖を作り、台覽に備へ奉る。命を蒙り、封境を武藏國豐島郡上野に定め、同二年乙丑、春二月、寛永寺を建立する事を始め、于時、酒井讚岐守忠勝を總奉行とし、富永主膳正參吉、御普請奉行として、本坊を造立す。とありて、兩公同願の事とせり。此等の諸記、皆由緒あるもの、如くなれば、孰れも據ある説なるべし。



第六圖 上野東叡山寛永寺全圖



第七章 東叡開基

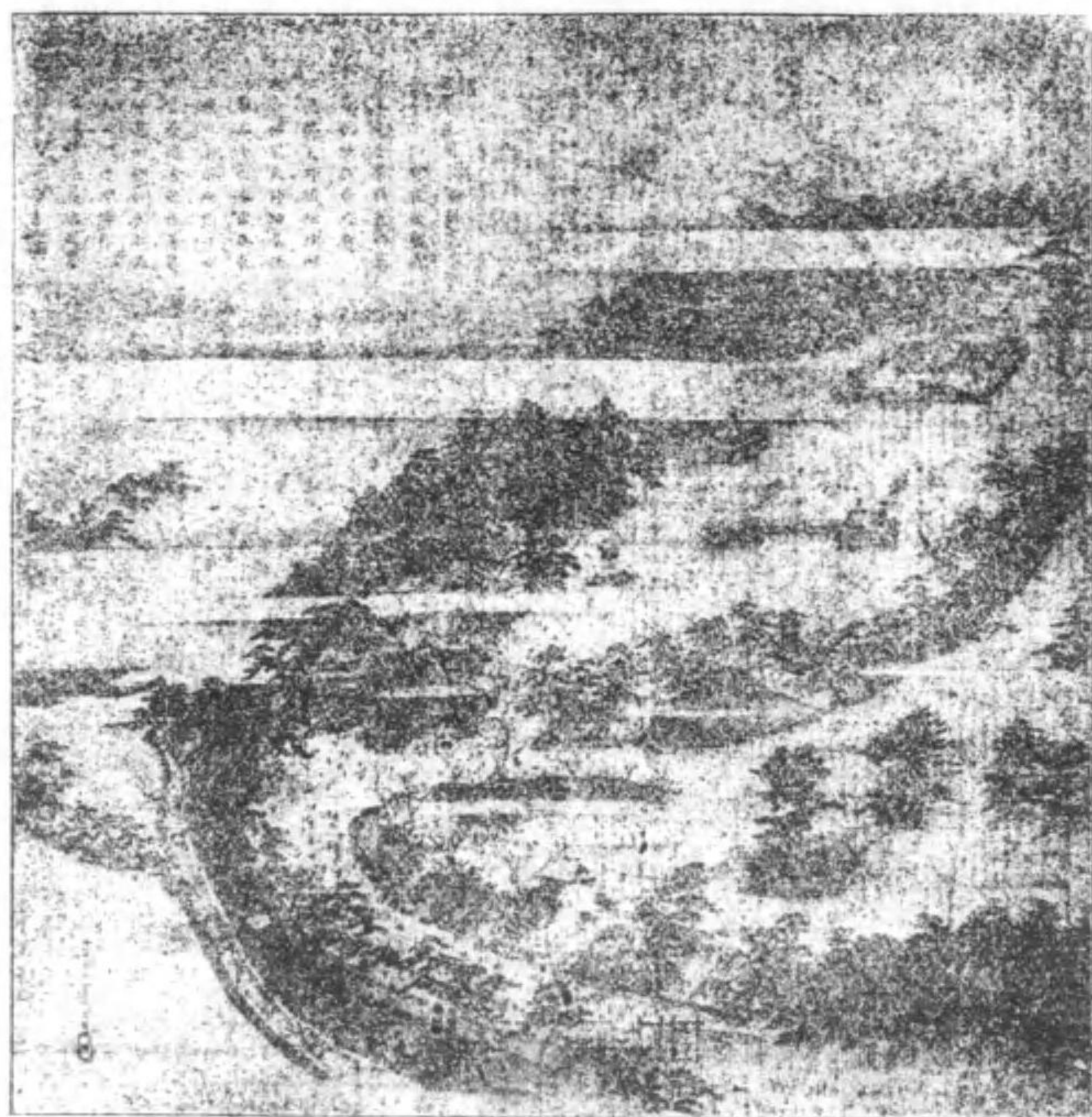
龍院を再興せり。水谷伊勢守勝隆は東漸院を、松平越中守定綱は東圓院を、津輕越中守信枚は津梁院を、神尾備前守元勝は元光院を、松平周防守康重は松林院を、松平阿波守忠英は普門院を、中山備中守信吉は吉祥院を、水野越前守勝隆は福聚院を、毛利長門守廣經は圓珠院を建立して各院務を附し、天海大僧正は涼泉、護國、修禪、覺成、明王の諸院を

大僧正天海  
併せ録して参考にしす。

寛永二年二月、土木の工を起す。上下緇素心を協せ力を戮せたる事なれば、造工大に抄りて、十一月には本院の伽藍成り、尾張義直常行堂を、紀伊頼宣法華堂を起し、廻廊を以て兩堂に通じたれば、世人稱して擔ひ堂といふ。次て水戸頼房一切經の大輪藏を建て、天海大僧正自ら釋迦堂、多寶塔、三十番神、清水觀音堂、求聞持堂、食堂、慈悲堂を起し、又山西不忍の池中に中島を築きて、仙波無量壽寺の鎮守たる辨財天女を遷したり。此の如く伽藍の規模漸く定まりしかば、乃ち勅宣を仰いで東叡山圓頓院と號す。仙波は更に舊號星野山に復す。實に比叡山に相對して、關東無二の靈山となれり。されば諸侯争ふて宿坊を建築しぬ。即ち尾張黃門は上乘院を、紀伊黃門は真如院を、藤堂和泉守高虎は寒松院を、小松黃門利常は常照院を、堀丹後守直寄は凌雲院を、越前宰相忠昌は明靜院を、鍋島信濃守勝成は一乘院を、松平安藝守光辰は青龍院を、稻葉佐渡守正成は現龍院を、(松平土佐守忠義は後に現



第六圖 上野東叡山寛永寺全圖



第七章 東叡開基

三二九

龍院を再興せり。水谷伊勢守勝隆は東漸院を、松平越中守定綱は東園院を、津輕越中守信枚は津梁院を、神尾備前守元勝は元光院を、松平周防守康重は松林院を、松平阿波守忠英は普門院を、中山備中守信吉は吉祥院を、水野越前守勝隆は福聚院を、毛利長門守廣經は圓珠院を建立して各院務を附し、天海大僧正は涼泉、護國、修禪、覺成、明王の諸院を

大僧正天海

併せ録して參考に資す。

三二八

寛永二年二月、土木の工を起す。上下縝素心を協せ力を戮せたる事なれば、造工大に拂りて、十一月には本院の伽藍成り、尾張義直常行堂を、紀伊頼宣法華堂を起し、廻廊を以て兩堂に通じたれば、世人稱して擔ひ堂といふ。次で水戸頼房一切經の大輪藏を建て、天海大僧正自ら釋迦堂、多寶塔、三十番神、清水觀音堂、求聞持堂、食堂、慈悲堂を起し、又山西不忍の池中に中島を築きて、仙波無量壽寺の鎮守たる辨財天女を遷したり。

此の如く伽藍の規模漸く定まりしかば、乃ち勅宣を仰いで東叡山圓頓院と號す。仙波は更に舊號星野山に復す。實に比叡山に相對して、關東無二の靈山となれり。されば諸侯争ふて宿坊を建築しぬ。即ち尾張黃門は上乘院を、紀伊黃門は真如院を、藤堂和泉守高虎は寒松院を、小松黃門利常は常照院を、堀丹後守直寄は凌雲院を、越前宰相忠昌は明靜院を、鍋島信濃守勝成は一乘院を、松平安藝守光辰は青龍院を、稻葉佐渡守正成は現龍院を、(松平士佐守忠義は後に現



興し、其他の高僧、無量、寶勝、泉龍、普廣、溪樹、常德、見明、等覺、養壽、大慈、歡喜、春性、林光、壽昌の諸院を建立して、山上山下修學の窓ならぬはなし。加旃大僧正は將軍家御祈禱の爲め、山王權現の社を營み、別當本覺院を建立したりしかば、有馬左衛門佐直純細川肥後守光高は、之に院務を寄進して、進んでは公家の御祈禱を仰ぎ、退きては、私門の子孫長久を祈れり。

此くの如く堂塔伽藍巍然として建ち、學寮支院整然として列るに至り、藤堂和泉守高虎は、新たに一つの誓願を發企したりき。

東照神君の病症、將に大漸せんとせし時、枕頭に侍坐せる大樹秀忠及び高虎、天海に遺命し給ふやう、吾が死後跡を日光山に垂れて、永く皇國の守護とならんことは、豫て遺命したる如し。又江戸城近地へも一社を創立して、城中并に府内の鎮守たらんと思ふ。汝等能く是れを計らへとありけり。既に城中紅葉山には、神廟を建立せられ、城中の鎮護と仰ぎ給へども、都下の士庶には參詣の便なければ、新に東叡山に一社を建立し、江城鬼門の鎮護、二つには府内の鎮

守と仰ぎて、御遺教を果たさんとは、高虎の發願なり。大僧正之に同意したりしかば、直に兩人より之を大御所に聞え上ぐるに、大御所一段感悅ありて、酒井雅樂頭忠世を以て奉行とし、寛永三年の夏より工を起し、四年三月を以て落成したり。乃ち酒井忠世は石の大華表を寄進し、土井大炊頭利勝は五重寶塔并に鐘樓を營み、酒井讚岐守忠勝は本地堂を建て、堀丹後守直寄は祇園堂を、永井信濃守尙政は二王門を建立し、大小諸侯は石燈籠を寄贈して、嚴然たる社殿とはなりてけり。

時に藤堂和泉守高虎、京都知恩院の靈岩和尚を介して、大佛師宗貞法橋に命じ、神像を敬刻せしめ、之を大僧正に進めて、神位として奥殿に奉安し、同き九月十七日を以て正遷宮を執行したり。廣橋大納言總光、三條西中宮大夫大納言實條、菊亭中納言宣秀以下著座、宣命使は日野左大辨宰相光慶、奉幣使は西洞院宰相時慶、辨官は柳原左中辨業光幄に著き、式祭法の如く畢りて、内陣に於て宣命を大僧正に交付し、茲に全く正遷宮を終んぬ。翌日より盛大なる祭典



法會を修行し、諸侯諸士の參詣引きも切らず。

是より先、大僧正は、三年十二月十四日を以て穴太流の灌頂を東叡山に執行して、大阿闍梨位を遂げたり。仍て東叡山を以て密法諸流兼學の地となし、大僧正より諸密を傳授する事となりぬ。此故に日光、東叡は、俱に山門に准擬して、以て三山臘次の席とぞ作りける。  
准三宮公海傳、大猷院實紀、東源記、講泰記、紅葉山書物、東叡山文書、同緣起、同舊記、按書、富永家記、落種集、大師緣起、江戸傳事考、藤堂家舊紀、大師年譜、時、慶卿記、孝亮宿禰日次記、續史愚抄

### 第八章 二條行幸

聚樂の行幸の榮華の夢は、過し昔の物語となりて、今も京童の口の端に残れども、斯く面眼拜みまつる鳳輦鸞輿の御よそほひこそ、それにも勝して優美華麗の極みなりけれ。奉迎に仕ふまつる諸侯伯は、馬車を列ねて、前驅後從の威儀を正し、供奉に侍ふ月卿雲客は、衣冠束帶の儀容を耀かして、槐門清華の次序

を紊さず、整々として練り行くさま、宛然繪巻物など展べたらんが如し。宸儀の神々しき御わたりは、申し上ぐるも畏し。女院、中宮の御車の、妙に華やきたる、女一の宮、女二の宮の御列の、優にやさしき御ありさま、九重の雲井の園の末葉まで、玉を列ね、色を競ひ、秋霽の日に光り輝きて、二條の第に行幸まします鹵簿のけやけさ、實に治まれる大御代の例しとて、仰ぐもなか〜

に目くるめかればかりなりけり。  
時しも寛永三年の秋、九月六日の事なれば、天高く氣清みて、園の萩は露にこぼれ、籬の菊の香に誘る花の影も美はしく、樹間にうたふ色鳥の聲、草叢にすだく萬蟲の音、皆とり〜に此行幸を壽ぐに似て、華洛は歡樂の巷となりぬ。二條第にては、前將軍左大臣秀忠、大將軍右大臣家光父子、駿河中納言忠長、尾張中納言義直、紀伊中納言頼宣、水戸參議頼房等の一族を隨へて、敬みて龍駕を迎へ奉り、饗應至らざる所なし。

七日には舞樂の御催しあり、仁和寺、大覺寺、聖護院、照高院、梶井、大乗



院、實相院、圓滿院、三寶院(左座)、竹内、一乘院、妙法院、知恩院、青蓮院、隨心院、勸修寺、毘沙門堂(右座)の諸門跡を召して拜觀を許さる。大僧正は法嗣公海長じて、齡既に二十歳に達し、學行共に高くして、道器漸く熟し、加ふるに和歌の道は、中院中宮權大夫通村に師事して、天賦の才藻拙からねば、這回上洛に伴ひて、秀忠の旨を受け、九條幸家の養子として、毘沙門堂の門室を譲らんことを奏請したりしかば、頓て公海を法眼に任ぜられ、毘沙門堂門跡に仰せ付けらる。乃ち是日各法親王の宮門跡に尾して、右座に於て陪觀の榮を得たりけるは、是れが爲也。

舞樂は殿上人之を舞ひ、青海波、輪臺等の番組畢りて、主上親く箏の御所作あり、伏見兵部卿貞清親王の琵琶、高松彈正尹好仁親王の箏、伏見若宮の琵琶、其他關白近衛信尋以下九人の公卿、右少將山科言總以下七人の殿上人之を參仕したりき。是日將軍より白銀三萬兩、御服二百領、沈木一本、襦袢百卷、紅絲二百斤、玳瑁三十枚、麝香五斤を進獻し、又中宮と女院とへ白銀一萬兩、御服

五十領、沈香七十五斤、紅絲百斤、緋華絲絹五十卷、白綾衣五十卷、麝香二斤づ、女一の宮、女二の宮へ白銀三千兩、御服三十領、金襴十卷、黃金五百片、白銀五百片づ、獻上せり。

八日には、主上百官を率ゐて天主閣に御登臨遊ばされ、更に和歌の御會を催させ給ふ。題は「竹契還年」となり。飛鳥井左中將雅胤之を出だしぬ。讀師は内大臣二條康道、講師は冷泉左中將爲頼、講頌は四辻中納言季繼、御製讀師は近衛關白信尋、同講師は烏丸新大納言光廣、之を參仕し、左大臣秀忠以下七十五人、同詠進獻したり。御製は左の如し、

もろこしの鳥も栖むべき吳竹の  
すぐなる世こそかぎり知られぬ  
この内左大臣秀忠、右大臣家光、及び沙門堂門跡公海の詠進和歌は左の如くなりき。

左大臣 源 秀 忠



吳竹のよろづ代までと契るかなあふぐにあかぬ君がみゆきを

右大臣 源 家 光

行幸する我が大君は千代ふべきちひろの竹をためしとぞ思ふ

法 眼 公 海

千尋あるみぎりの竹のよゝをへてかはらぬ色は君ぞ見るべき  
披講全く畢るや、少時平調樂、郢曲等の御遊在らせらる。主上は深く邦樂に  
歡慮を注がせ給ひ、百數十年来廢絶に歸したりし、催馬樂興復の思召しをして、  
四辻中納言季繼に仰付けられ、古譜に據つて新興せしめられけるを、是日始め  
て遊ばされたり。大躬親ら箏の御所作ありければ、伏見兵部卿宮、高松彈正尹  
宮、伏見若宮を始め、公卿近衛關白已下九人、殿上人飛鳥井左中將已下十六人  
參仕したりき。今夕また左大臣秀忠より内々の儀を以て、御服百領、黃金二千  
兩、緋綾子百卷、伽羅十斤、麝香五斤、蜜六十斤を献上せられ、中宮、女院へ  
白銀一萬兩、御服三十領、沈木七十斤、伽羅五斤、華絲絹五十卷づ、女一の宮

へ白銀三千兩、御服二十領、雛の御道具、傀儡の御翫を、女二の宮へ同上内  
白銀一千兩を減ずを進上ありたり。

九日は、終日能樂天覽あり、左大臣秀忠より風流物を獻じたり。

十日未刻二條第御出門、中宮、女院、女宮方、孰れも御機嫌麗しく、齒簿を  
列ねて還御ましましたしけり。攝籙、親王、公卿已下の供奉まで、總て行幸の時  
如くなりしかば、警固の武士の後に跪拜する衆庶は、萬目皆感涙を涙はせて、  
かゝる行幸をいつの世にかは、再び拜みまつるべしやは。此大御代に生れ會ひ  
たる身の幸こそ、人に越えたる果報なれと、最後に殘る塵土の末までも、猶懷  
しげに目送りけり。

中二日隔て、明る十三日には、大御所、將軍家うち揃ひて參内あり、御逗留  
の御儀として、前後五日の間、ゆる／＼御駐蹕を辱なうしたる、優渥なる天  
恩を拜謝したりしに、禁裏にても、父子が心を籠めたる禮接を嘉尙在らせられ、  
遂に前大將軍左大臣秀忠を拜して、太政大臣に任ぜられ、征夷大將軍右大臣家



光を拜して、左大臣に任ぜらるべき、宣下在らせらるゝに至りたり。上卿は中院中宮権大夫通村、奉行藏人は頭左中將中山元親なりき。

是より先、主上には中宮の實父として、大御所秀忠を御信任あらせられ、外戚優遇の例を以て、大相國の員外官を授けられん叡慮あり、八月十八日、上卿阿野中納言實顯、奉行藏人頭中將國基音を二條城に遣はされ、極官宣下在らせられんとしたりしに、秀忠固く辭して受けざりしかば、改めて左大臣に任じ、内大臣家光を右大臣從一位に敍任せられ、更にまた中納言忠長、義直、賴宣を從二位權大納言に、參議賴房を從三位權中納言に敍任せられたりしが、是に於て天意背くによしなく、父子ともに遂に恩命を拜受する事とぞなりぬる。

皇上の寵恩斯くの如くめでたく、一家一門顯榮を恣まゝにする時にあたりて、江戸城には一朵の黒雲覆ひ重りて、秋風後園に吹き荒び、大相國の御臺所達子が危篤を報じ來たれり。秀忠も家光も、心中の愁ひ息む時あらねども、御禮の參内だも了らざるに、私の故を以て輕々しく帝都を去り難く、駿河大納言忠長

のみ、父兄に代りて、晝夜兼行母の病ひに赴きけるが、其駕品川に達せし時、端なくも城中より發したる訃報の急使に相會しぬ。是れ九月十五日の事也。乃て三緣山増上寺に葬りて、崇源院殿と法諡し、是歲十一月勅して從一位を贈らせらる。

今次の上洛は、六月二十日に秀忠先づ上りて伏見城に入り、七月二條城に徙りて、其十二日に參内し、二十五日に一旦大阪に下向したり。家光は八月二日を以て上洛し、十八日に參内して、九月六日に鳳駕を迎へ、二十五日を以て關東に下向したるが、秀忠は十月六日に下向の駕を發したるなり。

大僧正は將軍の駕に陪して上洛したりしに、直ちに勅命を以て參内仰せ付けられ、將軍に先つて天機を奉伺す。乃ち小御所に於て論議御所望在らせられしかば、俄に山門の耆宿を喚び集へて、禁中に論席を開張し、「一家意論教外別傳之義乎」を掲げて論題となす。講師は三途臺法印什譽、問者は長樂寺法印晃海なり。問者の難問、答者の答折、一上一下して説の盡くる所を知らず、聽く者



をして酔はしめたる所に、精義天海大僧正判して曰く、教観は不二なり、何ぞ別傳の法あらん乎。想ふに、夫假諦は是れ何ぞ。柳は緑、花は紅なり。空諦は是れ何ぞ。柳は緑ならず、花は紅ならず。中諦は是れ何ぞ。柳は自から縁、花は自から紅なり。花柳前後なし。何ぞ差別の見解あらんや。淺深の悟證ある所以なり。此故に曰く、教観不二と。

簾中の玉座は申し上ぐるまでもなし、陪聽の親王、門跡、公卿、殿上人、層雲を排いて明月を仰ぐが如し、心鏡自から皎然たり。實にや心悟れば法華を轉じ、心迷へば法華に轉ぜらるゝと、惠能大師の申されけん、迷悟は機に在り、蓮軸何ぞ胡越せんやと、心に感ぜぬ人とはなかりけり。

此の行、大僧正は弟子の爲に二個の心願を抱持したり。其一つは、法嗣寂教院公海をして、己に代つて毘沙門堂の門室たらしめんこと、一つは、觀音院中興第二世法印忠尊をして、智樂院の號を襲はしめん事となりき。毘沙門堂の中興は、悉くも後陽成院天皇より、天海に命ぜられたる所にして、山門の復興

とともに、一日も心に忘れざる所也。今幸ひにして秀忠の同意を得て、九條家の猶子となり、勅許を得て毘沙門堂門跡を繼ぎ、法眼に敍せられたるのみならず、偶二條城行幸に參じて、宮門跡と一列に座を賜ひ、其詠進の歌をも、御前披講を被りて、誠に望外の上首尾なりき。智樂院の稱號も、同じ天皇の御歸依の徴として下し賜はりたる稱號也。今之を譲らんとする法印忠尊は、江戸の舊城主遠山丹波守直景の外孫、下總關宿の城主伊丹三河守政富の二男にして、生母の實兄、武州淺草觀音院の中興忠豪大僧都の法嗣となりて觀音院に座し、智行學徳并高く官は法印に進み、身は紅葉山東照大權現の別當職に兼補せらる。之を山門の名匠中に要むるも、多く其匹を得難き知識なれば、光榮ある院號を襲はしむるとも、毫しも不足する所なきを知るなり。是を以て大僧正は青蓮院門跡尊純前大僧正に謁して、忠尊を推舉したるなり。尊純前大僧正は大僧正を深く信ぜられ、直ちに忠尊を以て青蓮院の門室となし、智樂院の號を授くることを許容せられぬ。是れなん九月晦日の事なりける。



越えて十月八日、奏請して智樂院忠尊を、權僧正に任ぜらる。淺草寺住持にして權僧正に達すること、此智樂院忠尊よりぞ始まりける。是日南禪寺の以心和尚、即ち金地院長老崇傳に勅して、圓照本光國師の號を賜はる。

爰にまた慶雲華洛の天に興りて、十一月十三日の卯の刻に、中宮御平産在らせられ、皇子降誕在らせられたり。中宮には既に二柱まで皇胤を挙げさせ給ひしかど、孰れも女王に渡らせられ、未だ一柱も皇子の在しませりし事なれば、御所の内外は唯だ慶びに満されて、兒童走卒の末までも、皆悦びの色に笑まぬぞなかりき。況て雲の上の御慶び大方ならず、二十五日の御二七夜には、親王宣下を行はせられ、襦袢の皇子を二品に敍し、高仁親王とぞ御命名遊ばさる。

關東にても其恐喜言ふばかりなく、早速大澤中將基宥を御使ひとして、大相國より鬼切丸の御太刀一腰に、白銀一千枚を禁裡へ、白銀三百枚を女院御所へ獻じて御祝儀申し上げられたり。

皇子御誕生之儀、誠以珍重存候。因茲先御太刀一腰、銀千枚進上之候。猶大澤中將

可令三言上候。此旨宜有奏達候也。謹言。

十一月二十日

三條殿  
中院殿

秀忠

(寛永行幸記、東武實錄、大猷院實紀、華頂要略、淺草寺志、東源記、續史愚抄)

第九章 御製天感

光陰矢の如く過ぎ、鳥兔流る、如く去つて、駿府の大御所の薨去を哭したる悲みは、今尙心に新なれども、僕ふれば春秋既に十二匝、今茲寛永五年四月十七日は、正に第十三回の神忌とぞなれりける。朝廷、幕府をさく、勅祭の準備に怠りなく、大僧正も期に先ちて日光山に登り、坐禪院に在りて、祭典法會の所務を掌る。京都よりは、前座主梶井宮取胤法親王、妙法院宮堯然法親王、青蓮院宮前大僧正尊純を始め、著座の公卿一條右大臣兼選、三條西大納言中宮大夫實條、中院中納言中宮權大夫通村、御製勅使持明院左近衛中將基定、奉幣



使高倉宰相中宮亮永慶以下登山し、江戸より大相國秀忠、尾紀兩亞相、水戸黃門以下參詣す。

十六日の夜、奉幣使高倉永慶神前に前んで宣命を奉讀し、翌十七日大祭を行はる。祭禮畢つて後、大相國參拜の儀あり、酒井讃岐守忠勝、御太刀を捧げて奉納したりき。夫より奥の院の廟塔に參拜あり、一條右府、三條西亞相、中院黃門等之に著席す。次に大僧正の請ひ申すに依つて、寂胤法親王大導師に當らせられ、大僧正とともに塔中に入つて密灌を行ひ給ふに、俗人の奏樂山樹に反響し、萬枝の綠葉陰深くして、滿嶽神秘の雲に閉さるゝの觀ありけり。頓て修法果て塔中を出て給ふや、靈雨沛然として灌ぎ來る。是れはいかにと見てある所に、清く満山を洗滌して、幾ほどもなく雨霏れ雲斂まり、青葉若葉の日の光り、實に此神の神威を示すものゝ如し。蓋し奇瑞なり。貴賤といはず緇素といはず、特さらに隨喜感仰せざるはなかりしが、大相國殊の外に感悅ありて、今夜奉仕の僧侶に對し、過分の被物を下されたり。

十八日には大法會ありき。大相國にも聽聞の座に著き、尾張亞相義直、紀伊亞相賴宣、水戸黃門賴房は、拜殿の左方に、一條右府兼退、三條西亞相實條、中院黃門通村等は、拜殿右方に著座す。次に寂胤法親王、堯然法親王、尊純前大僧正、公海法眼等、拜殿の奥に著座するや、奏樂の聲遠く起りて、大僧正集會所より行道して拜殿に入り、頓て大導師の壇に上りぬ。是に於て梵唄の聲内殿に響きて、供養一順畢りたる時、勅使持明院左中將基定、恭しく御製の御短冊を捧げて大僧正に賜ふ。大僧正之を拜受して神前に奉納す。是れは、今回の第十三回神忌御追福のため、法華經二十八品の文を題として、主上、親王以下二十八人の詠歌を奉納ありける也。

照于東方

御製

いちじるし妙なる法にあふさかの關のあなたを照らす光りは



諸法實相

八條宮智仁親王

見てだにも手にとりとりとめぬ姿まで何かはもれん法のまどろに

皆是吾子

伏見宮貞清親王

世の人のこゝろの闇もまよはじのをしへ妙なる法のたらちね

淨佛國土

高松宮好仁親王

くもりなき佛の國をちりの世にうつすも人のこゝろならずや

心尙懷憂懼

曼珠院良恕法親王

したふにもひめおく法の道理をいつかはきかん憂ひをぞ思ふ

權化作此城

大覺寺尊性法親王

諸人のやすらふかりのやどりこそたゆむ心のすゝめなるらめ

内秘菩薩行

妙法院堯然法親王

なほざりの人やは知らむあさからぬ心にこむる法のをしへは

我願既滿

智恩院良純法親王

傳へ來てさらに心もたのもしなねがひにかなふ法のしるしは

法華最第一

聖護院道晃法親王

説きおける言の葉しげき中にしもまことの法の花ぞいろこき

在七寶塔

青蓮院尊純大僧正

しづかなる光りにもあるか説く法の花の戸ぼそを照らす月影

龍女成佛

三條西實條

わだつ海の底のみくさも浮ぶ世の御法たゞしくのこる國かも

我不愛身命

日野資勝

うへもなき法の道にし入るひとのあだの命はなにかをしまむ

常有是好夢

鳥丸光廣

絶えず見る夢のたからはうつ山のうつゝもわかぬ花の面かげ

我常遊諸國

廣橋總光

たぐひなき御法の花はけふぞ見るあまたの國に往き通へども



唯獨自明了

中院通村

くもらじの心ひとつに見る月は出て入る山のさわりだになし  
同じ十九日大相国晃山を下りて江戸に歸城す。二十日より二十三日まで、法  
華讀誦例の如し。間もなく大將軍の社參あるべきを以て、宮門跡公卿衆にも、  
引き續き日光に滞在せらる。

大將軍家光は、二十二日を以て江戸城を發し、二十五日を以て到著す。乃ち  
二十六日參拜の儀を行ふ。御太刀は酒井雅樂頭忠世之を捧げて奉納し、御簾は  
吉良若狭守義冬かゝげらる。二十七日は、神前に於て法華懺法を修せられ。御  
導師は、妙法院宮堯然親王を請じて、嚴かに勤められたり。大將軍家光聽聞の  
座に就き、一條右府、三條西亞相、中院黃門等の著座式の如くなりき。  
時に勅使北畠宰相親顯、主上宸翰を染め給ひし般若波羅密多心經を捧げて、  
内陣に奉納の御事ありき。大僧正跪座して之を拜受し、頓て御經供養の儀を整  
へて、將に之を緋かんとして、金銀の彩畫麗しき表覆ひをうち披けば、其裏に

宸筆を以て、二首の御製を遊ばされたり。

ほとゝぎすなくは昔のとはかりや

今日のみのりをそらにとふらん

梓弓やしまのなみをさめおきて

いまはたおなじ世をまもらん

此時宮殿の天にあたりて、杜鵑二聲高く啼きわたりぬ。今年夏になりてより、  
此山には今まで一聲だも名乗らざる所なりしかば、之を聞く人々、ゆくりなく  
も初音に心耳を澄して、驚喜措く所を知らざりけり。御經供養滞りなく畢り  
て、御經を内陣に納めんとするに方りて、杜鵑復もや二聲叫んで、雲間遙かに  
飛去る影、並み居る人々の目に、明らかに見えたるなり。  
時も時、折も折、かゝる奇特の現象を見る事、抑何の徴なるらん。世降り  
人劣れりと申せども、力をも入れずして天地を動かし、目に見えぬ鬼神を哭し  
むる和歌の徳は、今も尙衰へず、聖明の仁徳、佛法の靈徳、彼是融和圓通して、



第七圖



大僧正天海

(藏寺王輪光日) 繪宸製御皇天尾水後

を動かしたるに感動して、勅使に對して皇恩感謝の誠意を披瀝すると同様に、  
旨を有司に下して、時を移さず非常の大赦を行はしめたるは、いかに深く感動

三五〇

天地神明感應ま  
し、此祥瑞  
を示し給ふにぞ  
あらんずらんと  
孰れも感涙に袖  
を濡さぬはなく、  
面影の靈驗に促  
されて、互に信  
心肝に銘じけり。  
大將軍家光も  
深く聖詠の天神

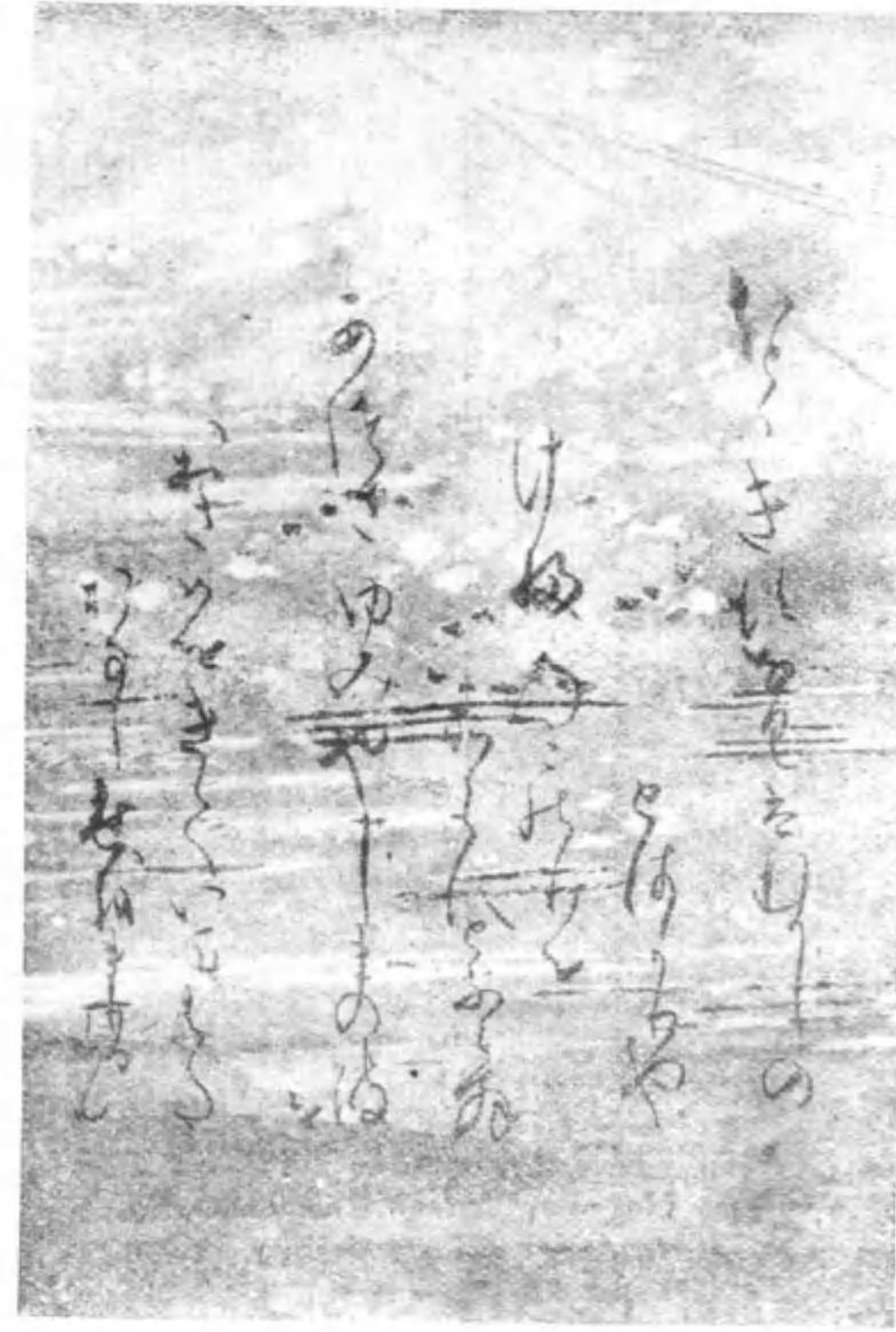
したるかを知るべき也。

先には塔中の密灌に於て、靈雨滂沱たる奇瑞を現はし、今また御製の徳に依  
つて、忽ち靈禽啼鳴の祥兆あり、重ねての靈驗感應を目にし、耳にもして、  
愈々聖徳の崇高なるを體し、益々神徳の灼然たるに感じ、自餘の法要懇に修  
行して、大將軍は二十八日を以て江戸歸還の輿を進め、著座の公卿も山を下り、  
親王門跡も下向ありてのち、大僧正は徐ろに坐禪院を辭して、東叡山に歸錫し  
たり。

當春の頃より、中宮復もや御懷妊の御模様傳へられ、皇子降誕ましませか  
しとて、公武ともに天地神明に祈りけるが、六月に迫んで、料らずも皇太子高  
仁親王御不豫の報に接して、忽ち愁雲に閉ぢられけり。諸寺諸山の御祈りも驗  
なく、月の十一日、終に薨去ましましけるこそ是非なかりけれ。されば、愈々  
中宮の御平産と、變生男子の御祈念とに、法力を盡しけるが、九月二十八日、  
月満ちて皇子降誕在らせらる。憂霧漸く霽れわたたりて、人々天日の光を拜しけ



第七圖



(磯寺王輪光日) 繪宸製御皇天尾水後

大御正天海

を動かしたるに感動して、勅使に對して皇恩感謝の誠意を披瀝すると同様に、  
旨を有司に下して、時を移さず非常の大赦を行はしめたるは、いかに深く感動

三五〇  
天地神明感應ま  
し、此祥瑞  
を示し給ふにぞ  
あらんずらんと  
孰れも感涙に袖  
を濡さぬはなく、  
面眼の靈驗に促  
されて、互に信  
心肝に銘じけり。  
大將軍家光も  
深く聖詠の天神

したるかを知るべき也。

先には塔中の密灌に於て、靈雨滂沱たる奇瑞を現はし、今また御製の徳に依  
つて、忽ち靈禽啼鳴の祥兆あり、重ねぬの靈驗感應を目にし、耳にもして、  
愈聖徳の崇高なるを體し、益神徳の灼然たるに感じ、自餘の法要懇に修  
行して、大將軍は二十八日を以て江戸歸還の輿を進め、茗座の公卿も山を下り、  
親王門跡も下向ありてのち、大僧正は徐ろに坐禪院を辭して、東叡山に歸錫し  
たり。

當春の頃より、中宮復もや御懷妊の御模様傳へられ、皇子降誕ましませか  
しとて、公武ともに天地神明に祈りけるが、六月に迫んで、料らずも皇太子高  
仁親王御不豫の報に接して、忽ち愁雲に閉ぢられけり。諸寺諸山の御祈りも驗  
なく、月の十一日、終に薨去ましましけるこそ是非なかりけれ。されば、愈  
中宮の御平産と、變生男子の御祈念とに、法力を盡しけるが、九月二十八日、  
月満ちて皇子降誕在らせらる。憂霧漸く霽れわたりて、人々天日の光を拜しけ



るに、何事ぞ、魔雲再び天を覆ふて、世に在すこと十日に満たず、十月六日にぞ隠れさせ給ひける。定めなき世のためしには、雲の上だも漏れ給はじとて、國舉りて哀愁の袖を搾りけり。

嘉瑞に満ちたる歳は、悲愁を以て暮れぬ。明る寛永六年こそ、公武ともに祥あれと祈りたるは、空憑めにてぞありけん、二月下旬の頃より、將軍家光不慮の痘瘡に罹りたり。家光未だ幼かりし時、水痘を患ひたる事ありけるを、乳人達一圖に痘瘡なりと思ひしかば、醫師等も診誤りて、痘瘡の療治をなしたり。這回も乳人達より、痘瘡は既に濟みぬと申すに依つて、醫師も夫を信じたるため、聊か見脈を誤りて、治療方に違ひたり。頓て脈體の重くなりて、痘瘡の微著はれしにぞ、人々皆色を喪ひぬ。家光年二十六歳、壯年の痘瘡なれば、萬に一も平痊は望み難し。されば、初は岡道琢孝賀、久志本右馬允常淳調薬を司りしが、更に武田道庵信重を召し、今大路延壽院正紹、岡本啓迪院諸品等と會議して、調薬を奉らしめ、閏二月一日には、遂に京都へも報じ、同き二日には、

金地院崇傳をして、五山に命じて、痘瘡祈禱の符を獻ぜしめぬ。

秀忠は深く憂慮して、逆運の祟る所、人力の能く及ぶ所に非ず、若し神明佛陀の威力に因るに非ずんば、何ぞ敢て快氣を獲んやと、大僧正を紅葉山の錦帳の下に召して、持念せしめたり。

慈眼大師傳記祈念の様を説いて曰く、時に海師切祈し切禱し、只其東照宮あるを知つて、其身あることを知らず、汲々として靈驗を求むるのみ。結願の朝修法既に畢り、海師襟を正して危坐し、自ら三磬を打たんと欲す。願力社壇を動かす。此故に内陣にして自から磬聲を發す。左右の緇侶皆驚愕するのみ。海師默然として頓首端拜し、謝を既往を申て、尙庇を將來に徼む。少焉して左右に謂て曰く、東照宮機感相應す、家光公の氣候速かに平復し玉ふべしと。即ち此靈應を舉げて、以て秀忠公の高聞に達すと。

時にまた乳人お福の局、一心に神を祈り、立願していはく、將軍家良薬を獻じて、其效しを得給はゞ、吾れ一生の間薬を服すべからずと。懇禱の至誠、天



にも通ずべく思はれたり。  
 夫かあらぬか、薬やうやく銘驗して、痘瘡満身に發し來り、その十三日には、金地院崇傳に命じて、酒湯の吉日を擇ばしむるまでになりぬ。十四日には、中宮の御使登營して、其病候を問ふ。十五日酒湯の式を行ひ。十七日二度目の酒湯に浴す。是日大内より御祈禱の符を賜はる。十九日また三度目の酒湯に浴す。二十一日、疱瘡御見舞として、勅使持明院中將基定本城に臨む。仙臺中納言政宗も郡山まで上りけるが、抑留のよしを聞きて封に歸る。今日第四番目の酒湯に浴して、愈九死に一生を得たりける也。  
 勅使として參向せる持明院中將基定も、本復を喜びて、二十二日に西城に登り、秀忠に謁したり。女院の御使、攝家、宮門跡の使者、皆登城して秀忠に謁したるが、二十四日には、持明院基定以下、中宮使、使者等を西城に召して饗應し、猿樂を催し、孰れも歸洛の暇を遣はしぬ。是日京都にて、中宮の御方にも平快を賀せられ、御祝宴の御催しありけるとぞ。

越えて四月五日、家光始て西城に詣りて、大相國に覲す。秀忠全快を祝ひて盛饌を供へ、猿樂を催しけるが、其十日秀忠本城に赴きて快然の賀儀を申ぶ。家光先づ茶席に奉じて茶を獻じ、後に盛饌を饗す。相伴は忠長、頼房及び藤堂和泉守高虎、立花飛騨守宗茂なりき。  
大猷院實紀、輪王寺寶物、東照宮祭典記、續史愚抄、華頂要略、東武實錄、東源記、

第十章 上野台臨

上野忍の岡東照大權現は、去る寛永四年の秋九月十七日、勅會を以て正遷宮を行はれたる後、社殿の結構、門廊の布設、残る方なく整ひて、神威は日に月に彌増し給へり。加ふるに東叡山の諸堂建ち列なりて、松楓の青葉がくれに、碧瓦丹楹の隱顯する様、繪も及ばざる風情あり。麓に澄める不忍の池には、芙蓉自から紅白の花を開き、中鳥を築きて仙波より勸請したる辨財天女は、垂柳の緑の絲を靡かして、東都無雙の名勝となりぬ。  
 されども、大相國にも將軍家にも、政務の違なかりけるにや、未だ一回も社